

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>2 工事請負契約から工事完成までの流れ</p> <p>入札・見積執行 (入札後7日以内)</p> <p>契約締結 (工事請負契約書、履行保証(契約保証金納付等))</p> <p>設計図書照査 → 施工計画書 (工事開業)</p> <p>着工前打合せ → 着工着手 (準備工事含む)</p> <p>着工着手 → 前金払請求書 (竣工検査)</p> <p>完了届 (完了届受理後14日以内)</p> <p>請負代金請求 (請求書受理後40日以内)</p> <p>請負代金支払</p>	<p>2 工事請負契約から工事完成までの流れ</p> <p>入札・見積執行 (入札後7日以内)</p> <p>契約締結 (工事請負契約書、履行保証(契約保証金納付等)、現場代理人等通知書、経歴書(現場代理人・技術者))</p> <p>設計図書照査 → 施工計画書 (工事開業)</p> <p>着工前打合せ → 着工着手 (準備工事含む)</p> <p>着工着手 → 前金払請求書 (竣工検査)</p> <p>完了届 (完了届受理後14日以内)</p> <p>請負代金請求 (請求書受理後40日以内)</p> <p>請負代金支払</p> <p>建設業適職金共済制度の掛金収納書 (契約後1ヶ月以内及び工事完成時)</p> <p>引渡書</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)																																																																																																																																										
<p>3 主任（監理）技術者等</p> <p>3.1 一般</p> <p>主任（監理）技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人、主任技術者等及び専門技術者）に基づき、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。</p> <p>また、建設業法第26条第3項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。</p> <p>現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人、主任技術者等及び専門技術者）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。</p> <p>工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。</p> <p>3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">許可を受けている業種</th> <th colspan="2">指定建設業(7業種)</th> <th colspan="4">その他(22業種)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほげ、電気、造園</th> <th colspan="2">大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、舗装、水道施設、消防施設、清掃施設、解体</th> <th colspan="2">指定建設業</th> <th colspan="2">一般建設業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可の種類</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> </tr> <tr> <td>元請工事における下請契約の請負代金合計金額</td> <td>4,000万円以上</td> <td>4,000万円未満</td> <td>4,000万円以上は契約できない</td> <td>4,000万円以上</td> <td>4,000万円未満</td> <td>4,000万円以上は契約できない</td> <td>4,000万円以上</td> <td>4,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>工事現場に置くべき技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> </tr> <tr> <td>技術者の資格要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> </tr> <tr> <td>技術者の現場専任</td> <td colspan="8">公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事</td> </tr> <tr> <td>監理技術者資格者証の必要性</td> <td>必要</td> <td>必要ない</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要ない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建築一式工事の場合は6,000万円</p>	許可を受けている業種	指定建設業(7業種)		その他(22業種)				土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほげ、電気、造園		大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、舗装、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		指定建設業		一般建設業		許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	元請工事における下請契約の請負代金合計金額	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事								監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない	必要	必要	必要	必要	必要	必要ない	<p>3 主任（監理）技術者等</p> <p>3.1 一般</p> <p>主任（監理）技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人、主任技術者等及び専門技術者）に基づき、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。</p> <p>また、建設業法第26条第3項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、当該工事現場に専任で置くときはこの限りではないとされている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。</p> <p>現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人、主任技術者等及び専門技術者）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。</p> <p>工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。</p> <p>3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格</p> <p>福岡市 HP > 経済・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 現場代理人及び技術者の適正配置に関する取扱いについて</p> <p>福岡市 HP > 経済・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 現場代理人及び技術者の適正配置に関する取扱いについて</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">許可を受けている業種</th> <th colspan="2">指定建設業(7業種)</th> <th colspan="4">その他(22業種)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほげ、電気、造園</th> <th colspan="2">大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、舗装、水道施設、消防施設、清掃施設、解体</th> <th colspan="2">指定建設業</th> <th colspan="2">一般建設業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可の種類</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> <td>特定建設業</td> <td>一般建設業</td> </tr> <tr> <td>元請工事における下請契約の請負代金合計金額</td> <td>4,000万円以上</td> <td>4,000万円未満</td> <td>4,000万円以上は契約できない</td> <td>4,000万円以上</td> <td>4,000万円未満</td> <td>4,000万円以上は契約できない</td> <td>4,000万円以上</td> <td>4,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>工事現場に置くべき技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> <td>監理技術者</td> <td>主任技術者</td> </tr> <tr> <td>技術者の資格要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 </td> </tr> <tr> <td>技術者の現場専任</td> <td colspan="8">公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事</td> </tr> <tr> <td>監理技術者資格者証の必要性</td> <td>必要</td> <td>必要ない</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要ない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建築一式工事の場合は6,000万円</p>	許可を受けている業種	指定建設業(7業種)		その他(22業種)				土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほげ、電気、造園		大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、舗装、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		指定建設業		一般建設業		許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	元請工事における下請契約の請負代金合計金額	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事								監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない	必要	必要	必要	必要	必要	必要ない
許可を受けている業種		指定建設業(7業種)		その他(22業種)																																																																																																																																							
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほげ、電気、造園		大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、舗装、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		指定建設業		一般建設業																																																																																																																																				
許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業																																																																																																																																			
元請工事における下請契約の請負代金合計金額	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満																																																																																																																																			
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者																																																																																																																																			
技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 																																																																																																																																			
技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事																																																																																																																																										
監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない	必要	必要	必要	必要	必要	必要ない																																																																																																																																			
許可を受けている業種	指定建設業(7業種)		その他(22業種)																																																																																																																																								
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほげ、電気、造園		大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、舗装、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		指定建設業		一般建設業																																																																																																																																				
許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業																																																																																																																																			
元請工事における下請契約の請負代金合計金額	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満																																																																																																																																			
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者																																																																																																																																			
技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 																																																																																																																																			
技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事																																																																																																																																										
監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない	必要	必要	必要	必要	必要	必要ない																																																																																																																																			

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>4 施工体制</p> <p>4.1 総則</p> <p>建設業法第24条の7により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成7年6月29日より実施されている。</p> <p>また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第15条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。</p> <p>4.2 施工体制台帳・施工体系図</p> <p>施工体制台帳及び施工体系図は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、必ず作成しなければならない。施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間工事現場ごとに備え置かなければならず、施工体系図はその期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示する必要がある。</p> <p>加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っているため、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となる。また、平成13年10月1日から公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなった。</p> <p>※施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の作成については、国土交通省の作成例を参考にするとし、作成例については国土交通省のホームページを参照すること。</p> <p>(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html)</p> <p>※また、施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の記入例については、国土交通省九州地方整備局作成の「よくわかる建設業法」「施工体制台帳の作成のポイント」に掲載されている。</p>	<p>4 施工体制</p> <p>4.1 総則</p> <p>建設業法第24条の7により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成7年6月29日より実施されている。</p> <p>また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第15条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。</p> <p>4.2 施工体制台帳・施工体系図</p> <p>施工体制台帳及び施工体系図は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、必ず作成しなければならない。施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間工事現場ごとに備え置かなければならず、施工体系図はその期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示する必要がある。</p> <p>加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っているため、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となる。また、平成13年10月1日から公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなった。</p> <p>※施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の作成については、国土交通省の作成例を参考にするとし、作成例については国土交通省のホームページを参照すること。</p> <p>(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html)</p> <p>※また、施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の記入例については、国土交通省九州地方整備局作成の「よくわかる建設業法」「施工体制台帳の作成のポイント」に掲載されている。</p> <p>なお、施工体制台帳の作成範囲は、建設業法上必要とされている下請負人となります。(警備業者や資材業者は、作成対象外です)</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>5 建設業退職金共済制度</p> <p>土木工事共通仕様書第1編</p> <p>1-1-1-40 第5項に、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが、建設業退職金共済制度に係る報告書は、工事請負契約締結後、1ヵ月以内及び工事完成時（完了届提出時）に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合（例：工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共済制度の対象労働者を雇用しないこと等）についても、免除される場合と同様の取扱いとする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。と規定されている。</p>	<p>5 建設業退職金共済制度</p> <p>土木工事共通仕様書第1編</p> <p>1-1-1-41 第5項に、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが、建設業退職金共済制度の掛金収納書は、工事請負契約締結後、1ヶ月以内及び工事完成時（完了届提出時）に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合（例：工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共済制度の対象労働者を雇用しないこと等）についても、免除される場合と同様の取扱いとする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。と規定されている。</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>6 コリンズ(CORINS)への登録</p> <p>6.2 登録時期</p> <p>受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p> <p>変更時：変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p> <p>完成時：工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p> <p>訂正時：適宜</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものと し、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる</p>	<p>6 コリンズ(CORINS)への登録</p> <p>6.2 登録時期</p> <p>受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 (契約日を含めない)</p> <p>変更時：変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 (変更日を含めない)</p> <p>完成時：工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 (完成日を含めない)</p> <p>訂正時：適宜</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものと し、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>8 工事現場に掲げる標識について</p> <p>工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退共加入者証」等、関連法令規則等に則り工事現場に掲示しなければならない。</p> <p>8.1 建設業の許可票</p> <p>建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識掲げる意義は次のとおりである。</p> <p>(1) 建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。</p> <p>(2) 建設工事は、工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすること。</p> <p>本来、建設業法は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等を目的に定められている。したがって、建設業者は建設業法の遵守は言うまでもないが、行政担当部局は適切に指導を行う必要がある。よって、「建設業の許可票」については、元請はもとより下請業者の許可票も掲示を指導しているところである。</p>	<p>8 工事現場に掲げる標識について</p> <p>工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退共加入者証」等、関連法令規則等に則り工事現場に掲示しなければならない。</p> <p>8.1 建設業の許可票</p> <p>建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識掲げる意義は次のとおりである。</p> <p>(1) 建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。</p> <p>(2) 建設工事は、工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすること。</p> <p>本来、建設業法は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等を目的に定められている。したがって、建設業者は建設業法の遵守は言うまでもないが、行政担当部局は適切に指導を行う必要がある。</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>9 工事現場における交通事故の防止について</p> <p>工事現場における交通事故等の防止については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-32(交通安全管理)第4項に下記のとおり規定されている。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>9 工事現場における交通事故の防止について</p> <p>工事現場における交通事故等の防止については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-33(交通安全管理)第4項に下記のとおり規定されている。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>

工事関係書類一覧【土木】

更新日：R3.8

本表は、工事関係書類を一覧にまとめたものです。以下の事項に注意の上ご活用ください。

- 1 本表は、土木工事関係書類についての**共通事項**をまとめております。
工種によっては、別途必要な書類がある場合があります。
- 2 本表は、【工事着手前】，【施工中】，【工事完成時】，【その他】に分けてまとめております。
- 3 書類の詳細については、「書類作成の根拠」，「参照」欄記載の条文等を必ず確認ください。
- 4 【提出不要】，【提示不要】，【作成不要】については、慣例的に提出・提示・作成していた書類です。原則、提出・提示・作成する必要はありません。
- 5 情報共有システム（ASP）活用工事の場合は、「成果品」欄を確認のうえ電子成果品または紙の成果品どちらを納品するか受発注者間協議のうえ決定してください。

☆：電子	システム上で帳票（鑑）の作成が可能な書類等。電子での提出を推奨。 （事前協議で電子または紙を決定する）
◎：紙	紙での提出とする。（契約関係書類，施工計画書等）
■：電子または紙	事前協議で電子または紙を決定する。
●：	作成等が必要な書類
－：	作成等を簡素化できる書類

- 6 当初契約金額が500万円未満の工事関係書類の簡素化。
簡素化している書類は**共通事項**のみとしています。詳細については「500万円未満の必要書類」欄を参照してください。また、書類の作成や提示，提出を軽減しているものであつて、関係法令や施工管理の手引き等に基づいた管理などは行う必要があります。

7 【 】内の様式は、国の統一化様式です。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用						
契約	1	工事請負契約書	契約事務規則第28条1項	-	様式(契約課)	○						-	○	●		
	2	請書	契約事務規則第28条2項	-	様式第6号(契約課)		○					-	○	●	・契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴する。	
	3	見積書	契約事務規則第28条3項	-	様式第10号(契約課)		○					-	○	●	・契約金額が10万円以下の場合は「見積書」をもって契約書にかえることができる。	
設計図書	4	共通仕様書	-	-	-	○						-		●		
	5	特記仕様書	-	-	-	○						-	○	●		
	6	契約図面	-	-	-	○						-	○	●		
	7	現場説明書	-	-	-	○						-		●		
	8	質問回答書	-	-	-	○						-		●		
	9	工事数量総括表(金抜設計書)	-	-	-	○					-	○	●			
契約関係	10	着手届	契約事務規則第32条3項	-	様式第13号(契約課)		○	○			◎	1	○	●	・工事に着手したときはその翌日(当該翌日が休日であるときは、当該翌日以後直近の休日でない日)までに提出。 ・契約書の作成を省略する場合(請書を徴する場合)や見積書をもって契約書にかえる場合)省略可。	
	11	現場代理人等通知書 現場代理人等変更通知書	工事請負契約書第10条1項	-	【様式-1】 【様式-1(3)】		○	○			◎	1	○	●	・配置予定技術者調書に記載のある技術者と同一であること。	
	12	経歴書	-	-	【様式1-(2)】		○	○			◎	1	○	●	・「現場代理人等通知書」「現場代理人等変更通知書」とともに提出。	
	13	現場代理人の雇用を証する書面	【提出不要】	-	-											
	14	技術者の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	-	-											
	15	請負代金内訳書	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2-1	-	-	-										・共通仕様書で適用除外としている。
	16	工程表 変更工程表	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-3	・土木工事施工管理の手引きP2-2	-	【様式-3(1)】		○	○			◎	1	○	●	・契約締結後、10日以内の提出。 ・契約変更時も同様とする。
	17	建設業退職金共済制度の掛金収納証書	共通仕様書1-1-1-40-5	・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	-	【様式-4】		○	○			◎	1	○	●	・契約締結後、1ヶ月以内の提出。 ・電子申請方式による場合は、契約締結後40日以内に提出。
	18	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-40-5	・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	-	-		○	○			◎	1	○	●	・当初に証紙購入の場合、上記報告書に掛金収納書を貼り付け、提出。 ・電子申請方式の場合は、報告書とともに提出。 ・提出できない事情がある場合、理由を上記報告書に記載する。
	19	下請負人(建設用機械使用)通知書【廃止予定】	工事請負契約書第7条1項	-	-	様式		○	○							・発注者は受注者に、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
20	監督員通知書	工事請負契約書第9条1項、3項	-	-	様式1-1		○				◎	-		●	・2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合も通知すること。(例:総括監督員、委託監督員)	
前金払	21	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)	【様式-5(1)】		○	○			◎	1	○	●	【対象】 契約金額が100万円を超える契約 【割合及び支払限度額】 ● 契約金額(履行期間が2年度以上にわたる契約は当該年度の出来高予定金額)の10分の4以内。(支払限度額は10億円) 【請求】 履行期限(履行期間が2年度以上にわたる契約)にあつては、当該年度末日)前1月まで。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条2項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。	
	22	保証事業会社の保証証書	工事請負契約書第34条1項	前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)	-		○	○			◎	1	○	●		

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用	一件書類				
工事	建設リサイクル	23 分別解体等の計画等(別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項		様式		○	○		■	1		【対象】 特定建設資材を使用する工事または、特定建設資材廃棄物を排出する工事で、請負金額が500万円以上の工事。 ・監督職員は、入札後、契約締結までの間に受注者(元請)に提出を求め、計画内容について説明を受ける。		
		24 建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	積算運用の手引きⅡ-112~121	様式-3	○				-	-		【対象】 上記同 ・監督職員は、工事の着手前に、環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課の確認を受け、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知する。 ・監督職員においては、契約内容に変更が生じた場合は、すみやかに手続きを行うこと。		
その他		25 コリンス(GORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	土木工事施工管理の手引きP7	-		○	○		-	-		【対象】 請負金額500万円以上の工事。 ・受注時・変更時・完成時は、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録し、監督職員に提示する。 (旧称:工事カルテ受領書)		
		26 特定建設作業実施届出書	騒音規制法・振動規制法 第14条第1項(第2項)	特定建設作業のしおり	様式第9(環境保全課)		○				-	2	●	・特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を除く)までに、当該作業を行う場所の区役所生活環境課に提出すること。	
		施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1, 2	・土木工事施工管理の手引きP2-1~20 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	鑑:様式-9		○	○		◎	2(注)	●	・特記仕様書に定めのある場合や災害対応等の概略発注、制約条件等により施工方法が未確定な工種は、詳細な内容が確定した段階で作成し提出する。(共通仕様書1-1-1-8) ・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要。(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)		
		表紙	【作成不要】	-	-										
		目次	【作成不要】	-	-										
		(1)工事概要	-	土木工事施工管理の手引きP2-5	-									-	・工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容(工事数量総括表の工種・種別・数量等)を記載。 ・工種が1式表示及び主体工程以外については、工種のための記載でもよい。
		現場位置図	【作成不要】	-	-										
		図面	【提出不要】	-	-										
		(2)計画工程表	-	土木工事施工管理の手引きP2-6	-									-	・横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成。
		休日取得計画表	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式									-	・週休2日工事を実施する場合、休日取得計画表を作成し、施工計画書に添付し提出する。
		(3)現場組織表	-	土木工事施工管理の手引きP2-7	-									●	・現場代理人については、夜間・休日等の緊急連絡先を記入 ・施工管理については、担当区分及び担当者指名等を記入(500万円未満不要)。 ・監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入(500万円未満は不要)。
		施工体系図	特記仕様書	-	参考様式(国土交通省)										・施工体制台帳に添付。
		建設業の許可証(写)	【提出不要】	-	-										
		作業員名簿 ※溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-										・既製杭工(共通仕様書3-2-4-4-21)及び鋼管矢板基礎工(共通仕様書3-2-4-9-11)における溶接工については、施工計画書に記載すること。 ・工場製作工(共通仕様書6-5-3-1-3、10-3-3-1-3、10-4-3-1-3)及び鋼製橋脚工の現場継手工(共通仕様書10-3-8-11-3)における溶接工については、監督職員の請求があった場合、提示すること。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考			
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用	ASP使用							
施工計画	27	技術者及び作業員の資格を証する書面 ※圧接工、溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-											・圧接工(共通仕様書1-3-7-6-1)及び溶接工(共通仕様書3-2-4-4-21, 3-2-4-9-11)については、監督職員の請求があった場合、提示すること。		
		技術者及び作業員の雇用を証する書面	【提出不要】	-	-													
		(4)指定機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-	-											・設計図書で指定されている機械(騒音振動、排ガス規制、標準操作等)、監督職員が必要と認めた機械について記載。	
		(5)主要船舶・機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-	-											・設計図書で指定されていない主要なものについて記載。	
		((6)主要資材)	【省略可】	土木工事施工管理の手引き P2-8	-	-											・材料承諾により確認できることから、記載不要。	
		(7)施工方法	共通仕様書1-1-1-23-1 ※工程毎に各条文を確認すること。	土木工事施工管理の手引き P2-9~10	-	-												・主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 ・記載対象工種は、(1)主要な工種、(2)設計図書で指定された工法、(3)共通仕様書に記載されていない特殊工法、(4)施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項、(5)特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等を標準とする。
		各工種毎の作業計画	-	-	-	-												
		各工種の構造図	【作成不要】	-	-	-												
		仮設備計画	-	-	-	-												
		(8)施工管理計画	共通仕様書1-1-1-23-8	土木工事施工管理の手引き P2-11~14	-	-												
		工程管理計画	-	-	-	-												・実施工程の手法・管理方法
		品質管理計画表(総括表)	-	-	-	-												・品質管理基準参照
		出来形管理計画表(総括表)	-	-	-	-												・出来形管理基準参照
		出来形管理図表	【提出不要】	-	-	-												
		写真管理計画表(総括表)	-	-	-	-												・写真管理基準参照
		(9)安全管理	-	土木工事施工管理の手引き P2-15~17, 10-1~2	-	-												
		安全管理計画	-	-	-	-												・安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策を記載。
		安全管理活動計画及び安全教育・訓練計画	共通仕様書1-1-1-26-9	-	-	-												・安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針を記載。
		(10)緊急時の体制及び対応	-	土木工事施工管理の手引き P2-18	-	-												
		緊急時の体制連絡系統図	-	-	-	-												・事故発生時の連絡系統図、対応策を記載。
		病院等の位置図	【作成不要】	-	-	-												
		防災対策組織表	-	-	-	-												・災害発生時の体制を記載。
		(11)交通管理	・共通仕様書1-1-1-32-3 ・共通仕様書3-1-1-13-3	土木工事施工管理の手引き P2-19	-	-												・交通管理、交通処理について記載。
		(12)環境対策	共通仕様書1-1-1-30-1	土木工事施工管理の手引き P2-19	-	-												・大気汚染、水質汚濁、振動、騒音対策等について記載。
		(13)現場作業環境の整備	-	土木工事施工管理の手引き P2-19	-	-												・現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策について記載。
		現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。	特記仕様書	-	-	-												・現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。
		(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	-	土木工事施工管理の手引き P2-20	-	-												・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、計画する。
処分業者一覧	【作成不要】	-	-	-												・アスコン、コンクリート、汚泥、建設発生土等の処分概要を1枚にまとめたもの。		
処理計画書	【作成不要】	-	-	-												・留意事項、フロー図等。		

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用	監督職員				
		運搬経路図 ※指定処分で搬入経路に制約がある場合は、備考参照。	【作成不要】	-	-										・指定処分での残土処理において、搬入経路に制約のある処分先(桜井)に搬入する場合は、経路図等を添付すること。
		再生資源利用計画書	共通仕様書1-1-1-18-5	・土木工事施工管理の手引きP11-1 ・積算運用の手引きⅡ-87～91	(コプリス様式)										・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
		再生資源利用促進計画書	共通仕様書1-1-1-18-6	・土木工事施工管理の手引きP11-1 ・積算運用の手引きⅡ-87～91	(コプリス様式)										・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
		建設発生土受入承諾書	・共通仕様書1-2-3-1-9, 10 ・共通仕様書1-2-4-1-14, 15	・土木工事施工管理の手引きP11-1～2 ・積算運用の手引きⅡ-96	様式-3										・処分場所及び処分業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を得なければならない。
		(15)その他	-	土木工事施工管理の手引きP2-20											・契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。
		現場環境改善の実施計画	特記仕様書	-	-										・現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。
		技術提案等の履行確認表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	-	様式(技術企画課)										・総合評価方式により契約した場合に作成し、施工計画書に含めて提出する。
		地下埋設物確認書	・共通仕様書1-1-1-26-16 ・特記仕様書	-	様式	○	○								・施工計画書に添付する。
		各管理者との確認資料(地下埋設物)	【提出不要】	-	-										・各管理者との確認時に使用した資料は提出不要。
		道路使用許可証(写)	【提出不要】	-	-										・施工計画書への添付不要。(提出ではなく提示で可)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。 ※【施工中】NO.7同様
ICT	28	ICT活用工事(土工)実施計画書	特記仕様書	ICT活用工事(土工)実施要領	様式	○	○			■	1				・ICT活用工事(土工)を行う希望がある場合、契約後、協議書、ICT活用工事(土工)実施計画書等を提出する。
照査	29	設計図書の照査確認資料	・工事請負契約書第18条1項 ・共通仕様書1-1-1-3-2	土木工事施工管理の手引きP3-1	鑑:【様式-9】										・契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。
		設計図書と差異有り				○	○		☆	1	・契約書第18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、様式-9を鑑として確認資料(現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等)を監督職員に提出する。				
		設計図書と一致						○	-	-	・契約書第18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。				
着工前 測量	30	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1	土木工事施工管理の手引きP3-2～8	鑑:【様式-9】	○	○			☆	2(注)				・(注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		工事測量結果(設計図書との照合)													
	31	設計図書と差異有り				○	○		☆	2(注)	・設計図書と差異があった場合のみ監督職員に提出し、指示を受ける。 (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)				
		設計図書と一致					○	-	-	・設計図書と一致している場合は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。					

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考		
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用							
建設副産物	32	産業廃棄物処理計画書	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条	・積算運用の手引きⅡ-87～91 ・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	様式1 (産業廃棄物指導課)		○				☆:電子 ●:紙 ■:電子または紙	2 (注)		●	【対象】 産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事。 ・工事着手の15日前までに環境局産業廃棄物指導課に提出すること。 (注)2部提出(押印後、1部返却)		
	33	産業廃棄物処理委託契約書	共通仕様書1-1-1-18-2	積算運用の手引きⅡ-88～91	-		○		○			-		●	・現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合。		
電子納品	34	工事概要	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	様式	○					☆			●	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照)		
	35	事前協議チェックシート			様式	○					☆			●	・発注者で入力後、受注者へ渡す。		
ASP	36	事前協議チェックシート(情報共有システム活用工事用)	特記仕様書	情報共有システム活用の手引き	様式	○					☆			●	【対象】 情報共有システム活用工事。(手引き参照) ・発注者で入力後、受注者へ渡す。 ・施工計画書へ添付すること。		
施工体制	37	施工体制台帳	・建設業法 第24条の7第1項 ・入札適正化法 第15条第1項、第2項 ・共通仕様書 1-1-1-10-1、4	・施工体制台帳の作成のポイント(九州地方整備局) ・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	鑑:【様式-9】 参考様式(国土交通省)		○	○			☆	1		●	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、下請契約を締結した時は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 ・変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記し、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。		
		契約書の写し(発注者⇄元請)	-	-	-											鑑の写しのみ。	
		契約書の写し(元請⇄全下請)	-	-	-											①契約書 ②注文書・請書+基本契約書 ③注文書・請書+基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。	
		建設業の許可証(写)	【提出不要】	-	-											元請、下請ともに不要。	
		元請・主任技術者または監理技術者の資格を証する書面	-	-	-											・監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し	
		元請・主任技術者または監理技術者の雇用を証する書面	-	-	-											・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要)	
		元請・専門技術者の資格及び雇用を証する書面	-	-	-											・主任技術者資格を有することを証する書面の写し ・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要) ・専門技術者を置いた場合に添付。	
		上記以外の作業員の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	-	-											元請、下請ともに不要。	
		作業員名簿	建設業法施行規則第14条の2	-	-	参考様式(国土交通省)											
		再下請負通知書	建設業法 第24条の7第2項	-	-	参考様式(国土交通省)											
		契約書の写し(下請⇄下請)	-	-	-	-											①契約書 ②注文書・請書+基本契約書 ③注文書・請書+基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。
		警備会社認定書	【提出不要】	-	-	-											
		警備員名簿	【提出不要】	-	-	-											
		教育実施状況	【提出不要】	-	-	-											
交通誘導警備業務合格書	【提出不要】	-	-	-													
38	施工体系図	・建設業法 第24条の7第4項 ・入札適正化法 第15条第1項 ・共通仕様書 1-1-1-10-2、4	・施工体制台帳作成のポイント(九州地方整備局) ・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	参考様式(国土交通省)		○	○				☆	1		●	・工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。		
39	地場企業下請不使用理由書	特記仕様書	-	-	様式-1	○	○				☆	1		-	・下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出。		
40	施工体制台帳チェックリスト	【廃止】	-	-	-												

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	監督職員	受注者保管				ASP使用
工事	1	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-14	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	【様式-9】	○				☆	—	—	●	・電子メールでの送付可(簡素化)	
	2	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-15	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	3	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-16	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	4	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-17	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	【様式-9】		○	○		☆ ※	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) ※施工計画書の提出は紙媒体とする。 (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	5	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-19	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	6	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-20	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	7	関係機関協議資料 (許可・承諾等の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	—	—	—		○	○	—	—	—	—	●	・許可、承諾等を得た資料は、提出ではなく提示で可。(道路使用許可証の写し等)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。
	8	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	—	—	—		○	○	—	—	—	—	●	・監督職員から提出の請求があった場合は提出する。 ・共通仕様書1-1-1-35-4~8参照
施工管理	9	材料承諾願			鑑:【様式-9】		○	○		◎ ※	2 (注)	—	●	・設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、提出する。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。(注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	10	JISマーク表示品	共通仕様書2-1-2-4	・土木工事施工管理の手引きP9-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	—		○	○		—	—	—	●	・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または資料の提出は省略可。	
	11	事前に認定された材料			—			○	○		—	—	—	●	・建設発生土リサイクルプラントの製品 ・再利用施設の製品 ・アスファルト混合物事前審査制度で認定された混合物を使用する場合、認定証、総括表、試験結果の提出は不要。(監督職員及び検査員が確認を求めた場合提示)(簡素化)
	12	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	・土木工事施工管理の手引きP9-1	【様式-10】			○	○		■	1	—	●	・設計図書に従って現場確認が必要な工事材料がある場合は、監督職員と協議の上、作成し提出。
	13	使用資材一覧表	特記仕様書	—	参考様式			○	○		◎ ※	1	—	●	・使用する資材・製品について記入し、材料承諾願に添付のうえ、提出。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。
	14	確認・立会依頼書	・工事請負契約書第14条 ・共通仕様書3-1-1-6-1	土木工事施工管理の手引きP9-2~3	【様式-12】			○	○		■	1	—	●	・設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合、必要に応じて関係資料の写しを添付し、監督職員に提出する。 ・様式は確認・立会依頼書【様式-12】を標準とするが、監督職員の了解が得られればこの限りではない。 (注)2部提出(押印後、1部返却) ・電子メールでの提出可
	15	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6	土木工事施工管理の手引きP9-2~4	【様式-11】			○	○		■	1	—	●	・設計図書で規定されている場合に適用し(例:共通仕様書記載の段階確認一覧表に示す項目など)、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出する。 ・提出方法は、①段階確認書【様式-11】による整理、②施工計画書-施工方法の工程フロー内に明記、③週間工程表による確認等とし、事前に監督職員に確認すること。 ・段階確認で監督職員の確認を受けた書面は、工事完成時まで監督職員へ提出すること。

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用	ASP使用					
安全管理	16	安全・訓練等の実施報告書	共通仕様書1-1-1-26-10	・土木工事施工管理の手引きP8-4 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	様式3-4		○		○	-	-			-	・実施状況写真を添付すること。 ・監督職員への提出は不要、提示とする。(簡素化)	
	17	安全教育訓練出席者名簿	【作成不要】	-	-										-	・出席者の自筆記名や押印は不要。
	18	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-		○		○	-	-				-	・監督職員への提出は不要、提示とする。(簡素化)
	19	災害防止協議会等の議事録	・労働安全衛生規則 第635条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.6.(5)(H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-	-				●	・災害防止協議会(安衛法第30条第1項、安衛則第635条)、安全衛生協議会(安衛法第30条、安衛則第635条、共通仕様書1-1-1-26-13)。 ・下請け業者や他業者と同一の場所で混在して作業する場合に該当。
	20	足場等の点検記録	・労働安全衛生規則 第567条、第568条、第575条の8	-	-		○		○	-	-				●	・足場(安衛則第655条(注文者)、第567条(事業者))、つり足場(安衛則第568条(事業者))、作業構台(安衛則第659条の2(注文者)、第575条の8(事業者))が該当。
事故	21	事故速報			【様式-13】	○	○	○		◎	1				●	・事故が発生した場合、電話等により直ちに報告する。 ・概要について事故速報【様式-13】により整理・提出する。 ・必要に応じて第2、第3報する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
	22	事故報告書	・共通仕様書1-1-1-29 ・福岡市公共工事にかかる事故報告要領	土木工事施工管理の手引きP10-3	様式2 (左記要領に基づく)		○	○		◎	1				●	・最終報告で事故報告書(様式2)を提出する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
	23	報告書(監督担当課の見解)			様式2-1 (左記要領に基づく)	○				-	1				●	・工事担当課は、様式2「事故報告」について事実確認のうえ、様式2-1「報告書(監督担当課の見解)」を作成し、様式2(写し)とともに技術監理課へ速やかに送付する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
工程管理	24	工事履行報告書	・工事請負契約書第11条 ・共通仕様書1-1-1-24	-	【様式-14】		○	○		☆	1			-	●	・工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。 ・実施工程表など、これに代わるものが提出された場合は提出不要とする。
	25	作業日報	福岡市請負工事監督規定第10条	-	-		○		○	-	-				●	
契約	中間前金払	26	中間前金払認定請求書			【様式-15】		○	○		◎	1	○		●	【対象】 前払金を受けた後、工期が3月以上で次の要件のいずれにも該当する契約 ①工期(2年以上にわたる契約)については、当該年度の工期(2分の1)を経過している。 ②工程表により工期(上記同)の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。 ③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当する。 【割合及び支払限度額】 ・契約金額の10分の2以内。(支払限度額は5億円)ただし、前金払と中間前金払の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならない。(支払限度額は15億円) ・中間前金払請求前に、部分払をしている場合は、前金払、部分払及び中間前金払の合計額は、契約金額の10分の9以内とする。 【認定請求】 受注者は、中間前金払認定請求書、工事履行報告書及び工程表(着手時から変更がある場合のみ)を提出し、発注者から中間前金払認定請求書の交付を受けること。 【請求】 竣工期日前(履行期間が2年度以上にわたる契約)にあつては、当該年度末日(前)1月まで。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条の2.3項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)]の内容を満たせば別様式での提出も可。
		27	工事履行報告書及び工程表	工事請負契約書第34条の2.2項		【様式-14】		○	○		◎	1	○		●	
	28	中間前金払認定調査		前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)		様式(契約課)	○				-	-	○		●	
	29	請求書(中間前金)				【様式-5(1)]		○	○		◎	1	○		●	
	30	保証事業会社の保証証書	工事請負契約書第34条の2.1項		-		○	○		◎	1	○		●		

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
指定部分完成検査	31	指定部分完成通知書	・工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1	検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課)	【様式-16】	○	○			◎	1	○	●	【対象】 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(指定部分)がある工事。 ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。	
	32	出来高内訳書	・工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-21-2		-	○	○			◎	1	○	●		
	33	指定部分引渡書	・工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1			【様式-17】	○	○			◎	1	○		●
	34	請求書	・工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1			【様式-5(1)】	○	○			◎	1	○		●
出来高(部分払)検査	35	部分払申請書	・工事請負契約書第38条2項 ・福岡市検査規程第3条	・部分払取扱要領(H13.4-一部改正 検査課) ・検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課) ・前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)	参考様式(検査課)	○	○			◎	1	○	●	【対象】 契約金額が300万円を超え工期が3月以上かつ、出来形部分が10分の4を超える工事。 【割合】 出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額の10分の9以内。 【請求】 竣工期日前1月まで。なお、頭書記載の限度回数をこえることができない。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。(工事請負契約書第38条5項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。	
	36	出来高内訳書	・工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-21-2		-	○	○			◎	1	○	●		
	37	既済部分明細書	福岡市検査規程第3条			参考様式(検査課)	○				-	-	○		●
	38	部分払金計算書				参考様式(検査課)	○				-	-	○		●
	39	請求書	工事請負契約書第38条5項			【様式-5(1)】	○	○			◎	1	○		●
中間確認検査	40	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	契約事務規則第41条1項第4号	中間確認検査の取扱いについて(H26.8.1-一部改正 検査課)	別紙1(検査課)	○	○			◎	1	○	●		
	41	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合			別紙2(検査課)	○				-	-	○	●		
	42	工事の部分使用について	・工事請負契約書第33条1項 ・共通仕様書1-1-1-22			【様式-22】	○	○			◎	1	○	●	・部分使用がある場合に提出する。
工期変更	43	工期延長の請求資料	工事請負契約書第21条	-	-	○	○			◎	1		●	・理由を明示した書面により、工期の延長を請求できる。(受注者→発注者)	
	44	工期短縮の請求資料	工事請負契約書第22条	-	-	○				◎	-		●	・特別の理由により工期短縮の必要があるとき、工期の短縮を請求できる。(発注者→受注者)	
設計変更	45	協議書(工事打合せ簿)	福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)	-	【様式-9】		○	○		☆	1		●	・受注者は、必要に応じて概算金額の提示を求めることができる。	
	46	通知書(工事打合せ簿)	・工事請負契約書第18条3項 ・福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)	-	【様式-9】	○				☆	-	○	●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、調査を実施し、結果をとりまとめ、調査・協議終了後14日以内に訂正・変更の通知をする。	
	47	設計変更事由書	福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)	-	様式2-5	○				-	-	○	●	・通知書に添付する。	
一時中止	48	基本計画書	・共通仕様書1-1-1-13-3 ・工事一時中止に係るガイドライン	-	継:【様式-9】	○	○			◎	2(注)		●	・必要に応じて作成する。 (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
支給品	49	支給材料受領書	工事請負契約書第15条3項	-	【様式-24】		○	○		◎	1		●	・支給材料を受領した場合に提出する。	
	50	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	-	【様式-25】		○	○		◎	1		●	・支給材料がある場合、工事完成時(完成前に精算が可能であればその時点)に提出する。	
	51	貸与品借用書	工事請負契約書第15条3項	-	-		○	○		◎	1		●	・貸与品がある場合に提出する。	
現場発成品	52	現場発成品調書	共通仕様書1-1-1-17	-	【様式-26】		○	○		◎	1		●	・現場発成品がある場合に提出する。	
工事	中間技術検査	53	工程表(中間技術検査日をマーカー等でラインを引く)	・共通仕様書3-1-1-10-3～7 ・福岡市中間技術検査要領	検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課)	-	○	○		◎	1		-	【対象】 設計図書において、対象工事と定められた工事。 【実施時期】 出来高が概ね50%となったときまたは工事の施工上の重要な変化があったとき。 【検査項目及び方法】 施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来栄その他について、現地検査並びに書類検査、写真検査の方法で実施する。	
		54	図面(平面図等)			-	○	○			◎	1			-
	建設副産物	55	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト	共通仕様書1-1-1-18-3	・土木工事施工管理の手引きP11-2 ・積算運用の手引きⅡ-87～92	-	○		○		-	-		●	・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
建退共	56	共済証紙受払簿	共通仕様書1-1-1-40-5	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	様式第030号 (建退協)		○		○	-	-		<ul style="list-style-type: none"> ・通常は提示のみであるが、監督職員から提出を求められた場合は提出しなければならない。 ・監督職員が施工時適宜、確認を行う。 ・様式は任意。 	
	57	建設業退職金共済証紙貼付確認明細書(名称及び様式は任意)	-		-		○		○	-	-		<ul style="list-style-type: none"> ・共済証紙貼付実績を被共済者の受領印とともに確認。 	
	58	建設業退職金共済制度辞退届(名称及び様式は任意)	-		-		○		○	-	-		<ul style="list-style-type: none"> ・他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認。 	
	59	他の退職金制度に係る加入証明書	-		-		○		○	-	-		<ul style="list-style-type: none"> ・上記辞退届と合わせて確認 	
	60	対象者一覧表	【提示不要】	-	-									
	61	建設業退職金共済契約者証	【提示不要】	-	-									
	62	建設業退職金共済手帳	【提示不要】	-	-									
	63	就労状況報告書及び共済証紙受領書	【提示不要】	-	-	様式2号 (建退協事務受託様式)								
64	共済証紙貼付状況報告書	【提示不要】	-	-	様式3号 (建退協事務受託様式)									

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用	ASP使用				
契約	1	完成通知書	・工事請負契約書第31条1項 ・共通仕様書1-1-1-20-1	-	【様式-29】	○	○			◎	◎	1	○	●	
	2	建設業退職金共済制度の掛金収納書	共通仕様書1-1-1-40-5	・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	【様式-4】	○	○			◎	◎	1	○	●	
	3	建退共掛金収納書			-	○	○			◎	◎	1	○	●	・工期途中で証紙購入した場合のみ、上記報告書に掛金収納書を貼り付け、提出。 ・電子申請方式の場合は、報告書とともに提出。 ・当初契約から完成において提出できない事情がある場合、理由を上記報告書に記載する。
	4	引渡書	工事請負契約書第31条4項	-	【様式-30】	○	○			◎	◎	1	○	●	
	5	請求書	工事請負契約書第32条1項	-	【様式-5(1)】	○	○			◎	◎	1	○	●	※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
工事	6	出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	・土木工事施工管理の手引きP6-1~2 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-	○	○			■	■	1		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	7	出来形管理図表			【様式-31】	○	○			■	■	1	-	●	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・管理方法は出来形管理展開図、設計図利用出来形管理図、出来形管理図表等とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-31】は、別様式でも可
	8	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	-	-	○	○			■	■	1		-	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	9	出来形管理工程能力図	【作成不要】	-	-										
	10	コア-結果表	-	-	-	○	○			◎	◎	1	○	-	
	11	段階確認実施時の確認資料	-	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-	○	○			■	■	1		●	・監督職員等が臨場して段階確認した場合、確認資料(図面チェック等)を出来形管理資料に添付し提出する。この場合、出来形管理写真の撮影は不要。(簡素化) ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	12	段階確認完了写真	【提出不要】	工事書類簡素化要領土木工事編(H31.4)	-										・工事写真帳へ添付し提出する。(簡素化)
	13	品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-	○	○			■	■	1		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	14	品質管理図表			【様式-32】	○	○			■	■	1	●	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-32】は、別様式でも可	
	15	品質管理工程能力図	【作成不要】	-	-										
	16	品質管理写真	共通仕様書1-1-1-23-8	・土木工事施工管理の手引きP8-2 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.5)	-	○	○			■	■	1		●	・工事写真帳に含めず、監督職員の指示により別途製本、整理する。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	17	品質規格証明書	共通仕様書2-1-2-1	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-	○	○	○		◎	◎	◎	1	●	・工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等。 ・受注者で整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・ただし、設計図書で提出を定められたものは提出。 ・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示とすることができる。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	18	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1に準拠	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-		○	○			-	-	-	-	・上記について、使用材料を確認できる資料が材料納入伝票のみの場合。
	19	材料納入集計表	【作成不要】	-	-										
	20	交通誘導警備員日報伝票	【提出不要】	-	-										
	21	交通誘導警備員集計表	【作成不要】	-	-										
	22	出荷証明書	共通仕様書2-1-2-1に準拠	工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-		○	○			-	-	-	-	

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考		
						発注者	受注者	提出	提示	監督職員	受注者保管					ASP使用	
	23	工事写真帳	共通仕様書1-1-1-23-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1~3 ・工事書類簡素化要領土木工事編(R3.8)	-		○	○			■※	1	○	●	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。 ・工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。 ・写真毎の説明欄への記入や略図の添付は不要。(簡素化) ・使用材料の形状寸法写真について、施工後も確認できるものは不要。また、設置後においても監督職員等が段階確認(配筋完了、据付完了等)を行うものは不要。(簡素化) ・監督職員等が臨場して段階確認した場合、出来形管理写真の撮影は不要。ただし、確認完了写真を工事写真帳に添付する。(簡素化) ・産廃処理の状況写真について、品目・処分場毎に1回の撮影とする。(簡素化) ※電子で提出する場合は、A4版(3枚等/ページ)に整理したPDF形式とする。		
		社内パトロール、KY活動等の状況	【作成不要】	-	-												
		排出ガス対策型建設機械の使用状況	【作成不要】	工事書類簡素化要領土木工事編(H31.4)	-	-										●	・排出ガス対策型建設機械の使用状況写真の撮影は不要。(簡素化)
		現場環境改善の実施状況	特記仕様書	-	-	-										●	・実施状況について工事写真に含め提出する。
	24	工事写真原本	共通仕様書1-1-1-23-8	土木工事施工管理の手引きP8-1~3	-	-		○	○			☆※1	1		●	・「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべてを含むこと。 ※1:容量が大きいためASPでの提出は不可。電子媒体で提出すること。 ※2:電子媒体(CD-ROM等)、ネガ、APSのカートリッジフィルムのいずれかで提出。	
		写真一覧	-	-	-	-		○	○			-※	1		●		
	25	工事写真整理帳	共通仕様書1-1-1-23-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1~3 ・工事書類簡素化要領土木工事編(H31.4)	-	-		○	○			-※	1		-	※上記原本を電子媒体で提出する場合、写真一覧、工事写真整理帳の作成及び提出は不要。(簡素化)	
	26	現場環境改善の実施報告書	【作成不要】	-	-	-										・実施状況については、工事写真に含め提出する。別冊での整理は不要。	
	27	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	・共通仕様書3-1-1-16 ・特記仕様書 ・福岡市請負工事成績評定要領	-	【様式-34(1)】			○	○			◎	1		●	・工事特性、創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出することができる。	
	28	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)			【様式-34(2)】			○	○			◎	1		●		
週休2日	29	休日取得実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式		○	○			■	1		-	・週休2日実施工事の場合、実施状況をとりまとめ、休日取得実施報告書を作成し提出する。		
電子納品	30	工事完成図	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	-		○	○			☆	1		-	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照)		
	31	電子媒体納品書			参考様式		○	○			◎	1		-	・手引き、事前協議に従って電子成果品を納品する。		
総合評価	32	技術提案等の履行確認結果表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	-	様式(技術企画課)		○	○			◎	1	○	-	・総合評価方式により契約した場合に提出する。 ・監督職員においては、決裁の後、一件書類に添付すること。		
建設副産物	33	搬入伝票	共通仕様書1-2-3-1-11	土木工事施工管理の手引きP11-2	-		○		○		-	-		●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)		
	34	産業廃棄物処理実績報告書	-	・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	様式2(産業廃棄物指導課)		○				◎	-		●	・産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。		
	35	再資源化処理施設搬入明細書	-	-	-			○		○		-		-	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。		
	36	再生資源利用実施書	共通仕様書1-1-1-18-5	-	(コプリス様式)		○	○			■	1	○	●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。		
	37	再生資源利用促進実施書	共通仕様書1-1-1-18-6	-	(コプリス様式)		○	○			■	1	○	●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。		
検査	38	指摘事項完了報告書	-	-	-		○	○			◎	1		●			
	39	修補完了届	共通仕様書1-1-1-20-6	-	【様式-21】		○	○			◎	1		●			

工事関係書類一覧【その他】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	監督職員	受注者保管	ASP使用				
										提出				
	1	下請の作業完成を確認するための検査を行ったことが確認できる書面	-	-	-		○		○	-			-	・建設業法第24条の4
	2	下請業者に対する安全管理の指導状況が確認できる書類	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14.(4) (H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-			-	
	3	施工体制に関する社内チェック等が確認できる書面(本店や支店による支援体制)	-	-	-		○		○	-			-	
	4	工場製作期間、技術者を適切に配置していることを確認できる書面	-	-	-		○		○	-			-	
	5	支給品要求書(14日前まで)	-	-	-		○	○		-			-	・施工プロセスのチェックリスト
	6	店社パトロール記録	-	-	-		○		○	-			-	・明確な規定なし。元請業者に設置されている安全(衛生)委員会(安衛法第19条関連)では、安衛則第21条に定める安全に関する規定の作成又は安全教育の実施計画を定めており、多くの元請業者は、実施計画に店社パトロールを実施することを定めている。
	7	安全巡視、TBM、KY等の記録	-	-	-		○		○	-			●	・安全巡視は、安衛則第637条で定められている。
	8	新規入場者教育の記録	・労働安全衛生規則 第35条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.9、14.(8) (H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-			●	
	9	過積載防止取組みの記録	-	-	-		○		○	-			●	
	10	使用機械、車輛等の点検整備等の記録	・労働安全衛生法 第45条 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	-	-		○		○	-			-	
	11	重機操作で誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録	-	-	-		○		○	-			-	
	12	山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録	・建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(国交省)第54 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	-	-		○		○	-			-	
	13	保安施設等の整理・設置・管理の記録	-	-	-		○		○	-			-	
	14	作業手順書	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14.(4) (H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-			-	

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 R3.8
<p>2 施工計画書</p> <p>(11) 交通管理</p> <p>土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。</p> <p>(1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策</p> <p>(2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。</p> <p>(3) 一般道路に係る工事の安全対策</p> <p>(4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法</p> <p>(5) 工事用道路を共有するときの対策</p> <p>(6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法</p> <p>(7) 過積載防止対策等</p> <p>①積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。</p> <p>②さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。</p> <p>③過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。</p> <p>④取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。</p> <p>⑤建設発生土の処理および骨材の購入に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。</p> <p>⑥以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。</p> <p>(8) 建設発生土を認定施設一覧表に記載の処分場等へ搬入する工事車両は、発注局及び処分場名を記入し、車両外から確認できる場所（フロントガラス等）に必ず掲示すること。</p> <p>(15)その他</p> <p>その他、重要な項目について、必要により記載する。</p> <p>①官公庁への手続き</p> <p>②地元への周知</p> <p>③その他</p>	<p>2 施工計画書</p> <p>(11) 交通管理</p> <p>土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-33 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。</p> <p>(1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策</p> <p>(2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。</p> <p>(3) 一般道路に係る工事の安全対策</p> <p>(4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法</p> <p>(5) 工事用道路を共有するときの対策</p> <p>(6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法</p> <p>(7) 過積載防止対策等</p> <p>①積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。</p> <p>②さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。</p> <p>③過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。</p> <p>④取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。</p> <p>⑤建設発生土の処理および骨材の購入に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。</p> <p>⑥以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。</p> <p>(8) 建設発生土を認定施設一覧表に記載の処分場等へ搬入する工事車両は、発注局及び処分場名を記入し、車両外から確認できる場所（フロントガラス等）に必ず掲示すること。</p> <p>(15)その他</p> <p>工事特性、創意工夫、社会性等に関する取り組みを実施する場合は、その内容を記載すること。</p> <p>なお、施工方法に関わるものについては、必要に応じ、(7)施工方法にも記載すること。</p> <p>その他、重要な項目について、必要により記載する。</p> <p>①官公庁への手続き</p> <p>②地元への周知</p> <p>③その他</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 R3.8
<p>3 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）</p> <p>3.2 着工前測量成果簿</p> <p>3.2.1 目的</p> <p>土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。</p> <p>1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。・・・後略</p> <p>測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。</p> <p>3.2.2実施上の留意点</p> <p>(1)管理内容は土木工事共通仕様書第1編1-1-1-37 工事測量に基づく、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。</p> <p>(2)測量は「国土交通省公共測量作業規程」に基づいて実施する。</p> <p>(3)近接する他の工事がある場合は、仮BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。</p> <p>(4)中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに提出し指示を受けなければならない。</p> <p>(5)測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮BM、工事用多角点及び重要な工事用測量標は、監督職員の承諾を得なければ移設してはならない。</p>	<p>3 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）</p> <p>3.2 着工前測量成果簿</p> <p>3.2.1 目的</p> <p>土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-38 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。</p> <p>1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。・・・後略</p> <p>測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。</p> <p>3.2.2実施上の留意点</p> <p>(1)管理内容は土木工事共通仕様書第1編1-1-1-38 工事測量に基づく、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。</p> <p>(2)測量は「国土交通省公共測量作業規程」に基づいて実施する。</p> <p>(3)近接する他の工事がある場合は、仮BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。</p> <p>(4)中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに提出し指示を受けなければならない。</p> <p>(5)測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮BM、工事用多角点及び重要な工事用測量標は、監督職員の承諾を得なければ移設してはならない。</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 R3.4
<p>4.4 その他</p> <p>実工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるため、監督職員への提出は必要とせず、提示でよい。</p>	<p>4.4 その他</p> <p>実工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるため、監督職員への提出は必要とせず、提示でよい。(なお、工事履行報告書に代わるものとする場合は、実工程表は提出とする。)</p> <p>工事履行報告書は、監督職員が提出を求めた場合に提出をするものとするが、実工程表など、これに代わるものが提出された場合は、提出不要とする。</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 R3.4
<p>5 土木施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>5.7 その他</p> <p>土工において、情報化施工や3次元データによる出来形管理を行う場合は、財政局技術管理課へ相談することとする。</p>	<p>5 土木施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-24 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>6 出来形管理基準</p> <p>6.3 出来形管理上の留意点</p> <p>(2) 測定</p> <p>1) 測定位置</p> <p>現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等(鉄筋、細竹、杭)で明確にしておく。</p> <p>2) 直接測定の原則</p> <p>測定の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。</p> <p>3) マーキング</p> <p>測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。</p> <p>4) 不可視部</p> <p>不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。</p>	<p>6 出来形管理基準</p> <p>6.3 出来形管理上の留意点</p> <p>(2) 測定</p> <p>1) 測定位置</p> <p>現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等(鉄筋、細竹、杭)で明確にしておく。</p> <p>開口部のない二次製品において、測定が困難な場合は、製品上部での測定も可とする。</p> <p>2) 直接測定の原則</p> <p>測定の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。</p> <p>3) マーキング</p> <p>測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。</p> <p>4) 不可視部</p> <p>不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。</p>

出来形管理基準及び規格値

目次(出来形管理基準)

6.2 出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			6 - 30
		2	掘削工 (面管理の場合)			6 - 30
		3	掘削工(水中部) (面 管理の場合)			6 - 31
	1-2-3-3	1	盛土工			6 - 31
		2	盛土工 (面管理の場合)			6 - 32
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアル メ) 壁工法		6 - 32
				多数アンカー式 補強土工法		6 - 32
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		6 - 32
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		6 - 33
	1-2-3-6		堤防天端工			6 - 33
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			6 - 33
		2	掘削工 (面管理の場合)			6 - 34
	1-2-4-3	1	路体盛土工			6 - 35
		2	路体盛土工 (面管理の場合)			6 - 35
	1-2-4-4	1	路床盛土工			6 - 35
		2	路床盛土工 (面管理の場合)			6 - 35
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		6 - 36
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			6 - 36

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		6 - 37
				軽量鋼矢板		6 - 37
				コンクリート矢板		6 - 37
				広幅鋼矢板		6 - 37
				可とう鋼矢板		6 - 37
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		6 - 37
	3-2-3-6		小型標識工			6 - 37
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		6 - 38
				転落（横断）防止柵		6 - 38
				車止めポスト		6 - 38
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		6 - 38
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		6 - 38
	3-2-3-9		区画線工			6 - 39
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		6 - 39
				距離標		6 - 39
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			6 - 39
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		6 - 40
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		6 - 40
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			6 - 41
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		6 - 41
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			6 - 41
	3-2-3-15		PCボックス製作工			6 - 42
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			6 - 42
		2	PC押し出し箱桁製作工			6 - 42
	3-2-3-17		根固めブロック工			6 - 43
	3-2-3-18		沈床工			6 - 43
	3-2-3-19		捨石工			6 - 43
	3-2-3-22		階段工			6 - 44
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		6 - 44
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		6 - 44
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		6 - 45
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		6 - 45
		2	多自然型護岸工	かごマット		6 - 45
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		6 - 46	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		6 - 46	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		6 - 46	
			プレキャストパイプ工		6 - 46	
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		6 - 47	
			L型側溝工		6 - 47	
			自由勾配側溝		6 - 47	
			管渠		6 - 47	
			2	側溝工	場所打水路工	
	3	側溝工	暗渠工		6 - 47	

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工種	3-2-3-30		集水柵工			6 - 48	
	3-2-3-31		現場塗装工			6 - 48	
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		6 - 49	
				砕石基礎工		6 - 49	
				割ぐり石基礎工		6 - 49	
				均しコンクリート		6 - 49	
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		6 - 49	
				プレキャスト		6 - 49	
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		6 - 50	
				鋼管杭		6 - 50	
				H鋼杭		6 - 50	
	3-2-4-4	2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		6 - 50	
	3-2-4-5		場所打杭工		6 - 51		
3-2-4-6		深礎工		6 - 51			
3-2-4-7		オープンケーソン 基礎工		6 - 52			
3-2-4-8		ニューマチック ケーソン基礎工		6 - 52			
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工		6 - 52			
第5節 石・ブロック積 (張) 工	3-2-5-3	1	コンクリート ブロック工	コンクリート ブロック積		6 - 53	
				コンクリート ブロック張り		6 - 53	
				天端保護ブロック		6 - 53	
	3-2-5-4		緑化ブロック工		6 - 54		
	3-2-5-5		石積(張)工		6 - 54		
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工 粒調Fe含む		6 - 55	
				アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理 の場合）		6 - 55
				アスファルト舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工） 粒調Fe含む		6 - 56
				アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調 整路盤工）（面管理 の場合）		6 - 56
				アスファルト舗装工	上層路盤工 （セメント（石灰） 安定処理工）		6 - 57
				アスファルト舗装工	上層路盤工（セメン ト（石灰）安定処理 工）（面管理の場 合）		6 - 57
				アスファルト舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 58
				アスファルト舗装工	加熱アスファルト安 定処理工（面管理の 場合）		6 - 58
				アスファルト舗装工	基層工		6 - 59
				アスファルト舗装工	基層工（面管理の場 合）		6 - 59
				アスファルト舗装工	表層工		6 - 60
				アスファルト舗装工	表層工（面管理の場 合）		6 - 60

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		6 - 61
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		6 - 61
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 62
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		6 - 62
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 63
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		6 - 63
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 64
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		6 - 64
		9	半たわみ性舗装工	基層工		6 - 65
		10	半たわみ性舗装工	基層工 (面管理の場合)		6 - 65
		11	半たわみ性舗装工	表層工		6 - 66
		12	半たわみ性舗装工	表層工 (面管理の場合)		6 - 66
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		6 - 67
		2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		6 - 67
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 68
		4	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		6 - 68
		5	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 69
		6	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		6 - 69
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 70
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		6 - 70
		9	排水性舗装工	基層工		6 - 71
		10	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		6 - 71
		11	排水性舗装工	表層工		6 - 72
		12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		6 - 72
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		6 - 73
		2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		6 - 73
		3	透水性舗装工	表層工		6 - 73
		4	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		6 - 73

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 75
		2	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		6 - 75
		3	グースアスファルト 舗装工	基層工		6 - 76
		4	グースアスファルト 舗装工	基層工 (面管理の場合)		6 - 76
		5	グースアスファルト 舗装工	表層工		6 - 77
		6	グースアスファルト 舗装工	表層工 (面管理の場合)		6 - 77
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		6 - 78
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工(面管理の 場合)		6 - 78
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		6 - 79
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工(面管 理の場合)		6 - 79
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工		6 - 80
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工(面 管理の場合)		6 - 80
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		6 - 81
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		6 - 81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート 舗装版工		6 - 82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		6 - 82
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		6 - 83
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)(面管 理の場合)		6 - 83
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		6 - 84
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		6 - 84
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)		6 - 85
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)		6 - 85
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		6 - 86
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)(面 管理の場合)		6 - 86
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		6 - 87
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管 理の場合)		6 - 87
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		6 - 88
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 88
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 89
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 89
		5	薄層カラー舗装工	基層工		6 - 89
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		6 - 90

目次(出来形管理基準)

		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 90
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 91
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 91
		5	ブロック舗装工	基層工		6 - 91
	3-2-6-15	1	路面切削工			6 - 92
		2	路面切削工	(面管理の場合)		6 - 92
	3-2-6-16		舗装打換え工			6 - 92
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			6 - 92
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		6 - 93

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			6 - 94	
	3-2-7-3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)			6 - 94	
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上			6 - 94
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)			6 - 95
	3-2-7-5		パイルネット工			6 - 96	
	3-2-7-6		サンドマット工			6 - 96	
	3-2-7-7		パーティカルドレーン工	サンドドレーン工			6 - 97
				ペーパードレーン工			6 - 97
				袋詰式 サンドドレーン工			6 - 97
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクション パイル工			6 - 97
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工			6 - 97
				高圧噴射攪拌工			6 - 97
				スラリー攪拌工			6 - 97
				生石灰パイル工			6 - 97
		2		スラリー攪拌工「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合			6 - 98
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		6 - 99	
				鋼矢板		6 - 99	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		6 - 99	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		6 - 99	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		6 - 100	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		6 - 100		
	3-2-10-9		地中連続壁工 (壁式)			6 - 101	
	3-2-10-10		地中連続壁工 (柱列式)			6 - 101	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 115		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 32	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	casting fee (金属支承工)		6 - 102	
		2	一般事項	casting fee (大型ゴム支承工)		6 - 103	
		3	一般事項	仮設材製作工		6 - 104	
		4	一般事項	刃口金物製作工		6 - 104	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立検査を実施する場合		6 - 105	
				シミュレーション 仮組立検査を実施する場合		6 - 105	
	2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		6 - 107		
	3-2-12-4		検査路製作工			6 - 108	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			6 - 108	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			6 - 108	
3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			6 - 109		
3-2-12-8		アンカーフレーム 製作工			6 - 109		

目次(出来形管理基準)

3-2-12-9	プレビーム用桁 製作工			6 - 110
3-2-12-10	鋼製排水管製作工			6 - 110
3-2-12-11	工場塗装工			6 - 111

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		6 - 112	
				ケーブルクレーン架設		6 - 112	
				ケーブルエレクション架設		6 - 112	
				架設桁架設		6 - 112	
				送出し架設		6 - 112	
				トラベラークレーン架設		6 - 112	
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		6 - 113	
				架設桁架設		6 - 113	
			架設工支保工	固定		6 - 113	
				移動		6 - 113	
			架設桁架設	片持架設		6 - 113	
				押出し架設		6 - 113	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		6 - 113	
				張芝工		6 - 113	
				筋芝工		6 - 113	
				市松芝工		6 - 113	
				植生シート工		6 - 113	
				植生マット工		6 - 113	
				植生筋工		6 - 113	
				人工張芝工		6 - 113	
				植生穴工		6 - 113	
				2	植生工	植生基材吹付工	
	客土吹付工		6 - 114				
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		6 - 115	
				モルタル		6 - 115	
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		6 - 115	
				現場吹付法枠工		6 - 116	
	3-2-14-4	2	法枠工	プレキャスト法枠工		6 - 116	
	3-2-14-6		アンカー工		6 - 116		
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		6 - 117
		3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		6 - 117	
3-2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		6 - 118	
				多数アンカー式補強土工法		6 - 118	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		6 - 118	
3-2-15-4		井桁ブロック工		6 - 118			
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		6 - 119	
				グラブ浚渫船		6 - 119	
		2	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船		6 - 119	
				バックホウ浚渫船(面管理の場合)		6 - 119	
3	浚渫船運転工						
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		6 - 120		

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	6 - 94	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	6 - 96	
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7 バーチカルドレーン工	6 - 97	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	6 - 97	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 97	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 49	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 49	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53	
	6-1-7-4		護岸付属物工			6 - 121	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	6 - 54	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53	
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 54	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 115	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 45
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 45
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 45
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 115	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 113	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 33	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 46
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	6 - 46	
かご枠					3-2-3-27羽口工	6 - 46	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	6 - 43	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	6 - 117	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固め ブロック工	6 - 43	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 43	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 43	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 46
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 46
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 43	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 43	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 46
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 46
	6-1-10-8		杭出し水制工			6 - 121	

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 55	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 78	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 88	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 90	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 47	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 48	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 37	
第12節 付帯道路施設工	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 39	
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 39	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 37	
	6-1-13-3		配管工			6 - 121	
	6-1-13-4		ハンドホール工			6 - 122	
第2章 浚渫(川)							
第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工 (民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 119	
第3節 浚渫工 (グラブ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 119	
第4節 浚渫工(バックホウ 浚渫船)	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 119	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 97	
第5節 樋門・樋管本體工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37	
	6-3-5-6	1	2	函渠工	本體工		6 - 122
					ヒューム管		6 - 122
					PC管		6 - 122
					コルゲートパイプ		6 - 122
					ダクタイル鋳鉄管		6 - 122
		PC函渠	3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 46			
6-3-5-7		翼壁工			6 - 123		
6-3-5-8		水叩工			6 - 123		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 43	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 43	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 43	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46	
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 46		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 47	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 48	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	6 - 47	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 46	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 44	

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 105
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 108
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	6 - 108
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	6 - 110
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 109
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	6 - 104
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 111
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	6 - 37
	6-4-6-7		床版工			6 - 124
	6-4-6-8		堰柱工			6 - 124
	6-4-6-9		門柱工			6 - 124
	6-4-6-10		ゲート操作台工			6 - 124
	6-4-6-11		胸壁工			6 - 124
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	6 - 123
6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	6 - 123	
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 43
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 43
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 43
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 46	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 44
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	6-4-9-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	6-4-9-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	6-4-9-9		架設工(トラバラー クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 48
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 120
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 141
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 141
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 141
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 141

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁 製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	6 - 40
	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	6 - 41
	6-4-14-4		プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	6 - 41
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	6 - 41
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 113
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 113
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 120
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
	第15節 コンクリート管理 橋上部工(PC ホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
6-4-15-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 42
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 141
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 141
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 141
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 141
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 55
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	6 - 61
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	6 - 67
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	6 - 73
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グース アスファルト舗装工	6 - 75
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 78
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 88
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 90
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	6 - 104
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 105
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 108
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 108
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	6 - 108
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	6 - 110
	6-5-3-9		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	6 - 110
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 109
	6-5-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 109
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	6 - 104
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 111

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	6-5-6-5		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 52
	6-5-6-6		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 52
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	6 - 124
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	6 - 124
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	6 - 124
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	6 - 124
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	6 - 124
	6-5-6-13		閘門工			6 - 125
	6-5-6-14		土砂吐工			6 - 125
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
6-5-7-5			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 52
6-5-7-6			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 52
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
6-5-7-8			堰本体工			6 - 125
6-5-7-9			水叩工			6 - 125
6-5-7-10			土砂吐工			6 - 125
6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117	
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			6 - 126
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			6 - 126
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 112
	6-5-10-5		架設工 (ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 112
	6-5-10-6		架設工 (ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 112
	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 112
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 112
	6-5-10-9		架設工 (トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 112
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 48
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 120
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 141
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 141
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 141
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 141

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理 橋上部工（PC）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	6 - 40
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	6 - 41
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	6 - 41
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	6 - 41
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	6 - 113
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	6 - 113
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 120
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
	第16節 コンクリート管理 橋上部工（PC ホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	6 - 42
第17節 コンクリート管理 橋上部工（PC 箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 42
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
第18節 橋梁付属物工（コン クリート管理橋）	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 141
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 141
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 141
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 141
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 44
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 50
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
	6-6-4-6		本体工			6 - 127
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			6 - 127
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 50
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	6-6-5-7		コンクリート床版工			6 - 127
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 43
6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 47	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	6 - 127

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		6 - 128
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	6 - 54
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 43
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
6-7-4-8		水叩工	水叩工		6 - 128	
			巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 45	
			根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 43	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	6 - 128
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	6 - 128
	6-7-5-6		側壁工			6 - 128
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	6 - 128
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 54
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 49
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	6 - 33
	6-8-7-4		コンクリート舗装 補修工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 78
	6-8-7-5		アスファルト舗装 補修工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 55
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 39
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	6 - 121
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	6 - 122
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	6 - 123

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 33
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 123
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	6 - 46
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工 (連節ブロック張り)	6 - 53
				コンクリート ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	6 - 54
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 123
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 54
	6-9-6-4		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 92
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 92
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 92
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型 側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	6 - 47
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	6 - 48
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	6 - 37
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 48
	6-9-8-4		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 39

目次(出来形管理基準)

【第8編 斜面对策編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 113
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 115
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 115
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46
	8-3-4-6		アンカー工 (プレキャスト コンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	6 - 116
8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 116	
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 117
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	6 - 118
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	6 - 118
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	6 - 130
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・ 排水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 47
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			6 - 129
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	6 - 47
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 47
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 48
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			6 - 129
	8-3-7-5		集水井工			6 - 129
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 97
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	8-3-9-5		シャフト工 (深礎工)		3-2-4-6深礎工	6 - 51
	8-3-9-6		合成杭工			6 - 129

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		6 - 130
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	6 - 111
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	6 - 94
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	6 - 94
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	6 - 96
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7 パーチカルドレーン工	6 - 97
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	6 - 97
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 97
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 113
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 115
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 115
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 116
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 46	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 117
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	6 - 118
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	6 - 118
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-2-15-3補強土壁工	6 - 118	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	6 - 118	
第8節 石・ブロック積(張)工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	6 - 53
	10-1-8-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 54
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	10-1-9-6		場所打函渠工			6 - 130
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	6 - 46
第10節 排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	6 - 48
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 47
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 47
	10-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	6 - 47
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			6 - 130
	10-1-11-5		落石防護柵工			6 - 130
	10-1-11-6		防雪柵工			6 - 131
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			6 - 131
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			6 - 131
	10-1-12-5		遮音壁本体工			6 - 131

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	6 - 94
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	6 - 94
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 55
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	6 - 61
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	6 - 67
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	6 - 73
	10-2-4-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グース アスファルト舗装工	6 - 75
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 78
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 88
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 90
	10-2-4		歩道路盤工			6 - 132
	10-2-4		取合舗装路盤工			6 - 132
	10-2-4		路肩舗装路盤工			6 - 132
	10-2-4		歩道舗装工			6 - 132
	10-2-4		取合舗装工			6 - 132
	10-2-4		路肩舗装工			6 - 132
	10-2-4		表層工			6 - 132
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	6 - 48
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 47
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 47
	10-2-5-8		排水工(小段排水・ 縦排水)		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-2-5-9		排水性舗装用 路肩排水工			6 - 133
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 37
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		6 - 133
				ラバーシュー		6 - 133
				アンカーボルト		6 - 133
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 37
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		6 - 133
		2	大型標識工	標識柱工		6 - 133
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 39
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 39
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			6 - 134
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		6 - 134
10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		6 - 134	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	6 - 104
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			6 - 135
	10-3-3-4		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 109
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 111
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 51
	10-3-6-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 52
	10-3-6-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 52
	10-3-6-8		橋台躯体工			6 - 136
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 51
	10-3-7-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 52
	10-3-7-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 52
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	6 - 52
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		6 - 137
				重力式		6 - 137
				半重力式		6 - 137
2	橋脚躯体工	ラーメン式		6 - 138		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 51
	10-3-8-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 52
	10-3-8-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 52
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	6 - 52
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		6 - 138
				門型		6 - 139
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		6 - 139
				門型		6 - 139
	10-3-8-11		現場継手工			6 - 139
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 48

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 49
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 49
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 37
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	6 - 121
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	6 - 54
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 54
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 115
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 45
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 45
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 45
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 115
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 113
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 33
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46
		かご枠		3-2-3-27羽口工	6 - 46	
		連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	6 - 53	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 117
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 105
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 108
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	6 - 108
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	6 - 108
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	6 - 110
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	6 - 109
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			6 - 140
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 104
	10-4-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 109
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 111
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-4-5-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-4-5-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-4-5-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-4-5-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-4-5-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		6 - 140
2		支承工	ゴム支承		6 - 140	

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 48
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 120
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	10-4-8-3		落橋防止装置工			6 - 141
	10-4-8-5		地覆工			6 - 141
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			6 - 141
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			6 - 141
	10-4-8-8		検査路工			6 - 141
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 50
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 51
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	6 - 138
				T型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	6 - 138
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋) 架設工		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 48
第5章 コンクリート鋼上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	6 - 120
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 109
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 108
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 108
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 111
	第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁 製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)
スラブ橋					3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	6 - 40
10-5-5-3			ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンシ ョン桁製作工	6 - 41
10-5-5-4			プレキャスト セグメント桁 製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	6 - 41
10-5-5-5			プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	6 - 41
10-5-5-6			支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
10-5-5-7			架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	6 - 113
10-5-5-8			架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	6 - 113
10-5-5-9			床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 120
10-5-5-10			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		6 - 142
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	10-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 112
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 120
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ 橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	10-5-7-4		PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 42
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
第8節 RCホロースラブ 橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	10-5-8-4		RC場所打ホロー スラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 42
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 42
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 42
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 42
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 113
第12節 PC押し箱桁橋 工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作 工		3-2-3-16 PC押し箱桁製作工	6 - 42
	10-5-12-3		架設工 (押し架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 113
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 141
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 141
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 141
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 141
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			6 - 142
	10-6-4-4		ロックボルト工			6 - 142
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			6 - 143
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3 覆工コンクリート工	6 - 143
	10-6-5-5		床版コンクリート工			6 - 143
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			6 - 144
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 48
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			6 - 144
	10-6-8-5		明り巻工			6 - 145

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		6 - 146
	10-12-5-3		プレキャスト ボックス工	特殊部		6 - 146
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		6 - 146
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			6 - 147
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 92
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 92
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			6 - 148
			切削オーバーレイ工	面管理の場合		6 - 148
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 93
	10-14-4-7		路上再生工			6 - 148
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 88
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-14-5-5		集水柵・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	6 - 48
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 47
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 47
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 37
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	6 - 133
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 39
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	6 - 134
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	6 - 134
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 117
第11節 石・ブロック積 (張)工	10-14-11-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 54
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	6 - 130
	10-14-12-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 46
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 113
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 115
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 115
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 116
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工	6 - 46	

目次(出来形管理基準)

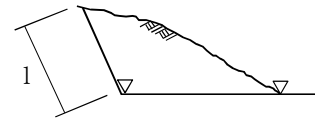
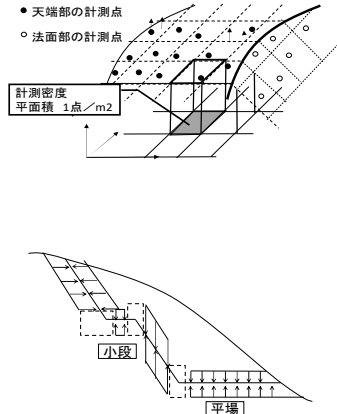
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 141
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 141
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 141
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 141
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 39
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			6 - 149
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	6 - 108
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 92
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 92
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5 切削オーバーレイ工	6 - 148
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 92
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	6 - 148
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 88
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
	10-16-6-5		集水枡・ マンホール工		3-2-3-30集水枡工	6 - 48
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 47
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 47
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	6 - 47
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 37
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 38
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 38
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 37
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	6 - 133
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 39
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 39
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	6 - 134
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	6 - 134
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 35
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 117
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 117
第15節 石・ブロック積 (張)工	10-16-15-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 53
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 54

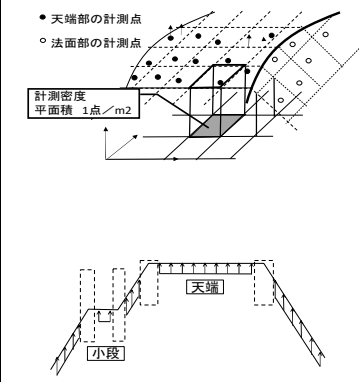
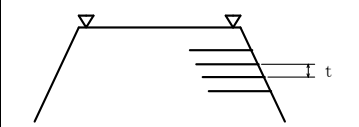
目次(出来形管理基準)

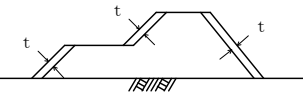
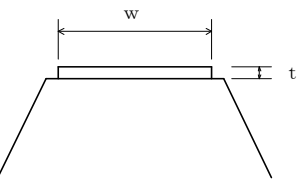
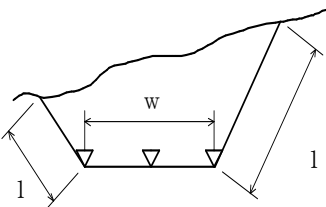
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	6 - 130
	10-16-16-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 46
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 113
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 115
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 115
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 116
	10-16-17-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	6 - 46
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	6 - 130
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	6 - 130
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	6 - 131
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	6 - 131
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	6 - 149
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	6 - 140
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 44
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 141
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 141
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 141
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 141
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 141
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 48
	10-16-25-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 39

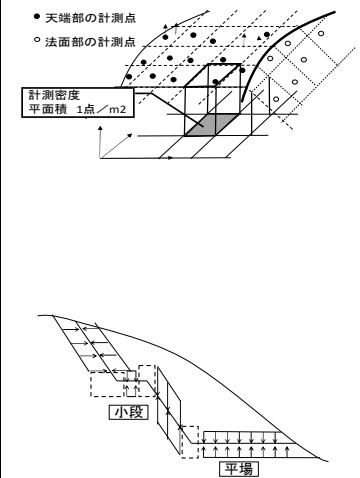
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。			
						法長 l	l < 5m	-200				
							l ≥ 5m	法長-4%				
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する			
						平場	標高較差	±50				±150
						法面	水平または	±70				±160

1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高格差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p>	
						平場	標高較差	±50	±300		
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±300		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p>		
						法長 l	l < 5m	-100			
							l ≥ 5m	法長-2%			
						幅 w ₁ , w ₂		-100			

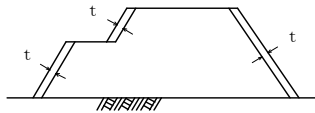
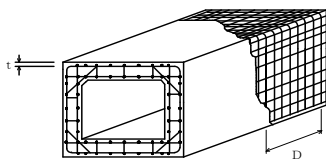
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均值	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	
					天端	標高較差	-50	-150			
					法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
					法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
		※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの									
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	2	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽		-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p>		
						厚さ t		-50			
						控え長さ		設計値以上			

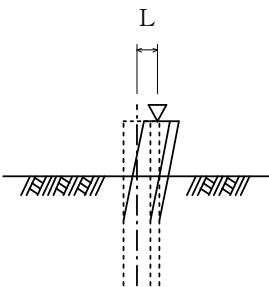
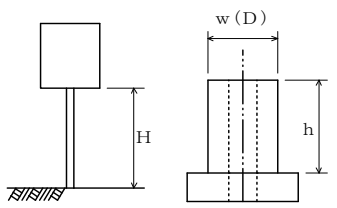
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	2	3	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
1	2	3	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長80mにつき1箇所、80m以下は2箇所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅	w	-100			
1	2	4	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。		
						法長 l	l < 5m	-200			
							l ≥ 5m	法長-4%			
						幅	w	-100			

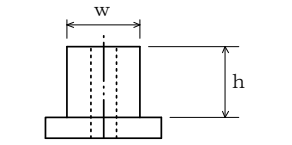
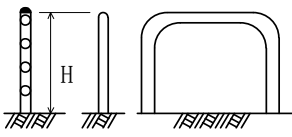
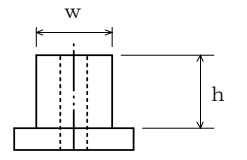
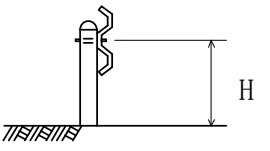
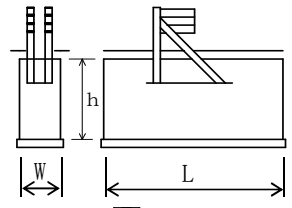
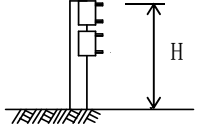
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>
					平場	標高較差	±50	±150		
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160		
					法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330		



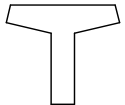
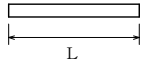
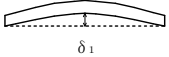
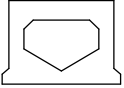
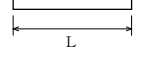
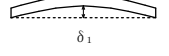
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。		
						法長 l	l < 5m	-100			
							l ≥ 5m	法長-2%			
						幅		w ₁ , w ₂			
1	2	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
						天端	標高較差	±50	±150		
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190		

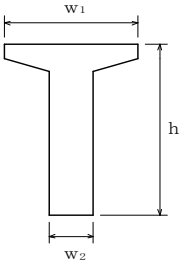
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5	法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	
				組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	組立て	かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上	<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編 3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	

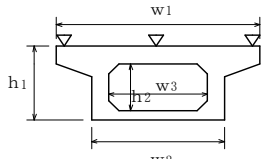
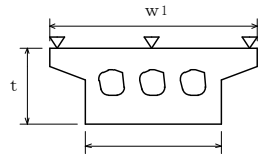
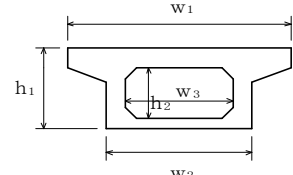
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 L	100				
						延 長	-50				
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1 箇所 / 1 施工箇所			
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1 箇所 / 1 基			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
							根 入 れ 長	設計値以上			

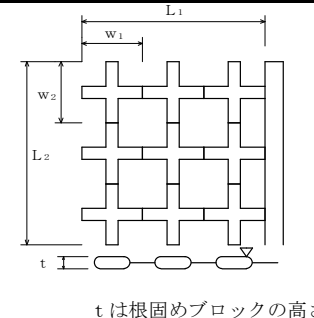
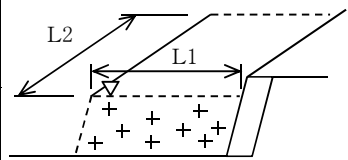
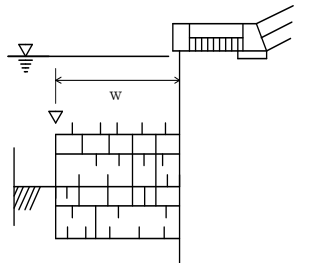
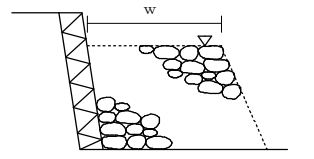
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。			
						基礎	高さ h	-30				
							パイプ取付高 H	+30	1箇所/1施工箇所			
								-20				
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。			
						基礎	高さ h	-30				
							ビーム取付高 H	+30	1箇所/1施工箇所			
								-20				
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎			
						基礎	高さ h	-30				
						基礎	延長 L	-100				
							ケーブル取付高 H	+30	1箇所/1施工箇所			
								-20				

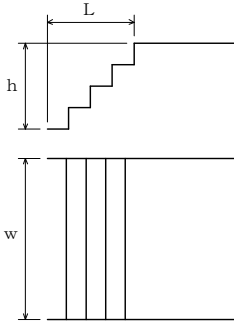
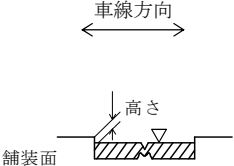
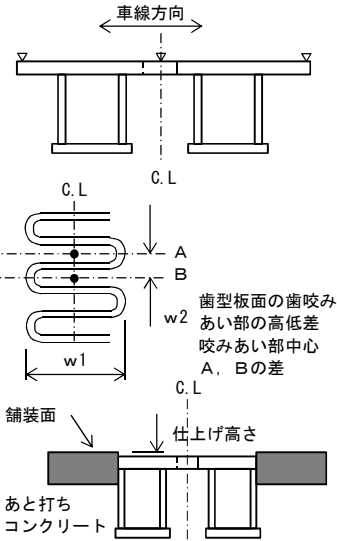
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚 さ t (熔融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m ² とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	± L/1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$L \leq 10m$ ±10 $L > 10m$ ± L/1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w ₁	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 L : 支間長 (m)		
						幅 (下) w ₂	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 L 支 間 長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 L	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 L 支 間 長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 L : 支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8L			

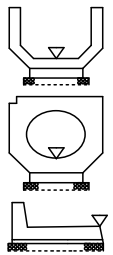
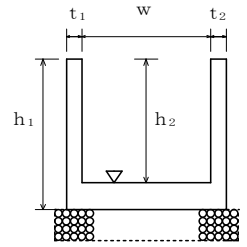
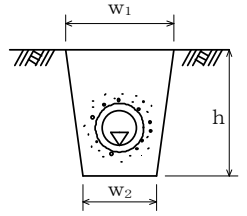
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 L：桁長（m）		
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 L	$L < 15 \dots \pm 10$ $L \geq 15 \dots$ $\pm (L-5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			
3	2	3	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 L：桁長（m）		
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 L	$L < 15 \dots \pm 10$ $L \geq 15 \dots$ $\pm (L-5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			
3	2	3	16	2	P C押し箱桁製作工	幅（上） w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 L：桁長（m）		
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 L	$L < 15 \dots \pm 10$ $L \geq 15 \dots$ $\pm (L-5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	3	17		根固めブロック工	層	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							厚さ t	-20				幅、厚さは40個につき1箇所測定。
							幅 w ₁ w ₂	-20				
							延長 L ₁ L ₂	-200				1 施工箇所毎
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							延長 L ₁ L ₂	- t / 2				1 施工箇所毎
3	2	3	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎				
						幅 w	±300					
						延長 L	-200					
3	2	3	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						幅 w	-100					
						延長 L	-200					

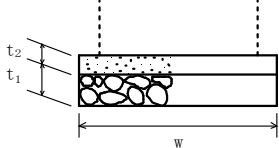
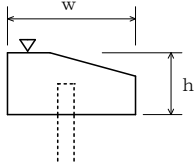
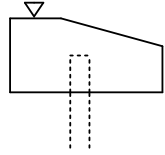
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所			
						高さ h	-30				
						長さ L	-30				
						段 数	±0段				
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2				
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
						高さ	車線方向各点誤差の相対差	3			
						高さ	表面の凹凸	3			
						高さ	歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						高さ	歯咬み合い部の縦方向間隔 w ₁	±2			
						高さ	歯咬み合い部の横方向間隔 w ₂	±5			
						高さ	仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2			
						高さ					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し0~+3			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長 l	-200			
						延長 L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 l	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t	-0.2 t			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						測 定 項 目	規 格 値				
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							$l \geq 3m$	-100			
						厚 さ t		-50			
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高 さ h		-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L_1, L_2		-200			
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合		
						※幅 w		-50			
						※高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			
									1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h_1, h_2	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w_1, w_2	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水桝工	基 準 高 ∇	±30	1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1 ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	1	1	一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$  	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径	設計径（公称径）-30以上			
3	2	4	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$  	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径(公称径) 以上※			

※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さL	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さL	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ(ブロック積張) t_1					-50
						厚さ(裏込) t_2					-50
						延長 L					-200
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法 長 l					-100
						延長 L_1, L_2					-200
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						幅 w					-100
						延長 L					-200

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (粒調F e含む)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所割に測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

3	2	6	7	3	基準高▽		±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所割に測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
					厚さ	幅	-25	-30	-8	-10		
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	
					粒度調整路盤工 (粒調Fe含む)							
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工)							
					粒度調整路盤工 (面管理の場合)							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7 7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽	±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所割に測定。厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
					厚さ	-15	-20	-5	-7		
					幅	-50	-50	-	-		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7 8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	基準高▽	±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7 11	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
					厚さ	-7	-9	-2	-3		
					幅	-25	-25	-	-		
					平坦性	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7 12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	
					平坦性	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	-25	-30	-8	-10		
						幅	-50	-50	-	-		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗装 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽		±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	幅	-15	-20	-5	-7		
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個割でコアを採取して測定。		
						厚さ	-9	-12	-3	-4			
						幅	-25	-25	-	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	10	半たわみ性舗装 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下						

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所を割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	-45	-45	-15	-15		
						幅	-50	-50	-	-		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所掘り起こして測定。		
						厚さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	-	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽		±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000m ² に1箇所の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						厚さ	幅	-15	-20	-5	-7		
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					排水性舗装工 (面管理の場合)								

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9 11	排水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
					厚さ	-7	-9	-2	-3		
					幅	-25	-25	-	-		
					平坦性	3m ² プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9 12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
					平坦性	3m ² プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		-	基準高は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所の割に測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		-			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-	基準高は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1箇所をコアーを採取して測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所の割に測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						厚さ	-9	-3		
						幅	-25	-		
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

3	2	6	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	基準高▽		±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	幅	-9	-12	-3	-4		
3	2	6	11	4	排水性舗装工 グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

3	2	6	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	基準高▽	±20		-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に10個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	-7	-9	-2	-3		
						幅	-25	-25		-		
						平坦性	3m ² プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					
3	2	6	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平坦性	3m ² プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所を割に測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所を割に測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	-25	-30	-8		
						幅	-50		-		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	基準高▽	±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		-				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは1,000m ² に1個割でコア採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						厚さ	-9	-12	-3		
						幅	-25		-		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)					10個の測定値の平均(X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚 さ	-10	-3.5				
						幅	-25	-				
						平坦性	コンクリートの硬化後 3m ^φ プロフィールメータにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下					
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
						平坦性	コンクリートの硬化後 3m ^φ プロフィールメータにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下					
						目地段差	±2					隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所を割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ	-45		-15			
						幅	-50		-			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	13	コンクリート舗装工	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所を割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
					(転圧コンクリート版工)	厚さ	-25	-30	-8			
					粒度調整路盤工	幅	-50		-			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	14	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
					(転圧コンクリート版工)							
					粒度調整路盤工							
					(面管理の場合)							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	基準高▽	±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未 満あるいは施工面積が2,000m ² 未 満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均 値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		-				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						厚さ	-9	-12	-3		
						幅	-25		-		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

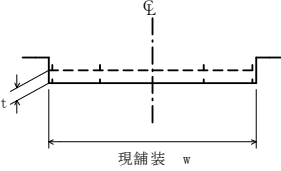
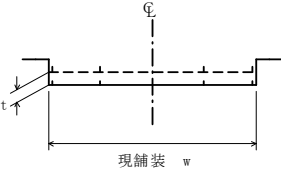
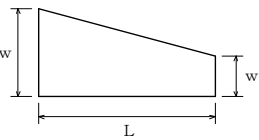
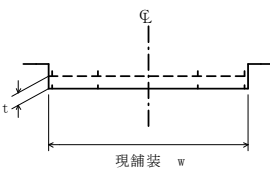
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、 幅は、延長80m毎に1箇所割で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ	-15	-4.5		
						幅	-35	-		
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、 3m ^φ プロファイルにより (σ)2.4mm以下。			
				目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、 3m ^φ プロファイルにより (σ)2.4mm以下。			
						目地段差	±2			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所を割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20		-		基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所を割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)					10個の測定値の平均(X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8			
						幅	-50		-			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。		
						厚 さ	-15	-20	-5			
						幅	-50		-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。		
						厚 さ	-9	-12	-3			
						幅	-25		-			

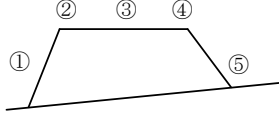
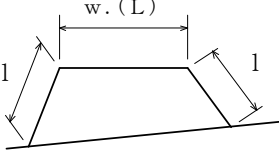
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		-			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						厚 さ	-25	-30	-8			
						幅	-50		-			

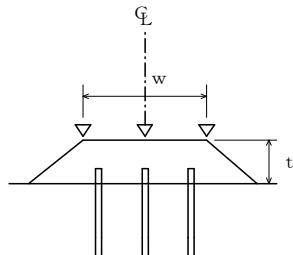
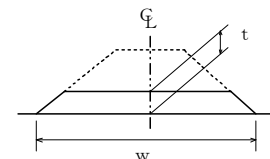
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	基準高▽	±20		-	基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8			
						幅	-50		-			
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	基準高▽	±20		-	基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。		
						厚 さ	-15	-20	-5			
						幅	-50		-			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	基準高▽	±20		-	基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割とし、厚さは1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。		
						厚 さ	-9	-12	-3			
						幅	-25		-			

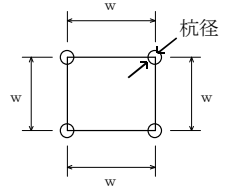
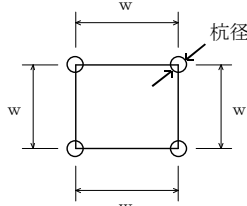
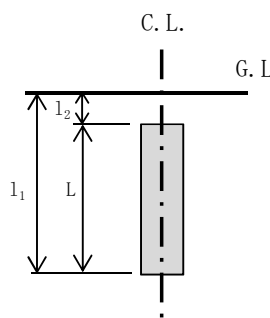
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
					幅 w	-25	—				
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 		
					幅 w	-25	-				
3	2	6	16	舗装打換え工	路	厚さ t	該 当 工 種		各層毎1箇所/1施工箇所		
				盤	幅 w	-50					
				工	延長 L	-100					
				舗	厚さ t	該 当 工 種					
				設	幅 w	-25					
				工	延長 L	-100					
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		
					幅 w	-25					
					延長 L	-100					
					平坦性	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー scanner を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー scanner を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		
					平坦性	<p>3m²プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下</p>					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50	延長40m毎に1箇所割で測定。 基準高、厚さは道路中心線及び端部で測定。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高、厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天 端 延 長 L	-500			

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領（表層安定処理・中層地盤改良工 事編）（案）」に記載の全体改良平面図 を用いて天端幅w、天端延長Lを確認 （実測は不要）	 
						法 長 l	-500		
						天 端 幅 w	-300		
						天 端 延 長 L	-500		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。		
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上	全本数		
						深 度 L	設計値以上		$L = l_1 - l_2$ l_1 は改良先端深度 l_2 は改良体天端深度	
										

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	
					位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘りしによる実測確認は不要)		
					杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘りしによる実測確認は不要)		
					改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残数計測による確認は不要)		

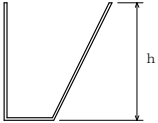
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						根 入 長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ L	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						配 置 誤 差	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L ₁ L ₂	-200			

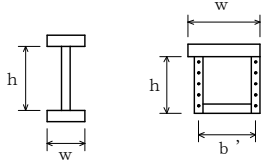
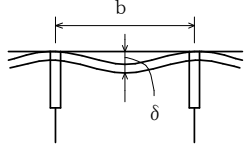
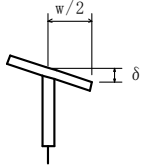
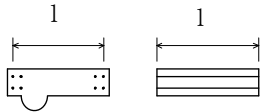
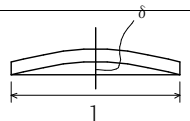
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 l	-100			
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		

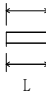
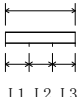
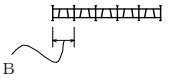
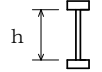
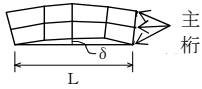
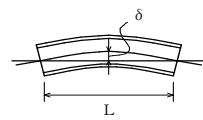
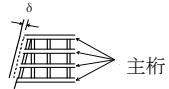
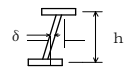
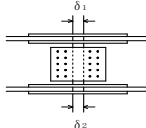
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所。延長20m（又は25m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3	2	10	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所。延長20m（又は25m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所。		D：杭径
						連壁の長さ l	-50			
						変 位 d	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			

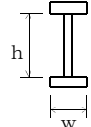
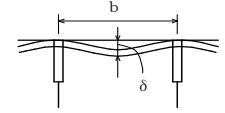
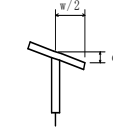
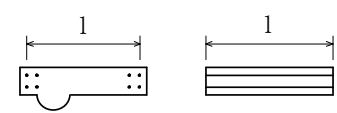
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	12	1	1	铸造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ドリル加工孔 アンカーボルト用孔(鑄放) センターボス ボス※5	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする ※5) 組立て後に測定							
							ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ									
							≤1000mm	1以下								
							ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ									
							>1000mm	1.5以下								
							≤100mm	+3 -1								
							>100mm	+4 -2								
							孔の中心距離 ※1					JIS B 0403-1995 CT13				
							ボスの直径					+0 -1				
							ボスの高さ					1 -0				
							ボスの直径					+0 -1				
							ボスの高さ					+1 -0				
							次ページへ続く									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
3	2	12	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上脊の橋軸及び直角方向 の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。										
						全移動量 L※4	L ≤ 300mm				±2							
							L > 300mm				±L/100							
						組立高さH	上、下面加工仕上げ				±3							
							構造用 クリート				H ≤ 300mm	±3						
											H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て						
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14							
							鋳放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15							
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級							
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級							
3	2	12	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅w	w, L, D ≤ 500mm	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差									
						長さL	500mm < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%										
						直径D	1500mm < w, L, D	0～+15										
						厚さt	t ≤ 20mm	±0.5										
							20 < t ≤ 160	±2.5%										
							160 < t	±4										
						相対誤差	w, L, D ≤ 1000mm	1										
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000										
																		

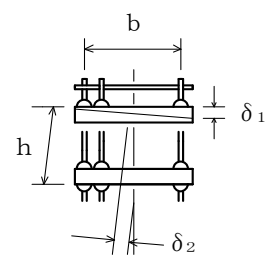
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \cdots \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$			

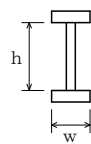
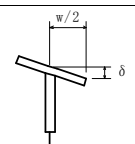
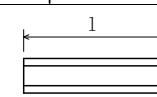
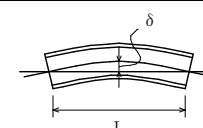
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	鋼桁等	 I型鋼桁 トラス弦材			
							$\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$						
							$\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$						
							$\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$						
							板の平面度 δ (mm)	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)				
							箱桁及びトラス等のフランジ	$b/150$					
							鋼床版のデッキプレート	$b/150$					
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。				
							部材長 l (m)	鋼桁				$\pm 3 \cdots l \leq 10$	
								トラス、アーチなど				$\pm 4 \cdots l > 10$	
圧縮材の曲がり δ (mm)	鋼桁	$\pm 2 \cdots l \leq 10$											
		トラス、アーチなど		$\pm 3 \cdots l > 10$									
※ 規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲がり δ 」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。													

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮 組 立 精 度	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+L_n/10)$	各桁毎に全数測定。		単径間の場合  多径間の場合 	
							主桁、主構の中心間 距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2) \cdots h > 5$	—	両端部及び中心部 を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots L \leq 100$ $+25 \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 L : 測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots 80 < L \leq 200$	各主桁について10 ~12m間隔を測定。 L : 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L : 主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を 測定。 h : 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h : 主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測 定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合、マイナス値 については設計値以上とする。			
<p>※規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁・主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板 $h / 250$ 箱桁等のフランジ $b / 150$ 鋼床版のデッキプレート	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
							フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$			
							部材長 l (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	主要部材全数を測定。 	
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	4		検査路製作工	部材	部材長L (m)	$\pm 3 \cdots L \leq 10$ $\pm 4 \cdots L > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w (m)	0~+30	製品全数を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4			
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2	(実測値) δ_2		
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長L (m)	$\pm 3 \cdots L \leq 10$ $\pm 4 \cdots L > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b / 500$	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h / 500$			
							高 さ h (mm)	± 5			


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	部	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
						材	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主桁のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 L (m)	$\pm 3 \cdots L \leq 10$ $\pm 4 \cdots L > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		

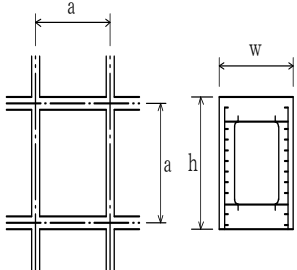
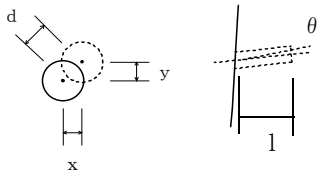
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。</p> <p>ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500m²とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1 ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブル クレーン架設） （ケーブル エレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラー クレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (20+L/5) ± (20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。	<p>単径間の場合 多径間の場合</p>	
						通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L : 主桁、主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	± (25+L/5)	主桁・主構を全数測定。 L : 主桁・主構の支間長 (mm)		
						※主桁、主構の中心間 距離 B (m)	±4……B≤2 ± (3+B/2)……B> 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の 橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁（主構）端を 測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h : 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測 定。 δ 1, δ 2 のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナス値 については設計値以上とする。		
								※は仮組立検査を実施しない工事に 適用		
<p>※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。</p>										

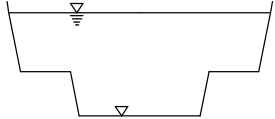
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	13			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全 長 ・ 支 間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。			
						けたの中心間距離	—				
						そ り	—				
3	2	14	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 1	1 < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができ		
							1 ≥ 5m	法長の-4%			
						盛 土 法 長 1	1 < 5m	-100			
							1 ≥ 5m	法長の-2%			
						延 長 L		-200			

3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面施工共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 l	l < 5m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							l ≥ 5m	法長の-4%		
							厚 さ t	t < 5cm		-10
								t ≥ 5cm		-20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上			検査孔により測定。
							延長 L	-200		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

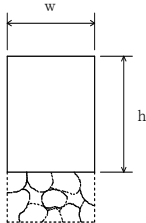
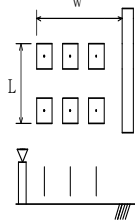
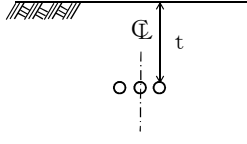
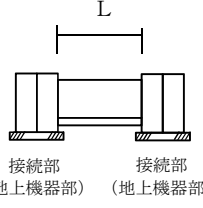
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	l < 3m	-50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほか「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							l ≥ 3m	-100				
						厚 さ t	t < 5cm	-10				200m ² につき1箇所以上、200m ² 以下は2箇所をせん孔により測定。
							t ≥ 5cm	-20				
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
					延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほか「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					

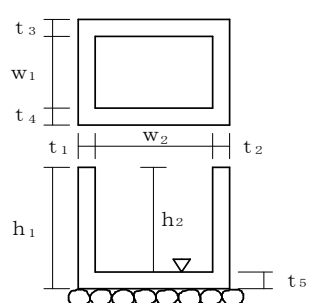
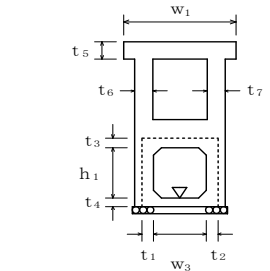
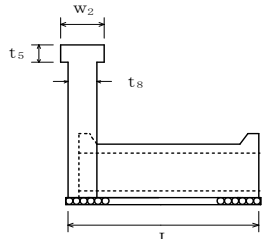
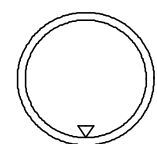
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工 共 通	4 1	法 枠 工 (現場打 法 枠 工) (現場吹 付 法 枠 工)	法 長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による	
						$l \geq 10m$	-200				
					幅	w	-30				枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
					高さ	h	-30				
					枠中心間隔	a	± 100				
延長	L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工 共 通	4 2	法 枠 工 (プレ キャスト 法 枠 工)	法 長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎			
						$l \geq 10m$	-200				
					延長	L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工 共 通	6	アン カー 工	削孔深さ	L	設計値以上				
					配置誤差	d	+100				
					せん孔方向	θ	± 2.5 度				
								$d = \sqrt{x^2 + y^2}$			

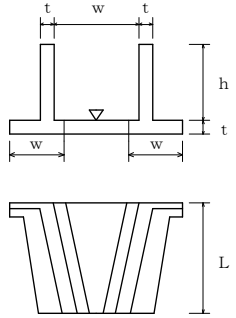
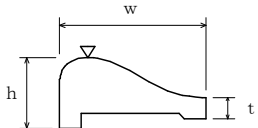
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	h<3m				-50
							h \geq 3m				-100
延 長 L	-200	1 施工箇所毎。									
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎。

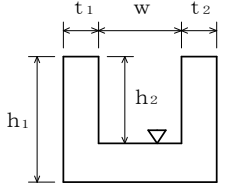
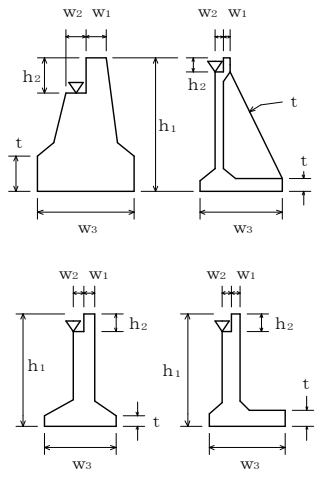
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基 準 高 ▽	電	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
							氣	500ps	-1,000~+200			
							船	1000ps	-1,200~+200			
							デ	250ps	-800~+200			
							イ	420ps	-1,000~+200			
							ゼ	600ps	-1,000~+200			
						ル	1350ps	-1,200~+200				
							幅	-200				
							延 長	-200				
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽		+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。			
						幅		-200				
						延 長		-200				
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下	+400以下				

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2	床版工	基準高 ∇	± 20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
					幅 w	0～+30			
					厚さ t	-10～+20			
					鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
					鉄筋の有効高さ	± 10			
					鉄筋間隔	± 20	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
					上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	7 法 覆 護 岸 工	4		護岸付属物工	幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	10 水 制 工	8		杭出し水制工	基 準 高 ∇	± 50	1組毎		
						幅 w	± 300			
						方 向	$\pm 7^\circ$			
						延 長 L	-200			
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	13 光 ケ ー ブ ル 配 管 工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
						延 長 L	-200			
										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6	河川編	1	13	4	ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合			
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20				
						※幅 w_1, w_2	-30				
						※高さ h_1, h_2	-30				
6	河川編	3	5	6	1	函渠工(本體工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所 で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	 	
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20				
						幅 w_1, w_2	-30				
						内空幅 w_3	-30				
						内空高 h_1	±30				
						延長 L	-200				
6	河川編	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200				

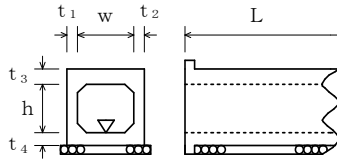
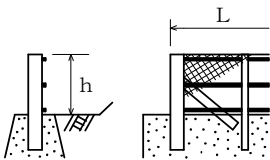
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
6	3	5	7	8	翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。					
						厚 さ t	-20						
						幅 w	-30						
						高 さ h	± 30						
						延 長 L	-50						
6	4	6	7	8	9	10	11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
									厚 さ t	-20			
									幅 w	-30			
									高 さ h	± 30			
									延 長 L	-50			
6	5	6	13	14	閘門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。					
						厚 さ t	-20						
						幅 w	-30						
						高 さ h	± 30						
						延 長 L	-50						
6	5	7	8	9	10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。				
							厚 さ t	-20					
							幅 w	-30					
							高 さ h	± 30					
							堰長 L	L<20m				-50	
								L \geq 20m				-100	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	5	8	3	魚道本体工	基準高 ∇	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、40m以下(又は50m)のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
6	河川編	5	9	2	管理橋橋台工	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 L_1	-50			
						敷長 L_2	-50			
						胸壁間距離 L	±30			
支点長及び中心線の変化	±50									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	6		本 体 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	7		燃 料 貯 油 槽 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	6 排 水 機 場	5 沈 砂 池 工	7		コ ン ク リ ー ト 床 版 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			

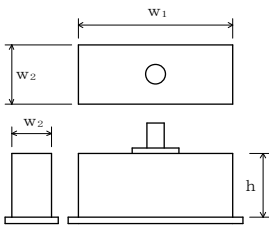
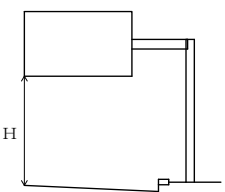
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床 固 め 本 体 工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所 で測定。		
						天 端 幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水 通 し 幅 l_1, l_2	± 50			
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある 箇所 で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所 で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天 端幅・天端高で各測点及びジョイント 毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、 又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

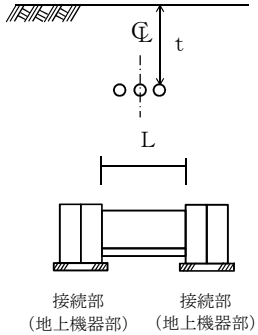
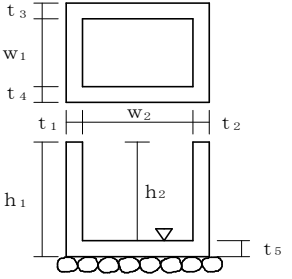
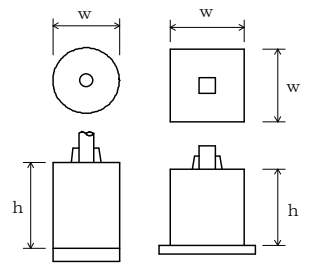
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	3	6	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ L	設計値以上	全数測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8	3	7	5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	-100			
						巻 立 て 幅 w	-50			
						巻 立 て 厚 さ t	-30			
8	3	9	6		合成杭工	基 準 高 ∇	± 50			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ+100以内			

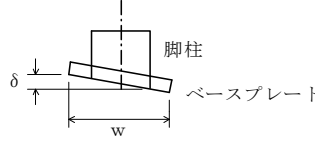
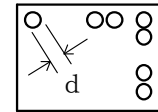
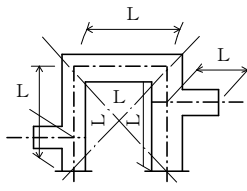
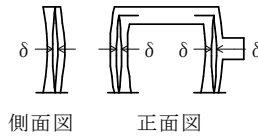
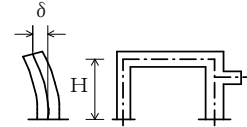
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部 材	部材長l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
								$\pm 4 \cdots l > 10$					
10	1	9	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。				
						厚 さ $t_1 \sim t_4$		-20					
						幅 (内法) w		-30					
						高 さ h		± 30					
						延長L	L<20m						-50
							L≥20m						-100
10	1	11	4		落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎				
						延 長 L		-200					
10	1	11	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	1	11	6		防雪柵工	高 さ H	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高 さ H	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長 l					全数
	打 込 み l	-10%									
	埋 込 み l	-5%									
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
10	1	12	5		遮音壁本体工	支 柱	間 隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 箇所		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
						高 さ h	+30, -20	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは片側延長80m毎に1箇所を掘り起こして測定。※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100					-
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽	±20	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは片側延長80m毎に1箇所コアを採取して測定。			
						厚 さ	-9	-3				
						幅	-25				-	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200				1箇所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4	1	踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1箇所/1踏掛版			
						各 部 の 厚 さ	± 20	1箇所/1踏掛版			
						各 部 の 長 さ	± 30	1箇所/1踏掛版			
						(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20			全数
						厚 さ	—				
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20			全数
ア ン カ ー 長	± 20	全数									
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎			
						高 さ h	-30				
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			

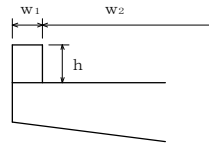
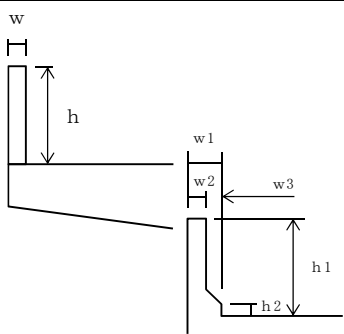
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1箇所	 <p>接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)</p>	
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所		
						高 さ h	-30			

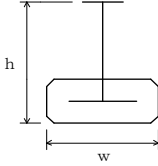
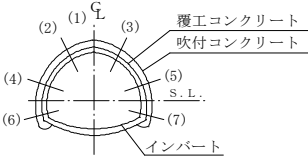
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱と ベースプレートの 鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		
							ベース プレ ート	孔の位置	±2	全数を測定。	
								孔の径	0~5	全数を測定。	
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$	両端部及び片持ばり部を測定。		
								$\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20m$			
								$\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20m < L$			
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		側面図 正面図
	柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		側面図 正面図						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1	-20				
						敷 幅 w_2	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ L	-20				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支間長及び 中心線の変位	± 50				
						箱 支 抜 承 き 部 ア ン カ ー ボ ル ト の	計画高				+10~-20
							平面位置				± 20
	アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下									
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						幅 w (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-50				

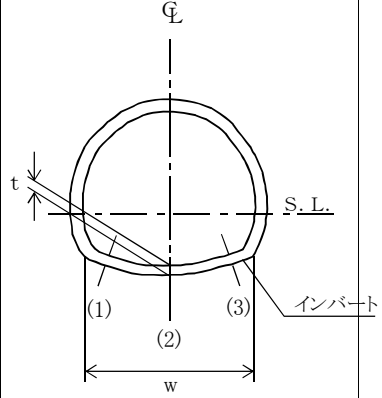
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 L	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 L	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	+5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長l (m)	±3……1≤10 ±4……1>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能性 注2)		設計移動量以上			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋			
							±5	±(4+0.5×(B-2))			
						水 平 度	橋軸方向	1/100			
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5									
可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上									
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能性 注2)		設計移動量以上			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋			
							±5	±(4+0.5×(B-2))			
						水 平 度	橋軸方向	1/300			
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5									
可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ-1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅 w_2	-10～+20			
						高 さ h_1	-20～+30			
						高 さ h_2	-10～+20			
						有効幅員 w_3	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	±4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 L: スパン長 (m)		
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 L スパン長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

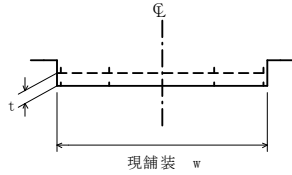
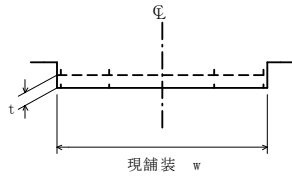
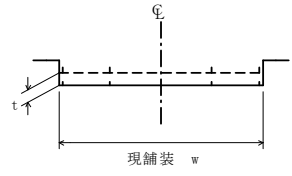
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道	6	5	3	覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10	道	6	5	5	床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t	-30			

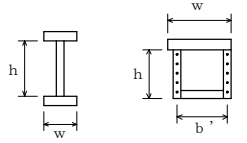
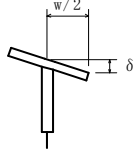
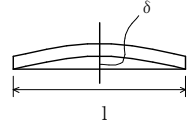
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h	h < 3 m				-50
							h ≥ 3 m				-100
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	6	8	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

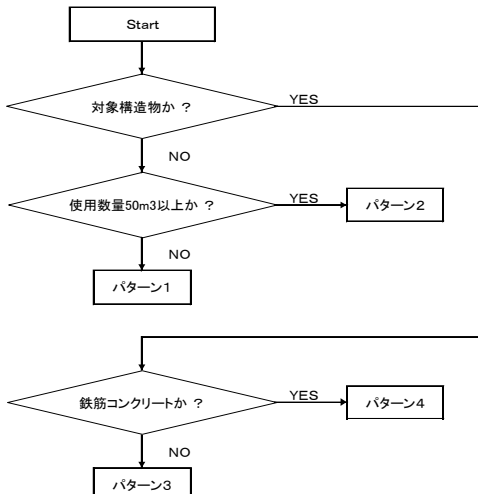
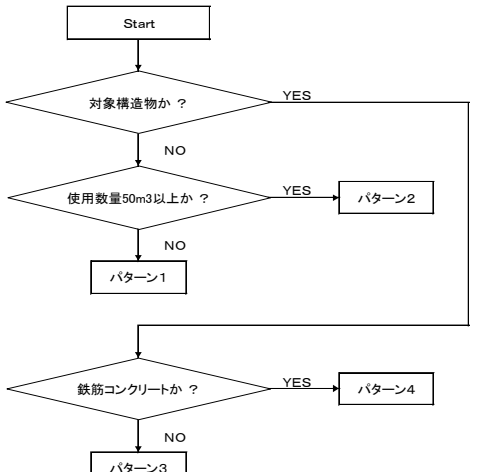
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	12	5	2		管路工(管路部)	埋 設 深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。		
						延 長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
10	12	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。		
10	12	5	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	12	6	2		ハンドホール工	基 準 高 ∇	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高の差とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は80m毎に1箇所/割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は80m毎に1箇所/割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
10	14	4	7		路上再生工	路	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1箇所/割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						盤	幅 w	-50			
						工	延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	道	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	
							$\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
							$\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$				
							$\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$				
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
圧縮材の曲がり δ (mm)	$1/1000$	—	主要部材全数を測定。 1 : 部材長 (mm)								

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 R3.4																																												
<p>7 品質管理基準</p> <p>7.5 公的試験機関での品質管理試験を行う項目</p> <p style="text-align: center;">コンクリート圧縮強度 コンクリート圧縮強度試験フロー</p>  <p>※使用数量はコンクリートの種類ごととする。(日打設量ではない)</p> <p style="text-align: center;">コンクリートの品質管理（圧縮強度試験）の頻度および試験実施機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">頻度</th> <th colspan="2">試験内容</th> </tr> <tr> <th>公的試験機関による試験</th> <th>自主管理試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン1</td> <td>省略できる</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>パターン2</td> <td>50m3ごとに1回の試験</td> <td>左記のうちσ28強度の試験</td> <td>左記のうちσ7強度の試験</td> </tr> <tr> <td>パターン3</td> <td>打設日ごとに1回の試験</td> <td>打設日ごとに1回の試験</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>パターン4</td> <td>打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)</td> <td>打設日ごとに1回の試験</td> <td>左記以外の試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 圧縮強度の1回の試験とは、供試体を6個採取し、そのうち3個はσ7強度での試験を実施し、残りの3個でσ28強度の試験を実施することを意味する。 2. スランブ試験、空気量試験は品質管理基準を参照のこと。 3. 「無筋コンクリート」とは、鋼材で補強しないコンクリート。但し、コンクリートの収縮ひび割れその他に対する用心のためだけに鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。 		頻度	試験内容		公的試験機関による試験	自主管理試験	パターン1	省略できる	-	-	パターン2	50m3ごとに1回の試験	左記のうち σ 28強度の試験	左記のうち σ 7強度の試験	パターン3	打設日ごとに1回の試験	打設日ごとに1回の試験	-	パターン4	打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)	打設日ごとに1回の試験	左記以外の試験	<p>7 品質管理基準</p> <p>7.5 公的試験機関での品質管理試験を行う項目</p> <p style="text-align: center;">コンクリート圧縮強度 コンクリート圧縮強度試験フロー</p>  <p>※使用数量はコンクリートの種類ごととする。(日打設量ではない)</p> <p style="text-align: center;">コンクリートの品質管理（圧縮強度試験）の頻度および試験実施機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">頻度</th> <th colspan="2">試験内容</th> </tr> <tr> <th>公的試験機関による試験</th> <th>自主管理試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン1</td> <td>1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)</td> </tr> <tr> <td>パターン2</td> <td>50m3ごとに1回の試験</td> <td>左記のうちσ28強度の試験</td> <td>左記のうちσ7強度の試験</td> </tr> <tr> <td>パターン3</td> <td>打設日ごとに1回の試験</td> <td>打設日ごとに1回の試験</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>パターン4</td> <td>打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)</td> <td>打設日ごとに1回の試験</td> <td>左記以外の試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 圧縮強度の1回の試験とは、供試体を6個採取し、そのうち3個はσ7強度での試験を実施し、残りの3個でσ28強度の試験を実施することを意味する。 2. スランブ試験、空気量試験は品質管理基準を参照のこと。 3. 「無筋コンクリート」とは、鋼材で補強しないコンクリート。但し、コンクリートの収縮ひび割れその他に対する用心のためだけに鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。 		頻度	試験内容		公的試験機関による試験	自主管理試験	パターン1	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)	-	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)	パターン2	50m3ごとに1回の試験	左記のうち σ 28強度の試験	左記のうち σ 7強度の試験	パターン3	打設日ごとに1回の試験	打設日ごとに1回の試験	-	パターン4	打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)	打設日ごとに1回の試験	左記以外の試験
			頻度	試験内容																																									
	公的試験機関による試験	自主管理試験																																											
パターン1	省略できる	-	-																																										
パターン2	50m3ごとに1回の試験	左記のうち σ 28強度の試験	左記のうち σ 7強度の試験																																										
パターン3	打設日ごとに1回の試験	打設日ごとに1回の試験	-																																										
パターン4	打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)	打設日ごとに1回の試験	左記以外の試験																																										
	頻度	試験内容																																											
		公的試験機関による試験	自主管理試験																																										
パターン1	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)	-	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)																																										
パターン2	50m3ごとに1回の試験	左記のうち σ 28強度の試験	左記のうち σ 7強度の試験																																										
パターン3	打設日ごとに1回の試験	打設日ごとに1回の試験	-																																										
パターン4	打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)	打設日ごとに1回の試験	左記以外の試験																																										

品質管理基準及び規格値

7.2 品質管理基準及び規格値

目次

1	セメント・コンクリート	7 - 3
	(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	
2	プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類 以外)	7 - 7
3	ガス圧接	7 - 9
4	既製杭工	7 - 10
5	下層路盤 (歩道路盤も含む)	7 - 11
6	上層路盤	7 - 12
7	アスファルト安定処理路盤	7 - 13
8	セメント安定処理路盤	7 - 13
9	アスファルト舗装 (歩道舗装も含む)	7 - 14
10	転圧コンクリート	7 - 17
11	グースアスファルト舗装	7 - 19
12	路床安定処理工	7 - 21
13	表層安定処理工 (表層混合処理)	7 - 21
14	固結工 (深層・中層・浅層混合処理)	7 - 22
15	アンカー工	7 - 23
16	補強土壁工	7 - 23
17	吹付工	7 - 24
18	現場吹付法枠工	7 - 26
19	河川土工	7 - 29
20	砂防土工	7 - 30
21	道路土工	7 - 31
22	捨石工	7 - 32
23	覆工コンクリート (NATM)	7 - 33
24	吹付けコンクリート (NATM)	7 - 36
25	ロックボルト (NATM)	7 - 38
26	路上再生路盤工	7 - 38
27	路上表層再生工	7 - 39
28	排水性舗装工・透水性舗装工	7 - 40
29	プラント再生舗装工	7 - 42
30	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	7 - 43
31	ガス切断工	7 - 43
32	溶接工	7 - 43
33	路床土処理工 (Fe石灰処理工・粒調Fe処理材)	7 - 46
34	鋼橋	7 - 47
35	プレストレストコンクリート桁	7 - 48
36	橋梁補修工 (落橋防止工)	7 - 49

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。

注) 「またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」の品質証明とは、工場で実施する製品検査に基づいた直近の品質証明書とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	配合試験	—	—	特記仕様書で指示した場合。 JIS指定工場以外の製品を使用する場合。 現場練りコンクリートの場合。	—	
			アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年 7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	—	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	—	○
		く (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ イ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	—	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	—	○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	—	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	—	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		-	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合:JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合:JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前(1回)コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合 は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 	
			単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」(「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。 1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリートの使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工及び重要構造物を対象とする。 100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 【レディミストコンクリート単位水量測定における重要構造物】 1.擁壁(H=5m以上) 2.ボックスカルバート(内空断面積25m ² 以上) 3.橋梁(上・下部・床版) 4.トンネル 5.ダム 6.砂防堰堤(H=10m以上) 7.排水機場 8.堰・水門(H=3m以上) 9.樋門・樋管(内空断面積10m ² 以上) 10.洞門 11.その他測定が必要と認められる重要構造物 ※1:プレキャスト製品を除く。 ※2:1日当たりコンクリート使用量が100m ³ 未満の場合でも、上記の1～11に該当する場合は、単位水量測定を実施する。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランブ2.5cm:許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合 は、50m³ごとに1回の試験を行う。 	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ 7…3個、σ 28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ 3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・コンクリートの圧縮強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		その他	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割で行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。	品質に異常が認められた場合に行う。	・コンクリートの曲げ強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。					
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112							
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合には、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類以外)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	-	○
			コンクリートのスランブ試験/スランブフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	-	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	-	○
			コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上	-	○
	用(するJIS場合は除く)表示されたレイミクス	その他	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)	-	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
		トを使	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回/月以上	-	○
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類は除く)	材料	その他	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		-	○
		コ (J I S マーク表示された場合は除く)	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6205(防せい剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	-	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
3 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<p>・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等</p>	<p>熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガスの場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにせよ、施工前試験を行わなければならない。</p>	
				<p>熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>手動ガス圧接の場合は、工事着手前に作成した試験片5本により、自動ガス圧接の場合は同様に作成した試験片2本により実施する。</p>			
			引張検査	JIS Z 3120 JIS Z 2241	JIS G 3112			
	施工後試験	必須	外観検査	<p>・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等</p>	<p>熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</p>	<p>熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
					<p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>		<p>熱間押抜法の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</p> <p>・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p>		
3	ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。</p> <p>ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</p>	<p>超音波探傷検査は採取検査を原則とする。</p> <p>採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>規格値を外れた場合は、以下による。</p> <p>・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。</p>	
4	既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
		施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	<p>【円周溶接部の目違い】</p> <p>外径700mm未満:許容値2mm以下</p> <p>外径700mm以上1,016mm以下:許容値3mm以下</p> <p>外径1,016mmを超え2,000mm以下:許容値4mm以下</p>	-	<p>・外径700mm未満: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。</p> <p>・外径700mm以上1,016mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。</p> <p>・外径1,016mmを超え2,000mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。</p>	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	-		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	-		
		その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	-		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm2	
5 下層路盤 (歩道路盤も含む)	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) 	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下			○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし			○
	その他		骨材の比重、吸水量の測定		必要と認めるとき随時			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・再生クラッシュランに適用する。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所:平均値が最大乾燥密度の85%以上	・1,000m ² につき1個、1工事につき最低3個 ・歩道箇所:片側延長80mに1個、1工事につき最低1個	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
					ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m ² につき2回の割で行う。	・確認試験である ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
骨材のふるい分け試験			JIS A 1102	・中規模以上の工事:異常が認められた時。				
土の液性限界・塑性限界試験			JIS A 1205	塑性指数PI:6以下				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
6 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。	—	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		—	
7 アスファルト安定処理路盤			9_アスファルト舗装に準じる	—	—	—	—	
8 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・安定処理材に適用する。 ・アスファルト舗装に適用する。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下			
	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい:±15%以内	・中規模以上の工事:定期的又は随時(1回~2回/日)。 ・小規模以下の工事:異常が認められた時。		
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい:±6%以内			
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・1,000m2につき1個、1工事につき最低3個	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
8 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293,[4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事:定期的又は随時(1回~2回/日)。		
9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m2以上10000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m3以上1000m3未満)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm3以上 吸水率 :3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205			4以下
	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	○				
	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	○				
	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	○				
	製綱スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比:2.0%以下	○				
	製綱スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm3以上 吸水率 :3.0%以下	○				
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	○				
								○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m³以上1000m³未満) 	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○
			石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	—			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	プラント	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57		配合ごと1回		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	50t未満は省略することができる。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。185℃を超えてはならない。		随時	
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 平均値が基準密度の92%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 歩道舗装については、「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」の「アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な採取コア数 注7」を参照すること。	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・複数層を施工の場合、各層毎。 ・締め固め度は監督員が承認した基準密度に対する百分率で表した値。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・50t(400m ²) 未満は省略することができる。 ・締め固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内			
混合物の粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-238	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75μmふるい: ±5%以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
9 アスファルト舗装 (注) (歩道舗装も含む)	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
			外観検査(混合物)	目視			—	
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	—	
10 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験	—	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値:50秒	当初	—	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:96%		—	
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:97%		—	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験が止む得ず行えない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。		2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	—
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。	—	○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		—	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	—	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下		ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時	—	○
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
10 転圧コンクリート	材料 （JIS場合は除く） 表示されたレディーミクストコンクリートを使用	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	-	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		-	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント) （JISコンクリート表示をしない場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○
細骨材の表面水率試験			JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
10 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。	-			
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%					
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。	※公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。			
			温度測定(コンクリート)	温度計による。	-	2回/日(午前・午後)以上	-			
			現場密度の測定	Ri水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3ヶ所)	-			
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353	-	1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定	-			
11 グラスアスファルト舗装(注)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1000m ³ 未満)	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下			○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下			○		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下			○		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表-3.3.17による。			○		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
11 グースアスファルト舗装(注)	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)			○
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³			○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験 法便覧 [3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 	○
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験 法便覧 [3]-407	3~20秒(目標値)			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-79	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10^{-3} 以上			○
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度			○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	75μmふるい:±5%以内基準粒度			○
アスファルト量抽出粒度 分析試験			舗装調査・試験 法便覧 [4]-318	アスファルト量:±0.9%以内	○			
温度測定(アスファルト・ 骨材・混合物)			温度計による。	アスファルト:220℃以下 石粉:常温~150℃	随時			○
舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
12 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	—		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227,[4]-230	設計図書による。		—		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点		・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	—		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	—	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	—			
		含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	—			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンピーク)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	—			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目						
13 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。							
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。							
				または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。							
13 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	-	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。							
								その他	平板載荷試験	JIS A 1215	-	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	-	
								現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	-			
								含水比試験	JIS A 1203	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	-			
								たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ヘンゲルマンビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	-			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
14 固結工 (深層・中層・浅層混合処理)	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験	-	-	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認	-	改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			(深層・中層混合改良(杭))					
		土の一軸圧縮試験(浅層混合改良)	JIS A 1216	設計図書による。 各工法については、学会、協会、メーカーの基準を参考に決定するものとする。	1,000m3未満 1工事当り1回 1,000m3以上5,000m3未満 1工事当り3回 5,000m3以上 1,000m3に1回 ・1,000m3未満:1回 ・1,000m3以上5,000m3未満:3回 ・5,000m3以上6,000m3未満:4回 ・6,000m3以上7,000m3未満:5回	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。		
15 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日	-	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	-	
		適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
		確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
16 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。	
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上 		
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点 		<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上 	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<ol style="list-style-type: none"> 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
17 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年 7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
		く（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	-	○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	-	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	-	○		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
17 吹付工	材料	その他 （リーTをSマーク表示されたレディーミクストコンク	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		-	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
					回収水の場合: JIS A 5308附属書C			塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内
			製造 (プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125				1回/日以上		
	ク（リーTをSマーク表示されたレディーミクストコン	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
					連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013			コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
17 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合 は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合 は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。 原則として1回に3本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合 は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合 は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	-	
18 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年 7月31日付け国官技第112号、国環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
18 現場吹付 法枠工	材料	その他 (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ イ デ ィ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)			
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	-	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
18 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JIS マーク 表示され たレ ディミ クスト コンク リート を使用 する場 合は除 く)	練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び 上水道水以外 の水の場合: JIS A 5308附属 書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が 変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に 換え、上水道を使用していることを示す 資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属 書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日 で90%以上			
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外 の場合に適用する。	○
				JIS A 1125	1回/日以上	○		
		その他	計量設備の計量精度	—	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの 場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が 50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、 またはレディーミクストコンクリート 工場の品質証明書等のみとすることが できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く 工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場 所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、 床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、 函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トン ネル、舗装、その他これらに類する工 種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
	連続ミキサの場合: 土木学会規 準 JSCE-I 502- 2013	コンクリート中のモルタル単位容積質 量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランブ差:3cm以下		○				
	施工	その他	スランブ試験(モルタル 除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差± 1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差± 2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工 事の規模に応じて20m3~150m3ごと に1回、及び荷卸し時に品質変化が認 められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用 量が50m3未満の場合は1工種1回以上 の試験、またはレディーミクストコン クリート工場の品質証明書等のみとす ることができる。1工種当りの総使用 量が50m3以上の場合は、50m3ごと に1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く 工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場 所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、 床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、 函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内 幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、 トンネル、舗装、その他これらに類す る工種及び特記仕様書で指定された 工種)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
18 現場吹付 法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561- 2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャンピングを行う。1回に6本(σ7...3本、σ28...3本、)とする。	・参考値:18N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照 ※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
19 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217			当初及び土質の変化した時。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
19 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75 \mu\text{m}$ ふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 ・1,000m ³ 未満 1回 ・1,000m ³ 以上5,000m ³ 未満 3回 ・5,000m ³ 以上6,000m ³ 未満 6回 ・6,000m ³ 以上7,000m ³ 未満 7回	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$			
				または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75 \mu\text{m}$ ふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$			
	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	トリアフィカビリティが悪いとき。			
	20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。
施工		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$			
			または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径 < 100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	-	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
21 道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	-	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体:自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部:トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 ・1,000m3未満 1回 ・1,000m3以上5,000m3未満 3回 ・5,000m3以上6,000m3未満 6回 ・6,000m3以上7,000m3未満 7回 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 ・1,500m3未満 3回 ・1,500m3以上2,000m3未満 4回 ・2,000m3以上2,500m3未満 5回 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
21 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	—	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラヤトトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	—	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティーが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ヘンゲルマンピーA)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :約2.7g/cm3~2.5g/cm3 ・準硬石:約2.5g/cm3~2g/cm3 ・軟石 :約2g/cm3未満	○	
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :5%未満 ・準硬石:5%以上15%未満 ・軟石 :15%以上	○	
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石:4903N/cm2以上 ・準硬石:980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石:980.66N/cm2未満	○	
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021				設計図書による。
	(J I S マーク表示されたレディミクストコン)	その他	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
	クリートを使用する場合は除く)		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	*濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度」による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	-	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			-	○		
	はく(除く)トI S コンクリート表示を使用したすれの場合イ合ミ	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	-	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
	ン（ J I S ト マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ミ ク ス ト コ		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	-	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE- I 502- 2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	-	
23 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	-	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前(に)1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	*骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認めら		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	—	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。	—	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	—	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年 7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	—	○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	—	○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104			—	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下	—	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	—	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	—	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	—	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	—	○
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	—	○			
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			—	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合:	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合:	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上				
	(プラント)	製造	その他	計量設備の計量精度	-	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	レディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合:	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
				施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前(に1回)コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日,28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	-		
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回	-		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
24 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	—	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	—	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	—	
25 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	—	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	—	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	—	
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	—	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		—	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下		—	
	その他		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	—	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			—	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
26 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m2につき1個 1工事につき最低3個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時	—	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日	—	
27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	—	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点		—			
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	—			
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309	—			
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	—			
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	—			
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	1,000m2につき1個 1工事につき最低3個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
		温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
		かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	—0.7cm以内	1,000m2毎	—		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
27 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内				
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内				
28 排水性舗装工・透水性舗装工(注)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1000m ³ 未満) (注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上吸水率 :3.0%以下			○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下			○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下			○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-83	50%以下	○				
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-94	水浸膨張比:2.0%以下	○				
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下	○				
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	○					
	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	○					
	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○					
	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	○					
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	○					
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	○					
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	○					
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-289	タフネス:20N・m	○					
	密度試験	JIS K 2207		○					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
28 排水性舗装工・透水性舗装工 (注)	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。印字記録の場合: 全数抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満 (コンクリートでは400m³以上1000m³未満) (注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る 	○	
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい: ±5%以内基準粒度			○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			随時	○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。		アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	アスファルト混合物の耐流動性の確認				○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認				○	
		カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認				○	
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)		1,000m ² ごと。	-	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所: 現場密度の平均値が基準密度の92%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 歩道舗装については、「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」の「アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な採取コア数 注7」を参照すること。	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。		
			外観検査 (混合物)	目視	-	随時	-		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
29 プラント再生舗装工(注)	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	—	再生骨材使用量500tごとに1回。	注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。	○	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験 法便覧 [4]-318	3.8%以上			○	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による 再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。		洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいこととまるものと、水洗後の75μmふるいこととまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化			○
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	2.36mmふるい:±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm:±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数		○	
			粒度(75μmフルイ)					75μmふるい:±5%以内 再アス処理の場合、75μm:±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験 法便覧 [4]-318	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量:±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-18			耐磨耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視	—	随時	—		
			温度測定(初転圧前)	温度計による。	—		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
			現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
30 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認	—	現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	—	○
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測			—	
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下 (ただし、切削による場合は50 μm以下)	—	最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材:ノッチがあってはならない 二次部材:1mm以下	—	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。	—	—	
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。	—	—	
		その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	—	—	
			ベベル精度	計測器による計測		—	—	
			真直度			—	—	
32 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2		○
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3		○
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数:1		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
32 溶接工	施工	必須	非破壊試験:開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数:試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	
			マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	
			引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。 ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	<ul style="list-style-type: none"> なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。 	○
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3		○
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	<ul style="list-style-type: none"> 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解20.8.6及び表-解0.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	<ul style="list-style-type: none"> 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
32 溶接工	施工	必須	外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。		-		
			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.6外部さず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。		
				外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	-	
				外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-	
				外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B		-	
				外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上・クラック及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。		-	
			その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥を生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
33 路床土処理工 (Fe石灰処理工・粒調Fe処理材)	材料	必須	配合設計CBR			下表「Fe石灰工法の品質管理」参照		
			処理土CBR			下表「Fe石灰工法の品質管理」参照		
	施工	必須	現場密度の測定			下表「Fe石灰工法の品質管理」参照		

(附表-1) Fe石灰工法の品質管理						摘要
材料	施工面積 (m ²)	5,000未満	5,000以上 ~10,000未満	10,000以上 ~15,000未満	15,000以上 ~20,000未満	注1) 構造物基礎地盤の補強等に、Fe石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが、層厚が50cm以上の場合は、仕上り全層の中間部でも単位体積重量試験を実施する。
	(1) 配合設計CBR	1回/1工事	1回/1工事	2回/1工事	3回/1工事	
	(2) 処理土のCBR (内訳) 突固め直後 水浸4日 水浸7日 水浸14日	1回/1,000m ²	1回/1,500m ²	1回/1,500m ²	1回/2,000m ²	注2) 材料の品質管理(1)、(2)は、Fe石灰工法の適正な試験方法により行う。
施工	(3) 現場における処理土の乾燥単位体積重量試験	1回/1,000m ² (ただし、1工事に3回以上) (附表-2)				
	(4) 使用数量の監理	Fe石灰単体の使用数量伝票を提出する。				

(附表-2) 「(3)現場における処理土の乾燥単位体積重量試験」の規格値					摘要
工種	試験項目	X ₁₀	X ₆	X ₃	・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足していなければならないが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
路床処理土 (Fe石灰処理土)	締固め度 (%)	95以上	95.5以上	96.5以上	
路盤工 (粒調Fe処理材)					

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目	
34 鋼橋	一般構造用 圧延鋼材 溶接構造用 圧延鋼材	必須	形状寸法、重量、化学成分	—	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114 許容差はJISによる。	鋼材規格証明及び外況検査	特に試験を必要とする場合は、監督員の指示により行う。	
			機械的性質						
			引張試験	JIS Z 2241 (JIS Z 2201)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	規格、材質、厚さごと鋼重が概ね10tにつき1組又は監督員の指示及び特記仕様書による。総鋼重が10t未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。	—		
			曲げ試験	JIS Z 2248 (JIS Z 2204)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114		—		
	シャルピー試験	JIS Z 2242 (JIS Z 2202)	JIS G 3106 JIS G 3114	—					
	突合わせ 継手	必須	放射線透過試験					仮組時に検査を行う。監督員の承諾を得て、放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験(JIS Z 3060)を用いることができる。	
			引張部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(端部を含む)			
			圧縮部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	5継手に1枚			
			引張フランジ (曲げ部材)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚			
			圧縮フランジ (曲げ部材)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	5継手に1枚			
応力に直角な方向 の継手 (曲げ部材)(腹板)			JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(引張側)				
応力に平行な方向 の継手 (曲げ部材)(腹板)			JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	1継手に1枚(端部を含む)				
鋼床版	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(端部を含む)						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
34 鋼橋	グループ溶接継手	必須	放射線透過試験				現場溶接を行う全断面溶け込みグループ溶接継手について実施する。監督員の承諾を得て、放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験(JIS Z 3060)を用いることができる。	
			鋼製橋脚のはり及び柱	JIS Z 3104	JIS Z 3104	継手全長を原則とする。		
			主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板	JIS Z 3104	JIS Z 3104			
			鋼床版のデッキプレート	JIS Z 3104	JIS Z 3104	継手の始末端で連続して50cm(2枚)、中間部で1mにつき1箇所(1枚)およびワイヤー継ぎ部で1箇所(1枚)を原則とする。		
	摩擦接合用高力ボルトナット六角ナット・平座金	必須	形状、寸法、外観、機械的性質	JIS B 1186 その他 JIS Z 2241(JIS Z 2201) JIS Z 2245による	JIS B 1186	特記仕様書又は監督員の指示による。	製造業者の管理図その他品質管理のデータ又は、検査成績表。	
	締付管理	必須	高力ボルト	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による	各検査ボルトの締付けトルク値がキャリブレーション時の設定トルク値±10%の範囲。	トルク法による場合、各ボルト群の10%のボルト本数を標準とする。	—	
			トルシア形高力ボルト	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による	全数についてピンテールの切断の確認とマーキングによる外観検査を行う。	—	—	
35 プレストレストコンクリート桁	グラウト	必須	流動性	コンクリート標準示方書 施工編 JSCE-F 531 の方法	JPロート標準 高粘性型 14~23秒 高粘性型~低粘性型 7~35秒 低粘性型 6~14秒 超低粘性型 3.5~6秒	注入前, 1回/日以上および品質変化が認められた時	—	
			ブリーディング率	JSCE-F 535 の方法	0.3%以下(3時間後)			
			体積変化率	JSCE-F 535 の方法	-0.5%~+0.5%			
			圧縮強度	JSCE-F 531 の方法	材齢7日に30N/mm2以上			
	塩化物イオン含有率		セメント質量の0.08%以下					
	緊張管理	必須	緊張管理	道路橋示方書、コンクリート道路橋施工便覧による	PC鋼線及びPC鋼より線の摩擦係数の管理限界とPC鋼棒の緊張力差の許容誤差は、道路橋示方書による。	・試験緊張 1回 主桁1) ケーブルごと管理 2) グループごと管理 横組 ケーブルごと管理	プレストレッシング管理図を提出	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
36 橋梁補修工 (落橋防止工(鋼製ブラケット))	一般構造用 圧延鋼材	必須	形状、寸法、重量	JIS G 3193	JIS G 3101	鋼材規格証明書及び外観検査	-	
			化学成分	JISによる	-			
			機械的性質		JIS G 3101			
			引張試験	JIS Z 2241				
			曲げ試験	JIS Z 2248				
	溶接施工 試験	その他	グループ溶接試験	JIS Z 2241	道路橋示方書による	道路橋示方書による	特に試験を必要とする場合は監督員の指示により行う。	
			すみ肉溶接試験	JIS G 0553	道路橋示方書による	道路橋示方書による	特に試験を必要とする場合は監督員の指示により行う。	
浸透探傷 試験	必須	上下ブラケット	JIS Z 2243	表面ワレ欠陥があってはならない。	溶接全箇所とする。	-		

撮影箇所一覧表

工事写真帳は撮影頻度に基づき必ず撮影（ネガ、電子媒体は必ず撮影頻度で撮影された写真を整理し提出）し、その中から提出頻度に基づいて提出する。
工事写真整理帳は工事写真帳以外の写真を整理し、提出する。

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	全景1枚	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	全景1枚	
			工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納） ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚	工事打合簿に添付する。

区分		写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	夜間・不稼働日の安全対策
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	安全訓練等の活動報告書に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	適宜 (不可視となる重要構造物は必須)	
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		
		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜		
出来形管理		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影 不可視部分の施工 出来形管理基準が定められていない	適宜 監督職員と協議事項	適宜	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔可能な場合、被災前及び被災中〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
その他	測量標（仮BM） 工事多角点	設置位置		適宜	
	産業廃棄物写真		運搬車の台数	代表箇所 各1枚	
	掘削 積込	施工状況	1～4台 1回 5～9台 2回 10～19台 3回 20～29台 4回 以下10台増す毎に 1回追加する。 ※建設廃棄物マニフェストの 番号を黒板に記載する。 〔施工中〕		
	運搬	施工状況			
	処分	施工状況			
	残土処理		1工事に1回（処分は搬入場所 が変わればその都度） 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	※指定処分場、押入れプラント 以外へ搬入する場合は、工 事中に最低1回、監督員が 立会した搬入・処分状況を 撮影すること。
	掘削 積込	施工状況			
	運搬	施工状況			
	処分	施工状況			
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2		掘削工			8 - 36
	1-2-3-3		盛土工			8 - 37
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアル メ）壁工法		8 - 37
				多数アンカー式 補強土工法		8 - 37
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		8 - 37
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		8 - 37
1-2-3-6		堤防天端工			8 - 38	
第4節 道路土工	1-2-4-2		掘削工			8 - 38
	1-2-4-3		路体盛土工			8 - 39
	1-2-4-4		路床盛土工			8 - 39
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		8 - 40
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			8 - 40

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（任意仮設は除く）	鋼矢板		8 - 41
				軽量鋼矢板		8 - 41
				コンクリート矢板		8 - 41
				広幅鋼矢板		8 - 41
				可とう鋼矢板		8 - 41
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		8 - 41
	3-2-3-6		小型標識工			8 - 41
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		8 - 41
				転落（横断）防止柵		8 - 41
				車止めポスト		8 - 41
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		8 - 41
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		8 - 41
	3-2-3-9		区画線工			8 - 41
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		8 - 42
				距離標		8 - 42
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			8 - 42
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		8 - 42
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		8 - 42
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			8 - 42
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		8 - 42
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			8 - 42
	3-2-3-15		PCボックス製作工			8 - 43
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			8 - 43
		2	PC押し出し箱桁製作工			8 - 43
	3-2-3-17		根固めブロック工			8 - 43
	3-2-3-18		沈床工			8 - 43
	3-2-3-19		捨石工			8 - 43
	3-2-3-22		階段工			8 - 43
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		8 - 44
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		8 - 44
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		8 - 44
		2	多自然型護岸工	かごマット		8 - 44
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		8 - 44
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		8 - 44
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		8 - 44
				プレキャストパイプ工		8 - 44
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		8 - 45
				L型側溝		8 - 45
				自由勾配側溝		8 - 45
				管渠		8 - 45
				2	側溝工	場所打水路工
3		側溝工	暗渠工		8 - 45	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-30		集水柵工			8 - 45
	3-2-3-31		現場塗装工			8 - 45
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		8 - 45
				砕石基礎工		8 - 45
				割ぐり石基礎工		8 - 45
				均しコンクリート		8 - 45
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		8 - 45
				2	基礎工（護岸）	プレキャスト
	3-2-4-4		既製杭工	既製コンクリート杭		8 - 46
				鋼管杭		8 - 46
				H鋼杭		8 - 46
	3-2-4-5		場所打杭工		8 - 46	
	3-2-4-6		深礎工		8 - 46	
3-2-4-7		オープンケーソン 基礎工		8 - 46		
3-2-4-8		ニューマチック ケーソン基礎工		8 - 46		
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工		8 - 47		
第5節 石・ブロック積 （張）工	3-2-5-3	1	コンクリート ブロック工	コンクリート ブロック積		8 - 47
				コンクリート ブロック張り		8 - 47
				連節ブロック張り		8 - 47
	3-2-5-4		緑化ブロック工	天端保護ブロック		8 - 47
						8 - 47
3-2-5-5		石積（張）工		8 - 48		
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		8 - 49
				粒調Fe含む		
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工		8 - 50
				（粒度調整路盤工） 粒調Fe含む		
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工		8 - 51
				（セメント（石灰） 安定処理工）		
4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト		8 - 52		
		安定処理工				
5	アスファルト舗装工	基層工		8 - 52		
		表層工		8 - 53		

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		8 - 53
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		8 - 54
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		8 - 55
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安 定処理工		8 - 56
		5	半たわみ性舗装工	基層工		8 - 56
		6	半たわみ性舗装工	表層工		8 - 56
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		8 - 57
		2	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		8 - 58
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		8 - 59
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 60
		5	排水性舗装工	基層工		8 - 60
		6	排水性舗装工	表層工		8 - 60
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		8 - 61
		2	透水性舗装工	表層工		8 - 61

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 62
		2	グースアスファルト 舗装工	基層工		8 - 62
		3	グースアスファルト 舗装工	表層工		8 - 62
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		8 - 63
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		8 - 64
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工		8 - 65
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		8 - 66
		5	コンクリート舗装工	コンクリート 舗装版工		8 - 66
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （下層路盤工）		8 - 67
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工）		8 - 68
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工）		8 - 69
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層）		8 - 70
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		8 - 70
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		8 - 71
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工）		8 - 71
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 （セメント（石灰） 安定処理工）		8 - 71
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 71
		5	薄層カラー舗装工	基層工		8 - 71
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		8 - 71
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工）		8 - 71
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 （セメント（石灰） 安定処理工）		8 - 71
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 72
		5	ブロック舗装工	基層工		8 - 72
	3-2-6-15		路面切削工			8 - 72
	3-2-6-16		舗装打換え工			8 - 72
	3-2-6-17		オーバーレイ工			8 - 72

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する写真管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			8 - 73	
	3-2-7-3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)			8 - 73 73	
	3-2-7-5		パイルネット工			8 - 73	
	3-2-7-6		サンドマット工			8 - 73	
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			8 - 73
				ペーパードレーン工			8 - 73
				袋詰式サンドドレーン工			8 - 73
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			8 - 73
	3-2-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工			8 - 73
				高圧噴射攪拌工			8 - 73
				スラリー攪拌工			8 - 73
生石灰パイル工						8 - 73	
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		8 - 73	
				鋼矢板			8 - 73
		2	土留・仮締切工	アンカー工			8 - 74
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工			8 - 74
		4	土留・仮締切工	締切盛土			8 - 74
	5	土留・仮締切工	中詰盛土			8 - 74	
	3-2-10-9		地中連続壁工 (壁式)				8 - 74
	3-2-10-10		地中連続壁工 (柱列式)				8 - 74
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工		8 - 77	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	casting fee (metal support work)		8 - 75	
				casting fee (large rubber support work)			8 - 75
				temporary work material work			8 - 75
				blade metal work			8 - 75
	3-2-12-3	1	桁製作工	temporary work inspection to be performed in the case			8 - 75
				simulation temporary work inspection to be performed in the case			8 - 75
	3-2-12-3	2	桁製作工	temporary work inspection to be performed in the case			8 - 75
				temporary work inspection to be performed in the case			8 - 75
	3-2-12-4		検査路製作工				8 - 75
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工				8 - 76
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工				8 - 76
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工				8 - 76
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工				8 - 76
3-2-12-9		プレビーム用桁製作工				8 - 76	
3-2-12-10		鋼製排水管製作工				8 - 76	
3-2-12-11		工場塗装工				8 - 76	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1		架設工	クレーン架設		8 - 77	
				ケーブルクレーン架設		8 - 77	
				ケーブルエレクション架設		8 - 77	
				架設桁架設		8 - 77	
				送出し架設		8 - 77	
				トラベラークレーン架設		8 - 77	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		8 - 77	
				張芝工		8 - 77	
				筋芝工		8 - 77	
				市松芝工		8 - 77	
				植生シート工		8 - 77	
				植生マット工		8 - 77	
				植生筋工		8 - 77	
				人工張芝工		8 - 77	
				植生穴工		8 - 77	
	3-2-14-3		吹付工 (仮設を含む)	コンクリート		8 - 77	
				モルタル		8 - 77	
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		8 - 77	
				現場吹付法枠工		8 - 77	
	3-2-14-6		2	法枠工	プレキャスト法枠工		8 - 77
				アンカー工		8 - 78	
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		8 - 78
3-2-15-2			プレキャスト擁壁工		8 - 78		
3-2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		8 - 78	
				多数アンカー式補強土工法		8 - 78	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		8 - 78	
3-2-15-4		井桁ブロック工		8 - 78			
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		8 - 78	
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		8 - 78	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		8 - 78		

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 45	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 45	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47	
	6-1-7-4		護岸付属物工			8 - 79	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	8 - 47	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 48	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 77	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 44
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 44
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 44
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 77	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 37	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	8 - 44	
かご枠					3-2-3-27羽口工	8 - 44	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	8 - 47	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 78	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固め ブロック工	8 - 43	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 43	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 43	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 43	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 43	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44
	6-1-10-8		杭出し水制工			8 - 79	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 49	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 63	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	8 - 71	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 71	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 45	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	8 - 45	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 41	
第12節 付帯道路施設工	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 41	
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 42	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 40	
	6-1-13-3		配管工			8 - 79	
	6-1-13-4		ハンドホール工			8 - 79	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工 （ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工 （民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 78	
第3節 浚渫工 （グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 78	
第4節 浚渫工（バックホウ 浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 78	
第3章 樋門・樋管							
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
	6-3-5-6	1	2	函渠工	本体工		8 - 79
					ヒューム管		8 - 79
					PC管		8 - 79
					コルゲートパイプ		8 - 79
					ダクタイル鋳鉄管		8 - 79
		PC函渠	3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 44			
6-3-5-7		翼壁工			8 - 79		
6-3-5-8		水叩工			8 - 80		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	8 - 43	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 43	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 43	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44	
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	8 - 44		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 45	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	8 - 45	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	8 - 45	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 44	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 43	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 75
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	8 - 76
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	8 - 76
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	8 - 76
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	8 - 76
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	8 - 75
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 76
第6節 水門本體工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
	6-4-6-6		矢板工 (遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	8 - 41
	6-4-6-7		床版工			8 - 80
	6-4-6-8		堰柱工			8 - 80
	6-4-6-9		門柱工			8 - 80
	6-4-6-10		ゲート操作台工			8 - 80
	6-4-6-11		胸壁工			8 - 80
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	8 - 79
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	8 - 80
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	8 - 43
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 43
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 43
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 43
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (クレーン架設)	8 - 77
	6-4-9-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルクレーン架設)	8 - 77
	6-4-9-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13-1 架設工(ケーブ ルエレクション架設)	8 - 77
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13-1 架設工 (架設桁架設)	8 - 77
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13-1 架設工 (送出し架設)	8 - 77
	6-4-9-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(トラベ ラークレーン架設)	8 - 77
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 45
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	8 - 78
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 87
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 87
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 87
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 87

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁 製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	8 - 42
	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	8 - 42
	6-4-14-4		プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	8 - 42
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	8 - 42
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1架設工 (クレーン架設)	8 - 77
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工 (架設桁架設)	8 - 77
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 78
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
	第15節 コンクリート管理 橋上部工 (PCホロースラブ 橋)	6-4-15-2		架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工
6-4-15-3			支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
6-4-15-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 43
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 87
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 87
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 87
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 87
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装 工	8 - 49
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	8 - 53
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	8 - 57
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	8 - 61
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	8 - 62
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	8 - 63
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 71
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 71
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	8 - 75
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 75
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 75
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	8 - 76
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	8 - 76
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	8 - 76
	6-5-3-9		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9プレビーム用桁 製作工	8 - 76
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	8 - 76
	6-5-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフレ ーム製作工	8 - 72
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	8 - 75
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 76

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 76	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 76	
	6-5-6-5		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 76	
	6-5-6-6		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 76	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	8 - 80	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	8 - 80	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	8 - 80	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	8 - 80	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	8 - 80	
	6-5-6-13		閘門工			8 - 80	
	6-5-6-14		土砂吐工			8 - 80	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
6-5-7-5			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 46	
6-5-7-6			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
6-5-7-8			堰本体工			8 - 80	
6-5-7-9			水叩工			8 - 80	
6-5-7-10			土砂吐工			8 - 80	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			8 - 80
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			8 - 80	
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (クレーン架設)	8 - 77	
	6-5-10-5		架設工 (ケーブル クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルクレーン架設)	8 - 77	
	6-5-10-6		架設工 (ケーブル エレクション架設)		3-2-13-1 架設工(ケーブル エレクション架設)	8 - 77	
	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13-1 架設工 (架設桁架設)	8 - 77	
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13-1 架設工 (送出し架設)	8 - 77	
	6-5-10-9		架設工 (トラベラー クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(トラベ ラークレーン架設)	8 - 77	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86	
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 45	
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	8 - 78	
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 87	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 87	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 87	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 87	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第15節 コンクリート管理 橋上部工（PC	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション 桁製作工（購入工）	8 - 42
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	8 - 42
	6-5-15-4		プレキャスト セグメント桁製作工 （購入工）		3-2-3-13プレキャストセ グメント桁製作工（購入 工）	8 - 42
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセ グメント主桁組立工	8 - 42
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	6-5-15-7		架設工 （クレーン架設）		3-2-13-1架設工 （クレーン架設）	8 - 77
	6-5-15-8		架設工 （架設桁架設）		3-2-13架設工 （架設桁架設）	8 - 77
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 78
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
	第16節 コンクリート管理 橋上部工 （PCホロースラブ 橋）	6-4-15-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工
6-4-15-3			支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
6-5-16-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 43
第17節 コンクリート管理 橋上部工 （PC箱桁橋）	6-4-15-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 77
	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 43
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
第18節 橋梁付属物工（コン クリート管理橋）	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 87
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 87
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 87
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 87
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 43
第6章 排水機場						
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41
	6-6-4-6		本体工			8 - 81
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			8 - 81
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78
	6-6-5-7		コンクリート床版工			8 - 81
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック 工	8 - 43
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 45
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	8 - 81

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第7章 床止め・床固め							
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工			8 - 81
				植石張り		3-2-5-5石積（張）工	8 - 48
				根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	8 - 43
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
	6-7-4-8		水叩工	水叩工			8 - 81
				巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 44
根固めブロック					3-2-3-17根固めブロック工	8 - 43	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	8 - 81	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	8 - 81	
	6-7-5-6		側壁工			8 - 81	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	8 - 81	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	8 - 47	
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 48	
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 45	
第8章 河川維持							
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	8 - 38	
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 63	
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 49	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41	
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 42	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	8 - 49	
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	8 - 49	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	8 - 77	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 37
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	8 - 44
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工 (連節ブロック張り)	8 - 47
				コンクリート ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	8 - 48
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	8 - 48
	6-9-6-4		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 72
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 72
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 72
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型 側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	8 - 45
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	8 - 45
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	8 - 41	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 45
	6-9-8-4		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 42

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第8編 斜面对策編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第3章 斜面对策							
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77	
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 77	
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 77	
	8-3-4-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44
	8-3-4-6		アンカー工 (プレキャスト コンクリート板)			3-2-14-6アンカー工	8 - 78
8-3-4-7		抑止アンカー工			3-2-14-6アンカー工	8 - 78	
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46	
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 78	
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	8 - 78	
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	8 - 78	
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	8 - 83	
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・ 排水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 45	
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			8 - 82	
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	8 - 45	
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 45	
	8-3-6-7		集水榭工		3-2-3-30集水榭工	8 - 45	
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			8 - 82	
	8-3-7-5		集水井工			8 - 82	
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	8 - 73	
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46	
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46	
	8-3-9-5		シャフト工 (深礎工)		3-2-4-6深礎工	8 - 46	
	8-3-9-6		合成杭工			8 - 82	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第1章 道路改良							
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		8 - 83	
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	8 - 76	
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77	
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 77	
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 77	
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 77	
	10-1-5-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	8 - 44	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46	
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46	
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	8 - 78	
	10-1-7-7			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	8 - 78
					多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	8 - 78
ジオテキスタイルを用いた補強土工法					3-2-15-3補強土壁工	8 - 78	
10-1-7-8			井桁ブロック工	3-2-15-4井桁ブロック工	8 - 78		
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	8 - 47	
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 48	
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 43	
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 43	
	10-1-9-6		場所打函渠工			8 - 83	
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	8 - 44	
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 45	
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 45	
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	8 - 45	
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 45	
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 45	
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	8 - 45	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			8 - 83	
	10-1-11-5		落石防護柵工			8 - 83	
	10-1-11-6		防雪柵工			8 - 83	
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			8 - 83	
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			8 - 83	
	10-1-12-5		遮音壁本体工			8 - 83	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第2章 舗装						
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 49
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	8 - 53
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	8 - 57
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	8 - 61
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	8 - 62
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 63
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	8 - 71
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 71
	10-2-4		歩道路盤工			8 - 84
	10-2-4		取合舗装路盤工			8 - 84
	10-2-4		路肩舗装路盤工			8 - 84
	10-2-4		歩道舗装工			8 - 84
	10-2-4		取合舗装工			8 - 84
	10-2-4		路肩舗装工			8 - 84
	10-2-4		表層工			8 - 84
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	8 - 45
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 45
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 45
	10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	8 - 45
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			8 - 84
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 41
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		8 - 84
				ラバーシュー		8 - 84
				アンカーボルト		8 - 84
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 41
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		8 - 84
		2	大型標識工	標識柱工		8 - 84
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 41
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 42
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			8 - 85
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		8 - 85
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		8 - 85
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	8 - 75
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			8 - 85
	10-3-3-4		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフ レーム製作工	8 - 76
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 76
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 46
	10-3-6-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 46
	10-3-6-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46
	10-3-6-8		橋台躯体工			8 - 85
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 46
	10-3-7-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 46
	10-3-7-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	8 - 47
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		8 - 85
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		8 - 85
	第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
10-3-8-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
10-3-8-5			深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 46
10-3-8-6			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 46
10-3-8-7			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46
10-3-8-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	8 - 47
10-3-8-9		1	橋脚フーチング工	I型・T型		8 - 86
		2	橋脚フーチング工	門型		8 - 86
10-3-8-10		1	橋脚架設工	I型・T型		8 - 86
		2	橋脚架設工	門型		8 - 86
10-3-8-11			現場継手工			8 - 86
10-3-8-12			現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 45

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 46	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 46	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 41	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	8 - 79	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	8 - 47	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47	
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 78	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 77	
	10-3-11-8			多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 44
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 44
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 44
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 77	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 37	
	10-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
					ふとんかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
			かご枠		3-2-3-27羽口工	8 - 44	
			連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	8 - 47	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 78	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 75	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 75	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	8 - 76	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	8 - 76	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	8 - 76	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	8 - 76	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			8 - 86	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 75	
	10-4-3-11		casting 費		3-2-12-1 casting 費	8 - 75	
	10-4-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフレー ム製作工	8 - 76	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 76	
	第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工 （クレーン架設）		3-2-13-1 架設工 （クレーン架設）	8 - 77
		10-4-5-5		架設工（ケーブル クレーン架設）		3-2-13-1 架設工 （ケーブルクレーン架設）	8 - 77
10-4-5-6			架設工（ケーブル エレクション架設）		3-2-13-1 架設工（ケーブ ルエレクション架設）	8 - 77	
10-4-5-7			架設工 （架設桁架設）		3-2-13-1 架設工 （架設桁架設）	8 - 77	
10-4-5-8			架設工 （送出し架設）		3-2-13-1 架設工 （送出し架設）	8 - 77	
10-4-5-9			架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13-1 架設工（トラベ ラークレーン架設）	8 - 77	
10-4-5-10		1		支承工	鋼製支承		8 - 86
		2		支承工	ゴム支承		8 - 86

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 45
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	8 - 78
第8節 橋梁附属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44
	10-4-8-3		落橋防止装置工			8 - 87
	10-4-8-5		地覆工			8 - 87
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			8 - 87
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			8 - 87
	10-4-8-8		検査路工			8 - 87
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 46
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 46
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	8 - 86
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	8 - 86
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13-1架設工	8 - 77
10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 45	
第5章 コンクリート鋼上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	8 - 86
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	8 - 86
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	8 - 86
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 75
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 76
	10-5-3-7		casting 費		3-2-12-1 casting 費	8 - 75
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	8 - 42
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	8 - 42
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	8 - 42
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	8 - 42
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	8 - 42
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	8 - 77
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（架設桁架設）	8 - 77
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 78
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		8 - 87
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	8 - 77
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（架設桁架設）	8 - 77
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 78
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ 橋工	10-5-7-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 77
	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	10-5-7-4		PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 43
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
第8節 RCホロースラブ 橋工	10-5-8-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 77
	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	10-5-8-4		RC場所打ホロー スラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 43
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 43
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 77
	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 43
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 86
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 43
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工 （片持架設）	8 - 77
第12節 PC押出し箱桁橋 工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作 工		3-2-3-16PC押出し箱桁 製作工	8 - 43
	10-5-12-3		架設工 （押出し架設）		3-2-13-1架設工 （押出し架設）	8 - 77
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 87
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 87
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 87
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 87
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			8 - 88
	10-6-4-4		ロックボルト工			8 - 88
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			8 - 88
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリー ト工	8 - 88
	10-6-5-5		床版コンクリート工			8 - 84
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			8 - 84
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 45
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			8 - 85
	10-6-8-5		明り巻工			8 - 85

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		8 - 85
	10-12-5-3		プレキャスト ボックス工	特殊部		8 - 85
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		8 - 85
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			8 - 85
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 72
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 72
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			8 - 86
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 72
	10-14-4-7		路上再生工			8 - 86
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 71
	10-14-4-11		グレーピング工			8 - 86
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
	10-14-5-5		集水柵・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	8 - 45
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 45
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 45
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 41
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	8 - 84
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 42
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	8 - 85
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	8 - 85
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 78
第11節 石・ブロック積 (張)工	10-14-11-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	8 - 48
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	8 - 83
	10-14-12-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 44
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 77
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 77
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 78
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 44	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 44
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 87
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 87
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 87
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 87
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 42
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			8 - 86
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	8 - 76
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 72
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 72
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレ イ工	8 - 86
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 72
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	8 - 86
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 71
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
	10-16-6-5		集水枡・ マンホール工		3-2-3-30集水枡工	8 - 45
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 45
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 45
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	8 - 45
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 41
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 41
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 41
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 41
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	8 - 84
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 41
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 42
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	8 - 85
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	8 - 85
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 78
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 78
第15節 石・ブロック積 (張)工	10-16-15-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 47
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	8 - 48

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	8 - 83
	10-16-16-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 44
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 77
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 77
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 77
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 78
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	8 - 44
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	8 - 83
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	8 - 83
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	8 - 83
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	8 - 83
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	8 - 86
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
	10-16-21-4		P C 橋支承工		10-4-5-10支承工	8 - 86
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4		落橋防止装置工			8 - 86
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 87
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 87
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 87
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 87
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 45
	10-16-25-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 42

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						※右のいずれかで撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

・出来映えの撮影
・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
					法長幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
					※右のいずれかで撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 （プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影	
						「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-5

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						※右のいずれかで撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3			
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真					
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕					
						法長幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕					
						※右のいずれかで撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 （プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影			
										「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-4
						変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	施工状況	種別毎に1回 〔施工中〕	不要	3-2-3-5
						出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	3-2-3-9
						施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-10
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 厚さ 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント 製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1 スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	組立状況	1 スパンに1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P Cホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	P C押し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-17
						ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-2-18
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-19
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-22

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	3-2-3-29
3	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-29
3	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	3-2-2-29
3	2	3	30		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	不要	3-2-3-30
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	3-2-4-1
3	2	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-4
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-5
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量 〔杭頭余盛部の 撤去前、杭頭処理後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕		
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-7
						偏心量	全数量 〔施工後〕		
						数量、基礎径			
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕		
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-7
						ケーソンの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						ケーソンの幅			
						ケーソンの高さ			
						ケーソンの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート	1基に1回 〔施工時〕		
打設状況									
中埋状況									
3	2	4	8		ニューマチックケーソン 基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-8
						ケーソンの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						ケーソンの幅			
						ケーソンの高さ			
						ケーソンの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート	1基に1回 〔施工時〕		
打設状況									
中埋状況									

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	杓	1基に1回〔据付後〕	全枚数	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
						法長又は高さ 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
						基礎コンクリート 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長又は高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
						基礎 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-5
						法長 厚さ (石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
						基礎 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	1,000m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						<p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回</p> <p>〔修正後〕</p>			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切り取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						<p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回</p> <p>〔修正後〕</p>			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1 回			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			
						<p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回</p> <p>〔修正後〕</p>			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						抜取りコブ厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 〔注入時〕		
						抜取りコブ厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			
						<p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回</p> <p>〔修正後〕</p>			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						拔取りコ厚さ	全数量 〔拔取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						拔取りコ厚さ	全数量 〔拔取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	[施工中]		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	3-2-6-10
						タックコート	各層毎に1回 [塗布時]		
						抜き取りコブ厚さ	全数量 [抜き取り後]		
						平坦性	1工事に1回 [実施中]		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔修正後〕		
厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	1,000m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1 回			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整生後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整生後〕		
						目地段差	1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	1,000m ² に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1 回			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出 来形管理要領(舗装工事 編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		
						厚さ			
平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切り取りコア厚さ	全数量 〔抜取後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ			
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 延長 厚さ(基準高)	1 施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-15
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-16
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						修正状況	400mに1回 〔施工後〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-2
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-3
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-5
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-6
3	2	7	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打込長さ 出来ばえ	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔打込み前後, 施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		
3	2	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	杭径 位置・間隔	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕		
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1 施工箇所 〔削孔後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-10-5
						配置誤差	1 施工箇所 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所 ただし、根入部は40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-10-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-10-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工に準ずる		3-2-10-22

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	12	1	1	鑄造費（金属支承工）	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1 施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を 実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-4
						製作状況	適宜 [製作中]		

※シミュレーション
仮組立検査
の場合は仮
組立寸法を
省略

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	3-2-13-1
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m2又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						ラス鉄網の 重ね合せ寸法	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
						アンカーピンの 本数	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m2又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-3
						ラス鉄網の 重ね合せ寸法	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						アンカーピンの 本数	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-4

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所 に 1 回 〔削孔後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-14-6
						防錆油の 充填状況	10箇所 に 1 回 〔施工中〕		
						配置誤差	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況 高さ	200m又は1施工箇所 に 1 回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-15-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	高さ 鉛直度 控え	120m又は1施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-15-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-15-4
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-16-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1 スパン に 1 回 〔打設前後〕	代表箇所 各 1 枚	3-2-18-1

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
6	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-1-7-4	
6	河川編	1	10	8	杭出し水制工	径 杭長	1 施工箇所 に 1 回 〔打込み前〕	代表箇所 各 1 枚	6-1-10-8	
					幅 方向 間隔	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
6	河川編	1	13	3	配管工	配管状況	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	不要	6-1-13-3	
6	河川編	1	13	4	ハンドホール工	据付け状況	40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	不要	6-1-13-4	
					厚さ 幅 高さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
6	河川編	3	5	6	1	函渠工 (本體工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	6-3-5-6
6	河川編	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔巻立前〕	不要	6-3-5-6
6	河川編	3	5	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	6-3-5-7

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	3	5	8		水叩工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-8
6	4	6	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-4-6-7
6	5	6	13 14		開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-6-13 6-5-6-14
6	5	7	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6	5	8	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-8-3
6	5	9	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-9-2

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	河川編	6	4	6	本体工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-6-4-6
6	河川編	6	4	7	燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	適宜	6-6-4-7
6	河川編	6	5	7	コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-6-5-7
6	河川編	7	4	6	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所 毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-4-6
6	河川編	7	4	8	水叩工	幅 高さ	測定箇所 毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-4-8
6	河川編	7	5	6	側壁工	天端幅 長さ	測定箇所 毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-5-6

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 斜面对策編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	8-3-6-4
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-4
8	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-5
8	3	9	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-3-9-6
						数量	全数量 〔打込後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	10-1-3-2
10	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅（内空） 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-1-9-6
10	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-4
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-5
10	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-6
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-7
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	10-1-12-5
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-12-5

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-2-4
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						修正状況	400mに1回 〔修正後〕		
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	10-2-4
						抜取りコブ厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						据付状況	200m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕		
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工 (路面排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工		不要	10-2-5-9	
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート> 各部の厚さ 各部の長さ <ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ <アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-2-7-4
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	10-2-9-4

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	10-2-12-5-1
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	据付け状況	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	不要	10-2-12-5-2
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回 (施工前は必要に 応じて) 〔施工前後〕	適宜	10-2-12-6
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工 事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工 事に1回 〔仮組立時〕		
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-6-8
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-7-9
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-7-9

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-8-9
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-8-9
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所につき1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	10-3-8-11
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	10-4-3-9
						製作状況			
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンにつき1回 [取付後]	代表箇所 各1枚	10-4-5-10
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンにつき1回 [取付後]	代表箇所 各1枚	10-4-5-10

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1 施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-3
10	4	8	5		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-5
10	4	8	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-6 10-4-8-7
10	4	8	8		検査路工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-8
10	5	6	2		プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-5-6-2
					製作状況	適宜	〔製作中〕		
					仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕			
					幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	10-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
						吹付面の 清掃状況	80mに1回 〔清掃後〕		
						金網の 重合せ状況	80mに1回 〔2次吹付前〕		
						吹付け厚さ (検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は 80mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	10-6-4-4
						ロックボルト 注入状況	施工パターン毎又は 80mに1断面〔注入中〕		
						ロックボルト 打設後の状況	施工パターン毎又は 80mに1断面〔打設後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	10-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-6-5-5
10 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	6	8	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-6-8-4
10	6	8	5		明り巻工	覆工(巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	10-6-8-5
						覆工(厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
10	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-2
10	12	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-3
10	12	5	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-4
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	10-12-6-2

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-14-4-5
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-14-4-7
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	11		グレーピング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	不要	10-14-4-11
10 道路 編	16 道路 維持	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-16-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
10 道路 編	16 道路 維持	22 橋 梁 付 属 物 工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	代表箇所 各1枚	10-16-22-4
						出来ばえ	適宜 (施工中)		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
その他					舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	その他		
					トンネル関係 トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	その他		
					トンネル関係 トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる 毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他		
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕		その他		
						巻立て空間	1セントル に1回 〔型枠組立て後〕		その他		
						覆工厚さ	1セントル に1回 〔型枠除去後〕		その他		
						埋設支保工 (建込間隔、寸法、基数)	100m又は1 施工箇所 に1回 〔建込後〕		その他		
						湧水処理工 設置状況	全数量 〔設置後〕		その他		
						集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1 施工箇所 に1回 〔設置後〕		代表箇所 各1枚	その他	
						地下排水工 (管接合据付状況)					
							地下排水工 (フィルター厚さ)		100m又は1 施工箇所 に1回 〔投入前後〕	代表箇所 各1枚	その他
							インバート厚さ		40m又は1 施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕		その他
						矢板設置状況	岩質の変わる 毎に1回 〔設置後〕	その他			
						グラウト 材料使用量	全数量 〔使用前 後〕	その他			
						シールド	掘削の地山状態	地質の変わる 毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他	
							セグメント 組立状況	1工事に1 回 〔組立後〕		その他	
							二次覆工 (セグメント 清掃状況)	1工事に1 回 〔清掃後〕		その他	
							二次覆工の厚さ	1スパンに1 回 〔型枠取外 し後〕		その他	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
そ の 他					維持 修繕 工 関 係	アスファルト舗装	打換バッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	その他
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000m ² に1回 〔施工前後〕	不要	その他
							目地充填	3,000m ² に1回 〔施工後〕		その他
							注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000m ² に1回 〔削孔後〕		その他
							注入工、注入圧	2,000m ² に1回 〔注入時〕		その他
							目地亀裂防止材、 張付け状況	3,000m ² に1回 〔張付け後〕		その他
							局部打換、 各層厚さ	各層毎100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕		その他
							路肩、路側路盤工	厚さ		100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工後〕
					道路除草	出来ばえ	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜	その他	
					新設、更新、修理 防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					新設、更新、修理 標識類	基礎幅、 深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					新設、更新、修理 照明灯	基礎幅、 深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	適宜	その他	
					清掃(路面、標識、 側溝、集水柵)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他	
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他	
材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	その他							

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
そ の 他					維 持 修 繕 工 関 係	街路樹植樹	出来ばえ	適宜 [施工前後]	適宜	その他	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 [施工前後]	適宜	その他	
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回, グリーンベルト100mに1回 [施工前後]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜		
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回, グリーンベルト100mに1回 [施工中]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜		
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 [施工後]	適宜	その他	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 [施工中]	適宜	その他	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 [施工中]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜	その他	
						河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) [施工前後]	適宜	その他	
						鉄 筋 ・ 無 筋 コ ン ク リ ー ト 関 係	配筋	位置、 間隔、 継手寸法	打設ロット毎に1回 又は1施工箇所に1回 [組立後]	適宜	その他
							コンクリート打設	打継目処理、 締固施工状況	工種種別毎に1回 [施工時]	1 施工 ブロック 各1枚	その他
							養生	養生状況	工種種別毎に1回, 養生方法毎に1回 [養生時]		その他

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験 (注)			
		空気量測定			
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの洗い分析試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	不要	
	テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	不要		
	コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	不要		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		引張試験 (注)			
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		放射線透過試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		超音波探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		水セメント比試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		セメントミルクの圧縮強度試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		粒度			
		平板載荷試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠	不要		
			不要		

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定				
		含水比試験	観察により異常が認められた 場合[試験実施中]			
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
		水浸ホイルラッキング試験				
		ホイルラッキング試験				
	ラベリング試験					
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定(注)	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		温度測定				
		外観検査				
		抜取コアAs量抽出試験(注)				
抜取コア粒度分析試験(注)						
すべり抵抗試験						
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験				
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]			
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]			
		コアによる密度測定				
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイルラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
	ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
	11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを 用いた盛土の締固め管理要 領」による場合は、写真管理 を省略する	不要	
			ブルーフローリング			
			平板載荷試験			
			現場CBR試験			
含水比試験			降雨後または含水比の変化が 認められた場合 [試験実施中]			
たわみ量			ブルーフローリングの不良個所につ いて実施 [試験実施中]			

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]			
		現場CBR試験	材質毎に1回 [試験実施中]			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]			
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要		
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要		
		モルタルの圧縮強度試験				
		多サイクル確認試験				
		1サイクル確認試験				
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
16	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要		
		コンクリートの圧縮強度試験(注)	[試験実施中]			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]			モルタルを除く
		空気量測定				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要		
		塩化物総量規制	[試験実施中]			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]			モルタルを除く
		空気量測定	[試験実施中]			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
18	河川土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]			
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要				
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度					
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要					
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]						
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]						
		現場CBR試験	土質毎に1回 [試験実施中]						
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]						
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]						
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]						
21	捨石工	岩石の見掛比重(注)	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要					
		岩石の吸水率(注)							
		岩石の圧縮強さ(注)							
		岩石の形状							
22	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	不要					
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]						
		塩化物総量規制	[試験実施中]						
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]						
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]						
		コンクリートの洗い分析試験	[試験実施中]						
23	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの				
		コンクリートの圧縮強度試験							
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]						
		空気量測定	[試験実施中]						
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]						
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回						
		24	ロックボルト (NATM)			モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
						モルタルのフロー値試験			
ロックボルトの引抜き試験	適宜								

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
25	路上再生路盤工 (材料)	修正C B R試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・ 塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
C A Eの一軸圧縮試験 含水比試験					
26	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験			
27	排水性舗装工・ 透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホールラッキング試験			
		ホールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	カンタプロ試験				
	排水性舗装工・ 透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
外観検査					
28	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホールラッキング試験			
		ホールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
温度測定					
現場密度の測定					
29	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時] 当初の物件で1枚[切出時] ※他は焼き増し 1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	不要	
		在庫品切出			
		機械試験			
30	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
31	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の 内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
	ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となった スタッドジベルについて [試験実施中]			
32	路床土処理工	配合試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		現場処理土の室内管理試験			
		現場密度の測定			
33	鋼橋 (鋼材)	機械的性質試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
	鋼橋 (溶接施工試験)	溶接工に準拠			
	鋼橋 (溶接継手)	放射線透過試験			
	鋼橋 (ボルト締付管理)	ボルト締付管理			
34	プレストレスト コンクリート桁 (コンクリート)	セメント・コンクリートに準拠		不要	
	プレストレスト コンクリート桁 (グラウト)	流動性・ブリーディング率・ 体積変化率・圧縮強度	グラウトの種類毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物含有量試験			
	プレストレスト コンクリート桁 (緊張管理)	ケーブル緊張管理	試験毎に1回 [試験実施中]		
35	橋梁補修工 (鋼材)	機械的性質試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
	橋梁補修工 (溶接施工試験)	溶接工に準拠			
	橋梁補修工 (浸透探傷試験)				

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>9 段階確認等</p> <p>9.1 材料承諾・確認</p> <p>9.1.2 実施要領</p> <p>(1) 材料承諾願</p> <p>設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、材料搬入前に材料承諾願により監督職員の承諾を得るものとし、承諾を得た後現場へ搬入するものとする。</p> <p>(2) 材料確認</p> <p>設計図書において現場確認が必要な工事材料がある場合は、監督職員と協議の上、現場確認を受けるものとする。</p> <p>(3) 写真管理</p> <p>材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。</p> <p>9.2 段階確認・立会事項</p> <p>9.2.3 実施要領</p> <p>(1) 立会の願い出</p> <p>立会願の所定の様式は「工事打合せ簿（様式2-1）」を標準とするが、監督職員の了解が得られればこの限りではない。立会願には必要に応じて関係資料の写しを添付する。</p>	<p>9 段階確認等</p> <p>9.1 材料承諾・確認</p> <p>9.1.2 実施要領</p> <p>(1) 材料承諾願</p> <p>設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、材料搬入前に材料承諾願により監督職員の承諾を得るものとし、承諾を得た後現場へ搬入するものとする。</p> <p>(2) 材料確認書</p> <p>設計図書において現場確認が必要な工事材料がある場合は、監督職員と協議の上、材料確認書により現場確認を受けるものとする。</p> <p>① 施工計画打合せ時等で監督職員と協議を行って、対象材料を決定しておく必要がある。</p> <p>② 材料確認書により事前に監督職員に提出する。</p> <p>③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。</p> <p>④ 確認は搬入毎、または使用前にまとめて行ってよい。</p> <p>⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督職員が記入する。</p> <p>⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。</p> <p>(3) 材料確認の現場確認</p> <p>監督職員は材料確認書により現場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。</p> <p>(4) 材料確認の机上確認</p> <p>材料確認は現場確認が原則であるが、やむを得ず現場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を提出し、机上確認を受けることができる。</p> <p>(5) 写真管理</p> <p>材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。</p> <p>(6) その他</p> <p>材料確認書は、原則として確認実施日毎に提出するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）確認実施日があれば併記してもよい。</p> <p>9.2 段階確認・立会事項</p> <p>9.2.3 実施要領（立会）</p> <p>(1) 立会の願い出</p> <p>所定の様式は確認・立会依頼書を標準とするが、監督職員の了解が得られればこの限りではない。確認・立会依頼書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>(2) 立会の実施</p> <p>監督職員は願い出により臨場し、施工等の立会を行う。</p> <p>立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の立会等である。</p> <p>(2) 段階確認の報告</p> <p>段階確認は、土木工事共通仕様書 第3編 3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等表 3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（段階確認一覧表内の種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、段階確認に係わる報告については、下記の方法が挙げられるが、下記の方法以外の提出も含めて、事前に監督職員に確認するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事打合せ簿（様式2-1）による整理 ② 施工計画書－施工方法の工種フロー内に明記 ③ 週間工程表による確認 <p>(4) 段階確認の実施</p> <p>段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、施工管理記録、写真等の資料を準備、提出し机上確認を受けることが出来る。</p>	<p>(2) 立会の実施</p> <p>監督職員は願い出により臨場し、施工等の立会を行う。</p> <p>立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の立会等である。</p> <p>(3) 写真管理</p> <p>監督職員が臨場した場合の状況写真は不要</p> <p>9.2.4 実施要領（段階確認）</p> <p>(1) 段階確認一覧表の運用について</p> <p>段階確認は、土木工事共通仕様書 第3編 3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等表 3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（段階確認一覧表内の種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に提出しなければならない。ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督職員と協議し、定めるものとする。</p> <p>(2) 段階確認の報告</p> <p>段階確認書により事前に監督員に報告する。</p> <p>なお、段階確認に係わる報告については、下記の方法でも可とするが、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 段階確認書による整理 ③ 施工計画書－施工方法の工種フロー内に明記 ④ 週間工程表による確認 <p>(3) 段階確認の臨場確認</p> <p>監督職員は段階確認書等により段階確認予定を受注者に通知し、臨場時は、提示された資料（出来形、品質管理資料等）に基づき該当箇所の確認項目の確認を行う。段階確認書等に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督職員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入する。）</p> <p>(4) 段階確認の机上確認</p> <p>段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、施工管理記録、写真等の資料を準備、提出し机上確認を受けることが出来る。</p> <p>(5) 写真管理</p> <p>監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 R3.8
<p>10 安全管理</p> <p>10.3 事故報告</p> <p>「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-29 事故報告書」に規定されており、受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、福岡市公共工事にかかる事故報告要領に基づいて報告しなければならない。</p> <p>事故速報の様式は、福岡市ホームページの「創業・産業・ビジネス」→「公共工事・技術情報」→「公共工事の技術情報」→「公共工事の安全対策について」</p> <p>(http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/anzen.html)</p> <p>→「公共工事にかかる事故報告要領」の標準様式を使用する。</p>	<p>10 安全管理</p> <p>10.3 事故報告</p> <p>「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-30 事故報告書」に規定されており、受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、福岡市公共工事にかかる事故報告要領に基づいて報告しなければならない。</p> <p>事故速報の様式は、福岡市ホームページの「創業・産業・ビジネス」→「公共工事・技術情報」→「公共工事の技術情報」→「公共工事の安全対策について」</p> <p>(http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/anzen.html)</p> <p>→「公共工事にかかる事故報告要領」の標準様式を使用する</p>

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R2.4	福岡市 改定 (案)
<p>1 1 再生資源</p> <p>11.1 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）</p> <p>再生資源利用計画書（実施書）や再生資源利用促進計画書（実施書）の作成は、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、原則、建設副産物情報センター（http://www.recycle.jacic.or.jp/）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に提出、工事完了後には実施書を発注者に提出する。監督員は提出された実施書を一件書類へ添付する。建設副産物情報交換システムを導入していない場合は、「再生資源利用計画書（実施書）」や「再生資源利用促進計画書（実施書）」の提出でも可とする。なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物5.再生資源利用計画、6.再生資源利用促進計画、7.処理場所及び処理業者の変更、8.実施書の提出 9.建設副産物情報交換システムには以下のように規定されている。</p> <p>11.4 建設発生土</p> <p>土木工事共通仕様書第1編 第1編1-1-1-18 建設副産物 11.建設発生土受入承諾書において以下のように規定されている。</p>	<p>1 1 再生資源</p> <p>11.1 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）</p> <p>再生資源利用計画書（実施書）や再生資源利用促進計画書（実施書）の作成は、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、原則、建設副産物情報センター（http://www.recycle.jacic.or.jp/）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に提出、工事完了後には実施書を発注者に提出する。監督員は提出された実施書を一件書類へ添付する。建設副産物情報交換システムを導入していない場合は、「再生資源利用計画書（実施書）」や「再生資源利用促進計画書（実施書）」の提出でも可とする。なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-19 建設副産物5.再生資源利用計画、6.再生資源利用促進計画、7.処理場所及び処理業者の変更、8.実施書の提出 9.建設副産物情報交換システムには以下のように規定されている。</p> <p>11.4 建設発生土</p> <p>土木工事共通仕様書第1編 第1編1-1-1-19 建設副産物 11.建設発生土受入承諾書において以下のように規定されている。</p>

工事関係書類 様式一覧【土木】

【 】内の様式は、国の統一化様式です。

No.	書類名称	様式	No.	書類名称	様式
1	工事打合せ簿 ※押印:現場代理人印	様式2-1 【様式-9】	37 38	工事履行報告書	様式3-1 【様式-14】
2	協議書(工事打合せ簿) ※押印:現場代理人印	様式2-3 【様式-9】	38 39	中間前金払認定請求書	様式(契約課) 【様式-15】
3	請求書	【様式-5(1)】	39	工事履行報告書	様式(契約課)
4	建設工事請負契約書	様式 (契約課)	40	中間前金払認定調書	様式 (契約課)
5	請書	様式第6号 (契約課)	41	中間前金払請求書 請求書(中間前払金)	様式(契約課) 【様式-5(1)】
6	見積書	様式第10号 (契約課)	42	指定部分完了届 指定部分完成通知書	様式 【様式-16】
7	着手届	様式第13号 (契約課)	43	指定部分受渡書 指定部分引渡書	様式 【様式-17】
8	現場代理人及び技術者通知書 現場代理人等通知書 現場代理人等変更通知書	様式 【様式-1】 【様式-1(3)】	44	部分払申請書	参考様式 (検査課)
9	履歴書 経歴書 ※押印:現場代理人印または技術者印	様式 【様式-1(2)】	45	既済部分明細書	参考様式 (検査課)
10	建設業退職金共済制度に係る報告書(当初・完了時) 建設業退職金共済制度の掛金収納書(当初・完了時)	様式 【様式-4】	46	部分払金計算書	参考様式 (検査課)
11	下請負人(建設用機械使用)通知書 (廃止予定)	様式	47	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	別紙1 (検査課)
12	監督員通知書	様式1-1	48	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合	別紙2 (検査課)
13	前金払い請求書 請求書(前払金)	様式(契約課) 【様式-5(1)】	49	契約目的物の部分使用承諾書 工事の部分使用について	別紙3(検査課) 【様式-22】
14	分別解体等の計画等	別表3	50	通知書(工事打合せ簿) ※押印:現場代理人印	様式2-4 【様式-9】
15	建設リサイクル法に基づく通知書	様式-3	51	設計変更事由書	様式2-5
16	特定建設作業実施届出書	様式第9号 (環境保全課)	52	共済証紙受払簿	様式第030号 (建退共)
17	休日取得計画表兼実施報告書	様式	53	就労状況報告書及び共済証紙受領書 【提出不要】	様式2号 (建退共事務受託様式)
18	再生資源利用計画書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※	54	共済証紙貼付状況報告書 【提出不要】	様式3号 (建退共事務受託様式)
19	再生資源利用促進計画書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※	55	完了届 完成通知書	様式第14号(契約課) 【様式-29】
20	建設発生土受入承諾書 ※押印:現場代理人印	様式-3	56	受渡書 引渡書	様式第16号(契約課) 【様式-30】
21	技術提案等の履行確認表	様式 (技術企画課)	57	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	別記様式第3①(検査課) 【様式-34(1)】
22	地下埋設物確認書	様式	58	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	別記様式第3②(検査課) 【様式-34(2)】
23	ICT活用工事(土工)実施計画書	様式	59	電子媒体納品書 ※押印:現場代理人印	参考様式
24	産業廃棄物処理計画書	様式1 (産業廃棄物指導課)	60	技術提案等の履行確認結果表	様式 (技術企画課)
25	工事概要	様式	61	再生資源利用実施書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※
26	電子納品事前協議チェックシート 土木工用	様式	62	再生資源利用促進実施書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※
27	事前協議チェックシート (情報共有システム活用工用)	様式	63	産業廃棄物処理実績報告書	様式2 (産業廃棄物指導課)
28	施工体制台帳	参考様式 (国土交通省)	64	手直し完了報告書 修補完了届	様式(検査課) 【様式-21】
29	再下請負通知書	参考様式 (国土交通省)	65	検査員指摘事項完了報告書	様式
30	施工体系図	参考様式 (国土交通省)	65 66	工程表 変更工程表	【様式-3(1)】
31	作業員名簿	参考様式 (国土交通省)	66 67	出来形管理図表 品質管理図表	【様式-31】 【様式-32】
31 32	地場企業下請不使用理由書	様式-1	67 68	材料確認書	【様式-10】
32 33	使用資材一覧表	参考様式	68 69	段階確認書	【様式-11】
33 34	安全・訓練等の実施報告書	様式3-4	69 70	確認・立会依頼書	【様式-12】
34 35	事故速報	様式1(事故報告要領) 【様式-13】	70 71	支給品受領書	【様式-24】
35 36	事故報告書	様式2	71 72	支給品精算書	【様式-25】
36 37	報告書(監督担当課の見解)	様式2-1	72 73	現場発生品調書	【様式-28】

※ 建設副産物情報交換システムで入力することを原則とするが、やむをえない場合は、エクセル入力でも可とする。

(新)

1, 2

様式-9

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 検査 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容)	 添付図 枚、その他添付図書		
処理			
回答	受注者 上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:		

課長	総括監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

(旧)

1

(様式2-1)

平成 年 月 日

福岡市長様

受注者名

現場代理人氏名

印

平成 年 月 日に契約しました下記の工事については、次のとおり(協議・承諾・通知・提出・報告・届出・検査・確認・立会・請求・その他())を(願います・いたします。)

工事名	
工事場所	
工期	
請負額	
(内容)	

平成 年 月 日

福岡市 局 部 課

課長 印

上記について、下記により(承諾・受理・通知・その他())します。

記

※押印の上、一部返送願います。(二部作成)

(新)

様式-5 (1)

課長	総括監督員	監督員

年月日：

請求書 ()

(発注者)

殿

請求者 (住所)

(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

ただし、次の工事の()として

工事名

希望する支払方法にを記入してください。

口座振込を希望します。
(本市に2つ以上口座を登録されている方は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。)

振込希望金融機関名 _____ 銀行 金庫 _____ 店

預金の種別 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

フリガナ _____
(記入する口座は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳と確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

現金受領を希望します。

隔地払 (外国送金等) を希望します。

(注) () には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。

前払金、中間前払金を請求する場合は、下記の請求金額確認欄に記入すること。

契約金額	_____円	(A)
前金等の率	_____%	
支払可能額	_____円	
前金等請求額	_____円	(B)今回請求額
支払済の前金払の額	_____円	(C)
支払済の前金払の率	_____%	
前金等の支払額	_____円	【(B)+(C) ≤ (A)×60%】

3

(旧)

3

請求書

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

件名

希望する支払方法にを記入してください。

口座振込を希望します。

(本市に2つ以上口座を登録されている方は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。)

金融機関名	銀行										本店 支店
預金種別	普通・当座					口座番号					
口座名義 (カナ)											

(記入する口座は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

現金受領を希望します。

隔地払 (外国送金等) を希望します。

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住所

氏名

(あて先) 福岡市 (区) 長

請求印

(福岡市)

- (注) 1 金額と口座番号は、右づめで記入してください。
 なお、ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、振込用の口座番号を記入してください。
 2 請求書の金額は、訂正できません。
 請求印は、異なる印鑑での再捺印ができません。
 なお、金額・請求印以外の項目は、請求印で訂正できます。
 3 黒ボールペンを使用してください。(鉛筆や消せるペンは、使用できません。)

(新)

7

(旧)

7

様式第13号

担 当 課		
課 長	係 長	係 員

着 手 届

年 月 日

(宛先)福岡市長

住 所

氏 名

年 月 日に契約しました下記 工事・製造・業務 に、

年 月 日着手しましたのでお届けいたします。

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで

(注)「工事・製造・業務」については、該当するものを○で囲むこと。

様式第13号

担 当 課		
課 長	係 長	係 員

着 手 届

年 月 日

(宛先)福岡市長

住 所

氏 名

Ⓞ

年 月 日に契約しました下記 工事・製造・業務 に、

年 月 日着手しましたのでお届けいたします。

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで

(注)「工事・製造・業務」については、該当するものを○で囲むこと。

様式-1

課長	総括監督員	監督員

現場代理人等通知書

年月日:

(発注者)

殿

(受注者)

令和〇年〇月〇日付けをもって請負契約を締結した ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○工事 について工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたの
 で別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
監理技術者又は監理技術者補佐氏名:

特例監理技術者氏名

専門技術者氏名

※技術者が現場代理人を兼ねる場合は技術者氏名欄には「同上」を記入でも可

課			課		
課長	係長	係員	課長	係長	係員

現場代理人及び技術者通知書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

受注者

氏名

印

現場代理人及び技術者を下記のとおり定めたので通知します。
 なお別紙のとおり現場代理人及び技術者の履歴書を提出します。

工 事 名					
工 事 場 所					
契 約 金 額					
契 約 年 月 日	平成 年 月 日	履行期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
現場代理人氏名					
技 術 者 氏 名		該 種 類 該 当 技 術 者 の 類 ① 該 当 番 号 を 〇 で 囲 む。 ② ③ ④ ⑤ ま で の	1. 主任技術者		
技 術 者 氏 名			2. 専任の主任技術者		
			3. 監理技術者		
			4. 専任の監理技術者		
			5. 専門技術者		
摘 要					

- (注) 1. 技術者が現場代理人を兼ねる場合は技術者氏名欄には「同上」を記入して可。
 2. 専門技術者の設置を必要とする場合は管理の対象となる工事名を摘要欄に記入すること。
 なお、主任、監理及び専門技術者等の設置基準は建設業法（第26条第1項、同2項、第26条の2）を参照のこと。
 3. 現場代理人及び技術者の履歴書は、別記様式により作成すること。

(新)

様式-1(3)

課長	総括監督員	監督員

年月日:

(発注者)

殿

(受注者)

現場代理人等変更通知書

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

令和○年○月○日 付で通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり
変更したいので、別紙経歴書を添え、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

(注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式-1に準ずる。

2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する
- ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・専門技術者
 - ・監理技術者補佐
 - ・特例監理技術者

様式-1(2)

年月日：

経 歴 書

(現場代理人等氏名)

現 住 所

生 年 月 日

*最 終 学 歴

資格及び資格番号

*職 歴

*工 事 経 歴

*営業所の専任技術者 該当する ・ 該当しない ※どちらかを○で囲む

兼任する工事 ①発注機関名称 ②工事名 ③工事場所 ④契約金額 ⑤履行期間 ⑥兼任の種類 現場代理人・主任技術者・特例監理技術者 ※いずれかを○で囲む

(注) 1. *は、技術者の資格要件を、実務経験とする場合に、技術者の設置基準(特記仕様書で定められたものを含む)に適合していることが確認できるよう、その内容を記入してください。 2. 兼任する工事の欄は、現場代理人、又は専任を要しない主任技術者として兼任する工事がある場合に必要事項を記入すること。また、履行期間中に他工事の兼任を行う場合も、速やかに必要事項を記入し届け出てください。

(平成 年 月 日作成)

履 歴 書

(現場代理人・技術者)

住 所

氏 名

印

生年月日 昭和 年 月 日生 平成

Table with columns for Education (最終学歴), Career (職歴), License (免許・資格), Business (営業所の専任技術者), and Concurrent Work (兼任する工事). It includes fields for dates, names, and specific job details.

(注) 1. 技術者の履歴書の職歴・資格欄は、技術者の設置基準(特に仕様書で定められたものを含む。)に適合していることを確認するに足る内容とすること。 2. 現場代理人、又は専任を要しない主任技術者として兼任する工事がある場合は、兼任する工事の欄に必要事項を記入すること。また、履行期間中に他工事の兼任を行う場合も、速やかに必要事項を記入し届け出ること。

(新)

10

(旧)

10

様式-4

建設業退職金共済制度の掛金収納書
(当初・完了)

年月日:

(発注者)

殿

(受注者)

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○工事	工期	
契約年月日	令和○年○月○日	契約金額	
共済証紙購入金額	¥		
掛金収納書を貼る (契約者から発注者用)			

提出できません。

- 既に保有している証紙を使用する。
- 自社の退職金制度などの他の制度を利用する。
- 対象者はいません。

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

課長	係長	係員

平成 年 月 日

(あて先)
福岡市長

商号又は名称
所在地
代表者 役職名・氏名

印

建設業退職金共済制度に係る報告書
(当初・完了時)

下記の工事請負契約に係わる建設業退職金共済制度の共済証紙について、下記のとおり報告します。なお、建設業退職金共済証紙を購入した場合は、当該掛金収納書を提出します。

記

1	契約件名		
2	工事の種類	舗装、橋梁等、ずい道、堰堤、浚渫・埋立、その他の土木、 建築(住宅、非住宅)、設備(住宅、非住宅)、屋外の電気等、機械器具設置	
3	契約年月日	平成 年 月 日	
4	契約金額	円	
5	共済証紙購入額	円 (保有の証紙を使用する場合も記入して下さい)	
6	建設業退職金共済証紙について(□に✓印を記入(複数可))		
	<input type="checkbox"/> 対象労働者の就労予定日数による共済証紙購入等 対象労働者 人 就労(予定)日数 のべ 日 (証紙の内訳)		
	共済証紙購入額	日分	
	保有の共済証紙を使用	日分	合計 日分
	<input type="checkbox"/> 対象者の把握が困難なため、「共済証紙の購入の考え方」による共済証紙購入 $\left(\frac{\text{円}}{\text{総工事費}} \right) \times \left(\frac{\text{円}}{1000} \right) \times \left(\frac{\text{％}}{\text{該当工事の共済証紙購入率}} \right) = \frac{\text{％}}{70 \text{％}}$		
	= 円 ÷ 証紙単価 = 枚(端数切り上げ)		
	<input type="checkbox"/> (1)当初に収納書を提出できません (2)対象者はいません 理由		

休日取得計画表兼実施報告書 (新)

17

〇/〇/〇
(休日取得計画提出)

本工事は、週休2日(4週8休)に取組むこととし、下記のとおり休日取得計画を作成しましたので提出します。

工事名: ○○建設工事

工期: ○〇/〇〇/〇〇 ~ ○〇/〇〇/〇〇

(着手日: ○〇/〇〇/〇〇, 現場施工完了日: ○〇/〇〇/〇〇)

1 月 日 曜日	第1週							第2週							第3週							第4週							計画		実施	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																																
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		
1 月 日 曜日																													対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																													28	28		
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		
1 月 日 曜日																													対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																													28	28		
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		
1 月 日 曜日																													対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																													28	28		
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		
1 月 日 曜日																													対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																													28	28		
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		

合計	
対象日数	140
休暇取得日数	未達成

凡例		
休	休日等(入力要)	対象外(自動出力)
代	代休	完
年	年末年始休暇(5日間) ※元日(祝日)を含めること6日間	完
中	一時中止期間等	完
夏	夏季休暇(3日間)	完

休日取得計画表兼実施報告書 (旧)

17

〇/〇/〇
(休日取得計画提出)

本工事は、週休2日(4週8休)に取組むこととし、下記のとおり休日取得計画を作成しましたので提出します。

工事名: ○○建設工事

工期: ○〇/〇/〇 ~ ○〇/〇/〇

(着手日: ○/〇/〇, 現場施工完了日: ○/〇/〇)

1 月 日 曜日	第1週							第2週							第3週							第4週							計画		実施	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																																
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		
1 月 日 曜日																													対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																													28	28		
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		
1 月 日 曜日																													対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																													28	28		
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		
1 月 日 曜日																													対象日数	休暇予定日数	対象日数	休暇取得日数
行事																													28	28		
計画																													28	28		
実施																													未達成	未達成		

合計	
対象日数	140
休暇取得日数	未達成

凡例		
休	休日等(入力要)	対象外(自動出力)
代	代休	完
年	年末年始休暇(5日間) ※元日(祝日)を含めること6日間	完
中	一時中止期間等	完
夏	夏季休暇(3日間)	完

建設発生土受入承諾書

工 事 名	
工 事 発 注 課	
受 注 者	(受注者名) (現場代理人氏名)
搬 入 場 所	
所有者または管理者 住 所 氏 名	
捨 土 量	m ³
処 分 先 の 現 況	
町 内 会 名 会 長 氏 名	
備 考	

- 注1 施工計画書に添付すること。
 注2 処分先のわかる位置図を添付すること。
 注3 町内会長氏名欄の記入方法はいずれかにする。
 ①町内会長の承諾を得た上で、町内会名、会長氏名を記入する。(記名もしくは署名)
 ②「別紙のとおり」と記入し、一定期間の承諾を得た資料を添付する。
 注4 町内会長の承諾は、指定処分場及び本市の工事に流用する場合については不要。
 注5 「福岡県土砂埋め立て等による災害の発生の防止に関する条例」により、土砂埋め立て等を行う土地の面積が、3,000㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋立許可等の確認を行い、許可書の写しを添付すること。

建設発生土受入承諾書

工 事 名	
工 事 発 注 課	
受 注 者	(受注者名) (現場代理人氏名) 印
搬 入 場 所	
所有者または管理者 住 所 氏 名	
捨 土 量	m ³
処 分 先 の 現 況	
町 内 会 名 会 長 氏 名	
備 考	

- 注1 施工計画書に添付すること。
 注2 処分先のわかる位置図を添付すること。
 注3 町内会長氏名欄の記入方法はいずれかにする。
 ①町内会名、会長氏名を記入する。
 ②「別紙のとおり」と記入し、一定期間の承諾を得た資料を添付する。
 注4 町内会長の承諾は、指定処分場及び本市の工事に流用する場合については不要。
 注5 「福岡県土砂埋め立て等による災害の発生の防止に関する条例」により、土砂埋め立て等を行う土地の面積が、3,000㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋立許可等の確認を行い、許可書の写しを添付すること。

様式-13 (福岡市様式1)

事故速報 (第報)						
情報の通報者名		(受注者名、第三者名等)				
令和 年 月 日 時 分 受信						
発信者					受信者	
事故発生日	令和 年 月 日 ()	時	分	天候(温度)		
事故発生場所						
工事名	#REF!					
工期	から まで					
受注者名						
事故の内訳	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(病院名等)
事故の概要	※事故の原因、経緯、処置等 例：誰が(何が)原因者 + どうした時に + 誰が(何が)被災者 + どうなった + 周囲への影響					
添付資料	・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・その他()					
関係機関への連絡の有無	警察署	水道局	NTT	区役所		
	労基署	九州電力	道路管理者	その他		
	消防署	西部ガス	交通関係	(署、店名を記入)		
事故後の対応						
監督課指示事項						

※ 工事事故発生確認後、直ちに電話等により監督課へ連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで監督課に本様式により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。
 ※ 事故後の対応及び監督課指示事項は最終報告までに記入すること。

事故速報

(速報第 回・最終版)

様式 1

報告日時 月 日 時 分

課		
課長	係長	係員

報告者		受理者		
工事件名			受注者名	
工期			現場代理人	
請負金額			連絡先	
いつ	平成 年 月 日 ()	時 分	天候	
どこで				
だれ(何が)	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. その他(例:落石や不発弾等)			
	氏名	住所		
	勤務先	下請の場合 次	連絡先	男・女 才
原因者	備考			
どうした時に	1. 現場作業中 2. 通行中 3. その他 ※詳細は内容欄に記載のこと			
	内容			
発生状況	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 4. その他(備考欄に記載)			
	氏名	住所		
	勤務先	下請の場合 次	連絡先	男・女 才
被災者	備考			
どうなった	1. 物損 2. 負傷 3. 死亡 ※詳細は内容欄に記載のこと			
	傷病の程度等			
	病院名	搬送手段	救急車・通勤用車両・その他の車両	
周囲への影響	1. 多い 2. 少ない 3. なし ※詳細は内容欄に記載のこと			
	内容			
関係機関への連絡の有無	警察署	水道局	NTT	区役所
	労基署	九州電力	道路管理者	その他
	消防署	西部ガス	交通関係	(署、店名を記入)
添付資料	・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・その他()			
※添付資料の該当に○印。 ※下記2項目は最終報告までに記入すること。				
事故後の対応(応急処置等)				
事故の原因				
監督課指示事項(監督課が記入)				

※受注者の方へ:事故発生時、太枠欄の情報を至急確認しTEL等で通報して下さい。その他は確認後の第2、3報でよい。

工 事 履 行 報 告 書

平成 年 月 日

(あて先)
福 岡 市 長

(工事請負者)
住所

氏名 印

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日まで
報告日付	平成 年 月 日	現在	
月 別	予定工程 %	実施工程 % () は予定工程との差	作業に要する経費 %
平成 年 月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
月	%	% ()	%
(記載欄)			

工期の2分の1以上で当該時期までに実施すべき作業が行われ、作業に要する経費は2分の1以上であることを確認した。

平成 年 月 日

(監督員) 所属
氏名

印

課 長	係 長

課			課			課		
課長	係長	係員	課長	係長	係員	課長	総括監督員	監督員

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

中間前金払認定請求書

工事請負契約書第34条の2に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契約日 令和〇年〇月〇日

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工期 自
至

工事場所

契約金額 ￥

課			課			課		
課長	係長	係員	課長	係長	係員	課長	係長	係員

調査の結果、中間前金払ができる要件を具備していることから認定してよろしいか。

中間前金払認定請求書

工事名	
工事場所	
工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
契約金額	円

上記工事について、工事履行報告書を添付し、
中間前払金に係る認定を請求します。

平成 年 月 日

(あて先)
福岡市長

請求者 住所

氏名

印

様式-16

課長	総括監督員	監督員

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、 年 月 日 をもって完成したので工事請負
契約書第31条第1項に基づき通知します。

記

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工 期 自 至

請負代金額 ￥

指定部分工期 自 至

指定部分に対する請負代金額 ￥

課		
課 長	係 長	係 員

指 定 部 分 完 了 届

平成 年 月 日

(あて先)

福岡市長

住所

氏名

(電話

-

印

)

平成 年 月 日着手しました下記工事の指定部分は 月 日完成
しましたので検査願います。

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所 福岡市 区

3 履 行 期 間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

但 工事については 月 日

様式-22

課長	総括監督員	監督員

年月日：

受信者：「受注者名」又は『福岡市長』

発信者：「福岡市長」又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項に基づき（協議・承諾）する。

記

- 1. 使用目的
- 2. 使用部分
- 3. 使用期間 自 至
- 4. 使用者
- 5. その他

(注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。
 2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「福岡市長」として、発注者が作成する。
 3. 承諾の場合は、受信者を『福岡市長』、発信者を「受注者名」として、受注者が作成する。

(別紙 3)

平成 年 月 日

(あて先)
福岡市長

受注者 住 所
氏 名

印

契約目的物の部分使用承諾書

- 1 契 約 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間

上記契約について別紙添付図面表示部分の引渡し前における部分使用の御要望については、建設工事請負契約書約款第33条（部分使用）の規定により承諾するとともに、中間確認検査時においては立会いたします。

使用期間

平成 年 月 日から引渡し完了日まで

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 検査 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容)			
添付図 枚、その他添付図書			
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:	

課長	総括監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

通知書

受注者名 現場代理人氏名 様

福岡市 局 部 課長 印

平成 年 月 日付の下記工事の協議については、次のとおり通知します。

工事名			
工事場所			
受注者名		請負金額	円
工期	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	契約変更 予定日	平成 年 月 日
(通知事項)			
変更増減額 (概算金額)	約 ○ 万円 増・減	左記は設計金額における直接工事費ベースの増減額であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。	

上記の通知については、承諾します。

平成 年 月 日

受注者名 現場代理人氏名 印

※ 押印の上、一部返送願います。(二部作成)

様式-29

課長	総括監督員	監督員

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

完 成 通 知 書

下記工事は 年 月 日 をもって完成したので工事請負契約書
第31条第1項に基づき通知します。

記

- 1. 工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2. 請負代金額 ￥
- 3. 契約年月日 令和○年○月○日
- 4. 工 期 自 至

(注) 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

様式第14号

担 当 課		
課 長	係 長	係 員

完 了 届

年 月 日

(あて先)福岡市長

住 所

氏 名

Ⓜ

年 月 日に着手しました下記工事は 月 日完成しましたので検
査願います。

- 1 契 約 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

様式-30

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

引 渡 書

下記工事を工事請負契約書第31条第4項に基づき引渡します。

1. 工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

2. 請負代金額 ￥

3. 検査年月日

年 月 日

引受人

印

立会人

印

様式第16号

受 渡 書

1 契 約 件 名

2 契 約 金 額

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

3 担 保 期 間 受渡完了の日から 年

4 完成検査年月日 年 月 日

上記契約の目的物を 年 月 日受け渡しました。

年 月 日

引渡人

印

引受人

印

立会人

印

様式-3 4 (1)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項 目	評価内容	実施内容	
□工事特性	□構造物の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工震度等の規模が特殊な工事 対象構造物の計上が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 その他 	
	□都市部等の作業環境、社会条件等	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の変形、近接構造物、地中構造物への影響に配慮する工事 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 現道上での交通規制に大きく影響する工事 緊急時に対応が特に必要な工事 施工箇所が広範囲にわたる工事 その他 	
	□厳しい自然・地盤条件	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 急峻な地形及び土砂流危険渓流内での工事 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 その他 	
	□長期工事における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間は除く) その他 	
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□施工	<ul style="list-style-type: none"> 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 コンクリート二次製品等の代替材の適用 施工方法の工夫、施工環境の改善 仮設備計画の工夫 施工管理の工夫 ICT(情報通信技術)の活用 等 	
	□新技術活用	<ul style="list-style-type: none"> NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用 	
	□品質	<ul style="list-style-type: none"> ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等 	
	□安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等 	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 その他 	

別記様式第3 ①

課 長	係 長	係 員

平成 年 月 日受付

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

平成 年 月 日

(あて先)福岡市長様
福岡市水道事業管理者様
福岡市交通事業管理者様
請負者

印

下記工事における工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について提出します。

記

工事名																									
工事場所																									
工期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	請負代金額 円																								
1. 実施状況(提案件数)																									
<table border="0"> <tr> <td>○工事特性</td> <td>___件</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>□構造物の特殊性</td> <td>□建物規模</td> <td>□建物固有の機能の難しさ</td> </tr> <tr> <td>□建物固有の施工技術の難しさ</td> <td>□厳しい自然・地盤条件</td> <td>□都市部等の作業環境、社会条件等</td> </tr> <tr> <td>□厳しい周辺環境、社会条件</td> <td>□長期工事における安全確保</td> <td>□施工現場</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>○創意工夫</td> <td>___件</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>□準備・後片付け</td> <td>□施工関係</td> <td>□品質関係</td> </tr> <tr> <td>□安全衛生関係</td> <td>□施工管理関係</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>○社会性等</td> <td>___件</td> <td>□地域への貢献等</td> </tr> </table>	○工事特性	___件	<table border="0"> <tr> <td>□構造物の特殊性</td> <td>□建物規模</td> <td>□建物固有の機能の難しさ</td> </tr> <tr> <td>□建物固有の施工技術の難しさ</td> <td>□厳しい自然・地盤条件</td> <td>□都市部等の作業環境、社会条件等</td> </tr> <tr> <td>□厳しい周辺環境、社会条件</td> <td>□長期工事における安全確保</td> <td>□施工現場</td> </tr> </table>	□構造物の特殊性	□建物規模	□建物固有の機能の難しさ	□建物固有の施工技術の難しさ	□厳しい自然・地盤条件	□都市部等の作業環境、社会条件等	□厳しい周辺環境、社会条件	□長期工事における安全確保	□施工現場	○創意工夫	___件	<table border="0"> <tr> <td>□準備・後片付け</td> <td>□施工関係</td> <td>□品質関係</td> </tr> <tr> <td>□安全衛生関係</td> <td>□施工管理関係</td> <td></td> </tr> </table>	□準備・後片付け	□施工関係	□品質関係	□安全衛生関係	□施工管理関係		○社会性等	___件	□地域への貢献等	<p>合 計 ___件</p>
○工事特性	___件	<table border="0"> <tr> <td>□構造物の特殊性</td> <td>□建物規模</td> <td>□建物固有の機能の難しさ</td> </tr> <tr> <td>□建物固有の施工技術の難しさ</td> <td>□厳しい自然・地盤条件</td> <td>□都市部等の作業環境、社会条件等</td> </tr> <tr> <td>□厳しい周辺環境、社会条件</td> <td>□長期工事における安全確保</td> <td>□施工現場</td> </tr> </table>	□構造物の特殊性	□建物規模	□建物固有の機能の難しさ	□建物固有の施工技術の難しさ	□厳しい自然・地盤条件	□都市部等の作業環境、社会条件等	□厳しい周辺環境、社会条件	□長期工事における安全確保	□施工現場														
□構造物の特殊性	□建物規模	□建物固有の機能の難しさ																							
□建物固有の施工技術の難しさ	□厳しい自然・地盤条件	□都市部等の作業環境、社会条件等																							
□厳しい周辺環境、社会条件	□長期工事における安全確保	□施工現場																							
○創意工夫	___件	<table border="0"> <tr> <td>□準備・後片付け</td> <td>□施工関係</td> <td>□品質関係</td> </tr> <tr> <td>□安全衛生関係</td> <td>□施工管理関係</td> <td></td> </tr> </table>	□準備・後片付け	□施工関係	□品質関係	□安全衛生関係	□施工管理関係																		
□準備・後片付け	□施工関係	□品質関係																							
□安全衛生関係	□施工管理関係																								
○社会性等	___件	□地域への貢献等																							
2. 提案内容																									
別記様式第3②のとおり																									

1. 調査項目別に提案件数及び該当する細別の□に×マークを記入すること。
2. 別記様式第3②については、調査項目、細別、提案内容ごとに作成し提出すること。
(別記様式第3②は上記合計件数分提出する必要があります。)
3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
4. 具体的な取組内容(例)等については、別表3、4「工事特性・創意工夫・社会性等に関する事例」を参考にすること。

様式-34(2)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事		
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別紙とする
 “一人一花運動”の花植えや除草は、それぞれについて位置・範囲(面積等)を記載。
 (例:○○月/○○㎡、○○月/・・・、総面積○○○㎡)

別記様式第3②

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)

工事名			
考查項目		細別	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別紙とする。

電子媒体納品書

様

受注者（住所）
（氏名）
（現場代理人）

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

契約件名				契約番号	
電子媒体の種類	数量	単位	作成年月日		備考
		枚	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

備考 1. 監督職員に提出

電子媒体納品書

様

受注者（住所）
（氏名）
（現場代理人）

印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

契約件名				契約番号	
電子媒体の種類	数量	単位	作成年月日		備考
		枚	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

備考 1. 監督職員に提出

様式-21

課長	総括監督員	監督員

年 月 日

(発注者)

殿

(受注者)

修 補 完 了 届

年 月 日の () 検査において、指示されました
 修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

契 約 額

工 事 場 所

契 約 年 月 日

期 限 年 月 日

完 了 年 月 日

修補、改造箇所及び補修内容

(注) 本文 () 内には検査種類を記入する。

上記、修補部分の完了は 年 月 日に確認いたしました。

発注課 :
監督員 :

印

課長		係長		係員	

手 直 し 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

福 岡 市 長 殿

起工番号

工事名

請負者 住 所

氏 名

(電話 -)

手直指摘事項

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____
- (6) _____
- (7) _____
- (8) _____
- (9) _____

上記手直の完了は平成 年 月 日確認いたしました。

所属課名	
監督員	
職 氏 名 印	印

(新規)

検査員指摘事項完了報告書

令和 年 月 日

福岡市長 様
工事名称

受注者 住所

氏名

指 摘 事 項	処 理 方 法
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	
11.	
12.	
13.	
14.	

上記の指摘事項の完了は 令和 年 月 日に確認いたしました。

検査日 令和 年 月 日

監督員 氏名 印

総括監督員 氏名 印

